

地理情報の効果的な利活用に当たって

～地方公共団体における地図等の二次利用に関する解説と事例～

平成 18 年 3 月

G I S 関連法制度研究会

まえがき

政府における行政情報の電子的提供については、情報公開法やIT基本法等の法令や計画等に基づき進められてきているが、行政情報の一つである地理情報は、その特質から、法令・計画等に基づくのみでは十分に流通を促進できない可能性がある。地理情報は様々な主体が創作・整備した成果の積み重ねで成り立っているため、整備から提供に至る権利関係が問題となる。また、提供後に利用者が複製・加工をして配布する二次利用のニーズが非常に高いため、そうしたニーズを踏まえた提供のあり方が検討される必要がある。

このため、地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議では、地理情報の流通促進の観点から、政府の地理情報についてインターネットによる無償提供を基本とする旨申し合わせるとともに、平成14年2月「GISアクションプログラム2002 - 2005」を決定し、その中で地理情報の提供に関するガイドラインを作成することを明示した。

これを受け、「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」（平成15年4月 地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議申し合わせ）及び「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」Q & A集（平成16年6月 地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議制度・運用等検討WG）の策定などを進めた結果、政府においては、地理情報の提供及び活用の面で一定の成果がみられる。

一方、国とともに多くの地理情報を保有する地方公共団体では、一部の先進的な公共団体を除き、地理情報の提供及び活用の上で、二次利用等の知的財産権問題、プライバシー問題などが制約となって法令の基本的な解釈・理解が十分でないこと等から、適切な対応が進んでいないのが実情のようである。

このため、本研究会では、主に地方公共団体が保有する地理情報の流通環境の整備・促進に資する法令上の観点から検討を行い、この度、その一定の成果を「地理情報の効果的な利活用にあたって ～地方公共団体における地図等の二次利用に関する解説と事例～」として取りまとめた。

今後さらに検討や議論を深めるべき課題等が残されているが、上記の提供ガイドライン、ガイドラインQ & A集と併せて本資料を活用することにより、地方公共団体において、地理情報の提供及び活用がより一層促進され、国民、企業等の社会・経済活動にとって有益となることを期待する。

平成18年3月

G I S 関連法制度研究会
座長 堀部 政男

G I S 関連法制度研究会 委員等名簿

(五十音順)

座長

堀部 政男 中央大学大学院法務研究科教授

委員

井上 由里子 神戸大学大学院法学研究科教授

宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

岡部 篤行 東京大学大学院工学系研究科教授

同 大学空間情報科学センター教授(併任)

玉川 英則 首都大学東京大学院都市科学研究科教授

新美 育文 明治大学法学部教授

早稲田祐美子 弁護士

山田 義法 国土空間データ基盤推進協議会事務局長

小牧 和雄 国土交通省国土地理院企画部長

大和田哲生 国土交通省国土計画局総務課国土情報整備室長(～平成17年7月)

西澤 明 国土交通省国土計画局総務課国土情報整備室長(平成17年8月～)

【オブザーバー】

古川 牧雄 総務省自治行政局地域情報政策室理事官

小林 哲也 三重県地域振興部情報企画室主事

大場 亨 市川市建設局道路交通部道路管理課主査

【事務局】

国土交通省国土計画局総務課国土情報整備室

財団法人 日本総合研究所

目次

まえがき

本資料の構成と内容について（読み方ガイド）

1. はじめに	1
1 - 1：背景、目的	1
1 - 2：位置づけと利用方法	2
2. 地理情報の活用の視点	3
2 - 1：二次利用の必要性	4
(1) 地方公共団体における地理情報提供の現状	4
(2) 地理情報の利活用と二次利用に関する理解の必要性	7
2 - 2：基本的な考え方	9
(1) 地理情報システム（GIS）に関わる著作権	9
(2) 地理情報の二次利用と著作権	12
2 - 3：用語の整理	16
2 - 4：関連する法令等	17
(1) 著作権法	17
(2) 測量法	19
(3) 行政機関情報公開法・情報公開条例	20
(4) 個人情報保護法・個人情報保護条例	20
(5) その他	21
2 - 5：二次利用の概要	23
(1) 二次利用に関連する主体	23
(2) 地理情報に関する業務の流れと二次利用	24
(3) 二次利用に関する検討の視点	25
3. 調達・利用について	33
3 - 1：基本的な考え方	34
3 - 2：基本的な調達・利用の進め方	35
3 - 3：考慮すべき事項	40
(1) パターン別の二次利用における法制度面での対応のあり方	40
(2) 調達・利用に当たって確認すべき事項	41
4. 提供について	45
4 - 1：基本的な考え方	46
4 - 2：基本的な提供の進め方	47
4 - 3：考慮すべき事項	52
(1) パターン別の二次利用における法制度面での対応のあり方	52
(2) 提供時に確認すべき事項	55

5. 事例集	59
(1) 三重県.....	61
(2) 島根県中山間地域研究センター	68
(3) 東京都.....	73
(4) 浦安市.....	77
(5) 西宮市.....	81
(6) 津山市.....	84
(7) 市川市.....	88
(8) 宇治市.....	90
巻末資料	103
地理情報の提供について	103
調達時における契約書に盛り込むべき項目（例）	110
提供時における契約書・約款に盛り込むべき項目（例）	114

索引

本資料の構成と内容について（読み方ガイド）

「地理情報の効果的な利活用に当たって～地方公共団体における地図等の二次利用に関する解説と事例～」(以下「本資料」という。)は、主に「本文」、「ワンポイント」、「チェックシート」、「コラム」の4つの項目から成り立っている。各項目の位置づけ及び記述内容について以下に説明する。

- **本文**：各章で取り上げているテーマについて、順を追って説明している。ここでは、具体例なども掲載し、通読することで地理情報（地図等）の調達・利用及び提供における基本的な内容及び流れが理解できるようになっている。
- **ワンポイント**：法令上の視点から、特に留意すべき点・確認を要する点等について、本文とは別に囲み記事を設けて解説している。
- **チェックシート**：実務上の視点から、実際に二次利用を行う場合に確認すべきポイントについて整理し、一覧表形式で取りまとめている。
- **コラム**：新しい動きや長期的な視点から、今後地理情報（地図等）の二次利用に関連する事項として留意しておくべき話題（参考情報）を整理・紹介している。

1. はじめに

- 1-1: 背景、目的
- 1-2: 位置づけと利用方法

・地理情報の二次利用に関する**全体像をお知りになりたい場合は**、まず2.をお読み下さい。

2. 地理情報の活用の視点

2-1: 二次利用の必要性

2-2: 基本的な考え方

2-3: 用語の整理

2-4: 関連する法令等

(著作権法、測量法、行政機関情報公開法・情報公開条例、個人情報保護法・個人情報保護条例、その他)

2-5: 二次利用の概要

- ・[ワンポイント] 「自ら作成(修正)した地図を利用する場合」と「他者が作成した地図を利用する場合」それぞれの留意点(p25)
- ・[ワンポイント] 公共測量成果の著作権(p26)
- ・[ワンポイント] 地方公共団体内部で作成したデータの利活用に関する留意点(p26)
- ・[ワンポイント] データ共有に関する公的機関同士の協力関係(海外事例)(p27)
- ・[ワンポイント] GIS上に書き込まれた情報の著作権(p28)
- ・[ワンポイント] 対価のあり方(海外事例)(p30)

《コラム①》アメリカにおける著作権に関する新しい動き～「クリエイティブ・コモンズ(Creative Commons)」の考え方～(p31)

・具体的な対応策を確認・検討したい場合は、3.～4. (基本的な考え方・進め方、考慮すべき事項)をご覧ください。

3. 調達・利用について

3-1: 基本的な考え方

3-2: 基本的な調達・利用の進め方
※手順など

- ・[ワンポイント] 民間事業者への地図の作成委託と著作権の帰属 (p38)
- ・[ワンポイント] 契約で譲渡されている著作権の範囲 (p38)
- ・[ワンポイント] 民間事業者の「工夫」成果の帰属 (p39)
- ・[ワンポイント] 「内部業務」の範囲 (p39)
- ・[ワンポイント] 統合型GISの構築と地理情報の調達・利用 (p39)

3-3: 考慮すべき事項

※主なパターン別での対応

- ・チェックシート1: 地理情報の調達の際に確認すべき事項 (p41～42)
- ・チェックシート2: 地理情報の利用の際に確認すべき事項 (p43)

4. 提供について

4-1: 基本的な考え方

- ・[ワンポイント] 地方公共団体が地理情報(地図等)を提供する際の根拠 (p46)

4-2: 基本的な提供の進め方

※手順など

- ・[ワンポイント] 民間企業に対する地理情報の提供 (p49)
- ・[ワンポイント] 個人商店等の私的な情報の提供 (p50)

4-3: 考慮すべき事項

※主なパターン別での対応

- ・チェックシート3: 地理情報の提供の際に確認すべき事項 (一般確認事項) (p55～56)
- ・チェックシート4: 地理情報の提供の際に確認すべき事項 (個別確認事項) (p57)

《コラム②》緊急時対応と著作権 (p58)

5. 事例集

(三重県、島根県 中山間地域研究センター、東京都、浦安市、西宮市、津山市、市川市、宇治市)

巻末資料

- 地理情報の提供について
- 調達時における契約書に盛り込むべき項目(例)
- 提供時における契約書・約款に盛り込むべき項目(例)

1. はじめに

1-1 : 背景、目的

G I Sの一層の整備・普及に向けては、地理情報の流通促進が喫緊の課題である。

政府においては、「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」(平成 15 年 4 月)及び「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」Q & A集(平成 16 年 6 月)を策定する等、地理情報の流通環境の整備に取り組んできており、政府の保有する地理情報の提供・利用に関しては一定の成果を上げている。

しかしながら、多くの地理情報を保有する地方公共団体においては、一部の先進的な団体を除き、地理情報の提供及び応用的な利活用(二次利用等)まではあまり進んでいないのが現状である。そのため、様々な地理情報の加工・分析・表示(提供)といったG I Sの優れた機能を十分に活用できている地方公共団体は限定されている。

この理由としては、G I Sに対する市内の認識・理解が十分ではないことに加えて、データの定期的な更新・保守や相互運用性の確保等の適切なデータ管理を行うことが難しいといった技術的側面、G I Sを利活用する仕組み・体制が未整備であることやスキルのある人材の不足といった人的側面、著作権や個人情報保護に対する理解・取組みの遅れといった法制度的側面などが挙げられる。

市内での認識・理解向上や仕組み・体制の整備などに関しては、各地方公共団体において取組みが進められつつあり、また、技術的側面に関しても、I Tの発展に伴って、効率的な運用方法等が整備されてきている。その一方で、地図等の地理情報の提供・利活用に関連する著作権等知的財産権上の問題、及びプライバシー等個人情報保護上の問題については、多くの地方公共団体が日常的に直面している課題でありながら、なかなか理解や整理が進まず、適切な対応策に着手できていないのが現状である。

昨今では、著作権等の知的財産権や個人情報保護に関する社会的関心の高まりから、著作権、個人情報保護等について十分な理解、解釈を促していくことが、地理情報の提供及び利活用の上で一層重要となっている。

また、G I Sの整備・普及の面からも、地理情報の二次利用は社会的な利用の拡大にも大きく結びつくものであり、適切な法的対応等を行っておくことが必要と考えられる。

このため、本資料は、地方公共団体が保有する地理情報の流通環境の整備・促進を目的に地方公共団体における「地理情報の調達・利用」と地方公共団体外部への「地理情報の提供」の二つの側面から、地理情報の二次利用に当たっての法制度的観点からの留意事項について整理・取りまとめを行ったものである。また、具体的な事例に即して検討できるよう、地理情報の調達・利用及び提供に関する主な事例を紹介している。

本資料を通じ、関係各位の理解が深まり適切な対応策が実施されることにより、地方公共団体において、地理情報が積極的に利活用・提供され、地理情報の流通・活用の円滑化及び利用の定着化につながるとともに、G I Sの一層の整備・普及に資することを期待する。

1-2 : 位置づけと利用方法

本資料は、地方公共団体においてGISを利活用している職員を主な対象に、地理情報の二次利用に関連して、地方公共団体が地理情報を適切に調達し二次利用をしていくための地理情報の「調達・利用」という面と、地方公共団体外部において二次利用がなされていくことを念頭に置いた場合の提供のあり方という「提供」の面から、基本的な考え方、実施する際のポイント、留意すべき点、関連する法令の基本的な解釈、及び関連する参考事例を取りまとめている。

本資料に掲載した内容はあくまでも一般的な概念を示したものであり、また、紹介している事例についても、各地方公共団体において地理情報の二次利用を行う際の参考情報として紹介するものである。

現時点において、地理情報に限らず社会全体に関わる事項等で社会的なルールや法的な解釈が必ずしも明確でないケースがある。また、一般的な法解釈は判例により示されているが、個別のケースにより判断が異なることも考えられ、最終的な判断は司法に委ねられる場合がある。

本資料の利用に当たっては、以上の点に留意して活用することが望ましい。

なお、「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」Q&A集には、政府及び地方公共団体が、「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」に基づき地理情報を提供するに当たっての趣旨や関連する法令の基本的な解釈等が取りまとめられている。本資料と併せて参照することで、地理情報の提供について一層理解が深まると考えられることから、一読することを推奨する。

2. 地理情報の活用の視点

本章では、地方公共団体が地理情報の調達・利活用、並びに地理情報の提供を行うに当たっての基本的な考え方を整理・提示する。

👉 本章の内容

○2-1：「二次利用の必要性」

- ・国や地方公共団体が保有する地理情報は、「公用物」としてのみならず「公共用物」としての性格も併せ持つ資産であり、地方公共団体から地理情報が提供されることは、地理情報の利活用促進を図る上で重要であることを述べている。
- ・GISで地理情報を利活用する場合、電子データの特性を考えると「二次利用」を行うことは不可欠であることから、二次利用の意義や必要性などを考慮しながら、関連施策を行っていくことが求められることを述べている。

○2-2：「基本的な考え方」

- ・GISの構成要素のうち、「地図」、「データベース」に焦点を当て、その著作物性及び著作物の保護範囲について説明している。著作権法では、「地図」、「データベース」の保護のあり方が異なっていること等を述べている。
- ・また、地理情報の二次利用と著作権について、加工・改変行為及び提供行為等に関連する著作権処理について説明している。

○2-3：「用語の整理」

- ・本資料に登場する主要な用語の定義について、関連する法律に照らしながら整理している。

○2-4：「関連する法令等」

- ・著作権法、測量法、行政機関情報公開法・情報公開条例、個人情報保護法・個人情報保護条例、その他（工業所有権法、地方公共団体の業務に関連する主な法令）について、主要なポイントを説明している。

○2-5：「二次利用の概要」

- ・地理情報の二次利用に関して、「二次利用に関連する主体」、「地理情報に関する業務の流れと二次利用」、「二次利用に関する検討の視点（対象となる地理情報、調達先・提供先、二次利用目的、提供方法、対価）」などに関する基本的な考え方を説明している。
- ・本資料では、「地方公共団体が地理情報（地図等）を調達し、その地理情報を二次利用する場合（調達・利用側）」と「地方公共団体が保有する地理情報を提供し、その地理情報が二次利用される場合（提供側）」とに分けて整理している。

2-1 : 二次利用の必要性

(1) 地方公共団体における地理情報提供の現状

地方公共団体が保有する地理情報は、「公用物」^(注1)として地方公共団体内部で利用されるのみならず、国民や企業等が活用することによって便益をもたらす「公共用物」^(注2)としての性格を併せ持つ貴重な資産でもある。

地方公共団体が保有する地理情報には、土地、建物、道路、上下水道などをはじめとした国民生活に身近なものが数多くある。昨今、これらの地理情報を、まちづくり、環境対策、防災、教育、福祉等をはじめとした多様な分野において利活用したいというニーズが、国民や企業等の中で高まってきている。地方公共団体が保有する地理情報がGISを通じて国民や企業等の中で利活用されることによって、地方公共団体が提供しているサービスに加えて様々な付加価値サービスも提供されるようになり、その結果、住民に対するサービスの飛躍的な向上が期待できる。このように、地方公共団体からの地理情報の提供は、地理情報を社会的に共有化し、効果的な利活用を促進する上で重要な役割を担っている。

一方、国民や企業等が地理情報を利活用する場合、地方公共団体から提供された地理情報を、より使いやすく付加価値の高い情報になるように適宜加工したり、情報を付加したりすることがしばしば行われる。このような、元の情報（データなども含む）を加工したり、元の情報に新たな情報を付加したりして利用する方法が、「二次利用」と呼ばれるものである。例えば、地理情報の二次利用に該当するケースとしては、以下のようなものがある。

- (例)・地形図の色調を変更した上で必要な部分のみ切り出し、史蹟情報やみやげ物店・宿泊施設情報などを付加して「観光案内マップ」を作る。
- ・都市計画図上の表記を単純化した上で背景図とし、商業施設、娯楽施設、金融機関、公共施設などの情報を付加して「まちおこしGIS」を作る。

上記以外にも、二次利用には様々な形態があり、雑誌・広報誌等への引用、コピー（複製）して配布することなども二次利用として位置づけられる（詳しい整理は「2-2 : 基本的な考え方（1）二次利用とは」を参照）。元の情報の内容や特徴を活かしつつ、加工等によってさらに価値を高めるといった二次利用は、地理情報を効果的に利活用するためには不可欠なプロセスであると言える。

(注1) 公用物：公物（国又は地方公共団体等の行政主体によって直接に公の目的のために供用される個々の有体物）のうち、官公署の建物、国公立学校の建物のように、国又は公共団体の私用に供される物。公共用物に対する。

(注2) 公共用物：道路、公園、緑地、広場、河川、水路、港湾等のように、国、地方公共団体等の行政主体によって直接一般公衆の共同利用に供される物。公用物に対する観念。国有財産については、国有財産法の「公共用財産」がこれに当たる。

（出典：『有斐閣 法律用語辞典』[第3版]2006年3月）

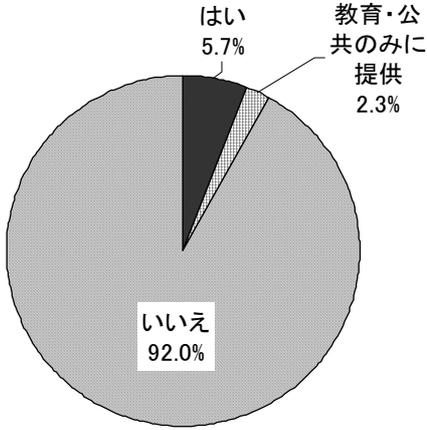
地方公共団体による地理情報の提供の重要性は論を待たないが、地方公共団体では、国民や企業等での二次利用を念頭に置きながら地理情報の提供に関するルールが明確化され、より積極的に地理情報を提供していくことが期待されている。

ここで、地方公共団体における地理情報提供の現状について紹介する。

平成 12 年度～14 年度に実施した「GIS モデル地区実証実験」参加 7 府県（岐阜、静岡、大阪、高知、福岡、大分、沖縄）及び域内市町村で GIS を導入済み又は検討中の 344 団体の GIS 担当課に対して平成 15 年度に行ったアンケート調査（平成 16 年 1 月～3 月、回収率 50.6%）結果では、「GIS モデル地区実証実験」に参加した先進的な府県の地方公共団体においても、一般向けに地理情報（GIS データ）を提供している事例は、まだ極めて少なかった。また、地理情報（GIS データ）の提供事例が少ないこともあり、地理情報（GIS データ）の提供について運用を統一的に定めている地方公共団体は皆無に近かったが、今後、「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」を活用し、地方公共団体においても積極的に地理情報の提供を行うために、「提供条件の設定（利用制限）」、「著作権の所在の明確化」、「地理情報の提供事例」といった、二次利用に関連する情報提供を望む意見が多い。

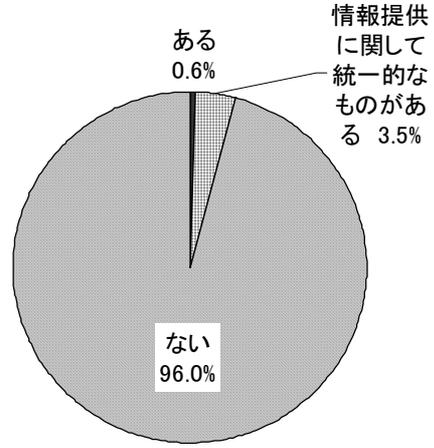
インターネットの急速な普及に伴い、ここ数年間で、地方公共団体が WebGIS によって様々な情報（コンテンツ）を提供したり、WebGIS 上で簡易な二次利用ができるようにしたりしている事例が大幅に増えてきている。しかし、上記の調査結果が示すとおり、二次利用など、地理情報のより応用的な利活用を可能とする形での地理情報（データ）の提供は、依然として進んでいない。国民や企業等による地理情報の利活用を活性化するためには、地方公共団体が積極的に地理情報を提供することが何より重要である。そのためには、地理情報提供に当たっての考え方、特に地理情報の二次利用に関連する法制度面での整理が喫緊の課題である。

図2-1: 貴団体において一般に向けて提供している地理情報(GISデータ)等はいかがでしょうか。



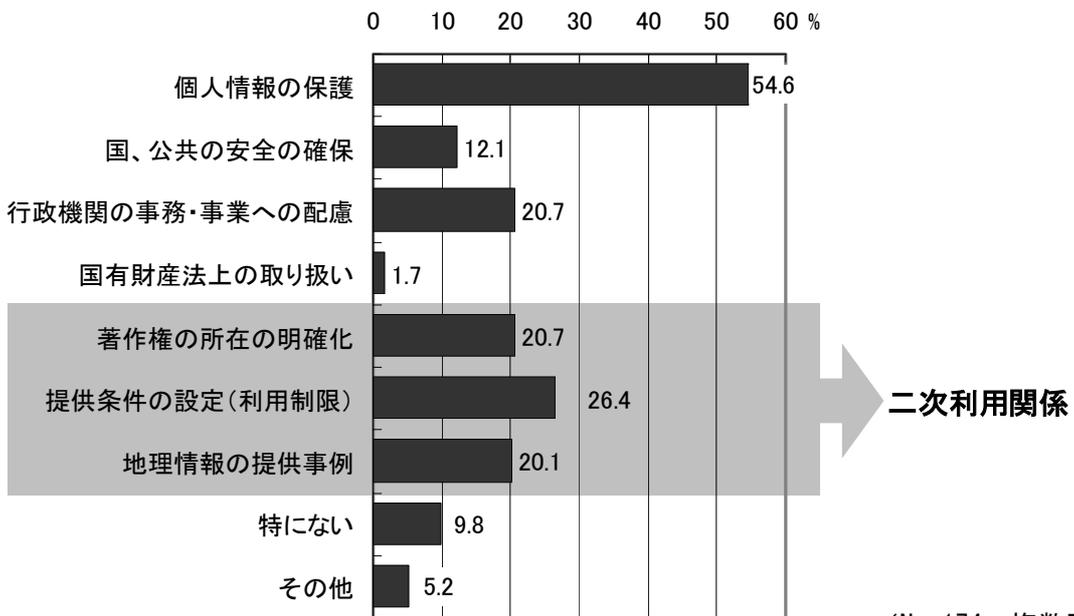
(N=174)

図2-2: 貴団体において、地理情報(GISデータ)の提供についてその運用を统一的に定めたものがございますか。



(N=174)

図2-3: 地方公共団体が今後一層「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」を活用するために、どのような点を充実させる必要があるとお考えですか。(二つまで選択可能)



(N=174、複数回答)

(いずれも平成16年3月、国土交通省国土計画局による調査)

（２）地理情報の利活用と二次利用に関する理解の必要性

地方公共団体におけるGIS導入のメリットは、一つには地図、各種台帳、データなどの様々な地理情報の管理・修正、検索・抽出、表示等の作業が効率的に実施できるといった、従来までならば手作業であった地方公共団体の内部業務の効率化を図ることができるという点が挙げられる。

また、業務の効率化のみにとどまらず、地理情報の加工・分析・表示といった地理情報の応用的な利活用を通じて、従来の紙媒体の地図では実現できなかった新たな価値を創出することも可能になる。例えば、従来の紙地図では難しかった様々な地理情報の重ね合わせや情報の加除・編集等を通じて、地域の状況を別の視点から捉え直すことも可能になり、より適切で多様な施策が実施できるようになる。GISは、市民等に対するきめ細かな行政サービスを向上させる上で大変役に立つと言える。

さらに、WebGIS等を通じて、庁外でもGISを利活用できるようになれば、地域住民や企業等もGISのメリットを享受していくことが可能になる。

こうしたGISの優れた機能を発揮させようとするためには、システムやネットワークの性能向上、アプリケーションの機能強化、ユーザーインターフェース（表示方法・入力方法）の工夫などといった技術的な解決もさることながら、素材となる地理情報が利活用し易い状態であることが最も重要である。GISの効果的な利活用に当たっては、庁内外にある地理情報の二次利用（加工・分析・表示等）は不可欠であることから、前段で述べたように、GISにおいて地理情報を利活用する際は、地理情報の二次利用は常に考慮しておくことが重要である。

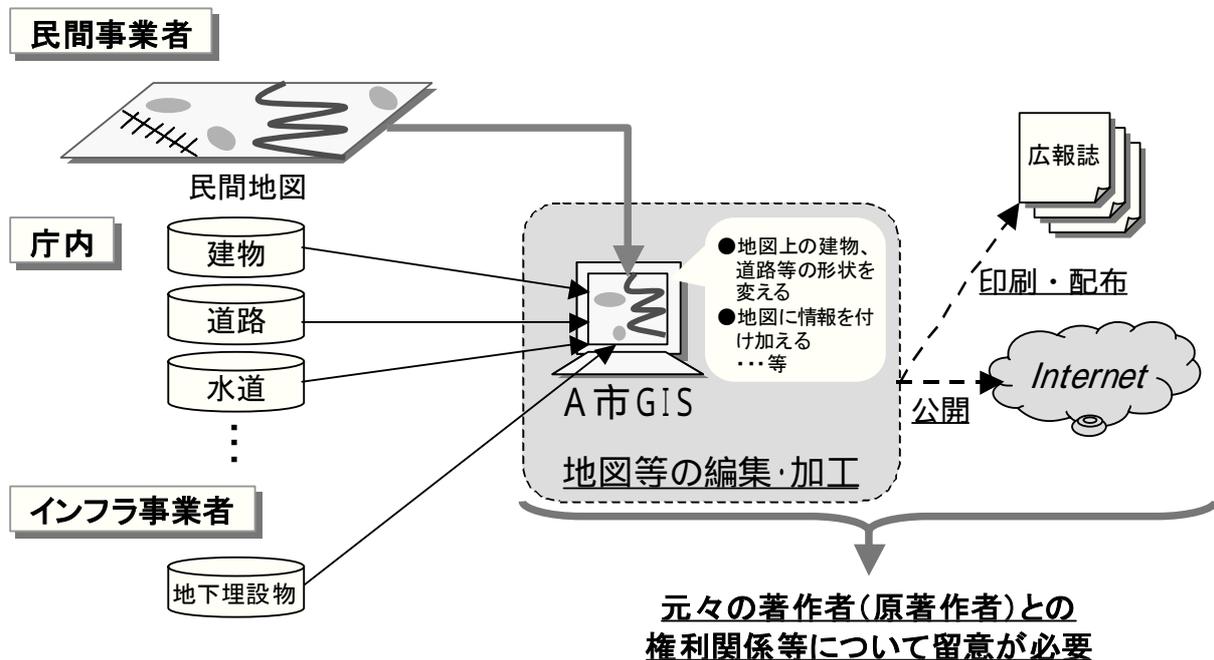
ここで、地理情報の二次利用について、より具体的な例を示しながら説明する。

ある地方公共団体（A市とする）では、業務の効率化、効果的な各種計画立案などを目的にGISを導入している。GISの基図には民間の地図を調達・利用しており、それに庁内の各種データ（建物、道路、水道など）を載せている。また、民間企業（インフラ企業等）からは、地下埋設物（ガス管、電線、電話線等）に関するデータを入手しており、併せて利用している。これらの地図やデータを入手した状態のままではなく、何らかの加工等をして利用しようとしたとき、すなわち二次利用をしようとしたときには、特に元の地図やデータの著作者（原著作者）との権利関係などについて留意することが必要になってくる。

地理情報の二次利用にあてはまる例としては、以下のようなものが考えられる。

- ・ 地図に示されている道路や建物などの形状を、日々の変化に応じて修正する、
- ・ 民間企業から入手したデータを、日々の変化に応じて修正する、
- ・ 地図に示されている様々な情報を一部削除して、色調を変え見やすく加工する、
- ・ 地図に各種データを重ね合わせたものを画像データに編集し、ホームページに載せる、
- ・ 地図に各種データを重ね合わせたものを広報誌等に掲載し、一般市民に配布する等

これらの地理情報の利活用（二次利用）に関する一連の作業の流れについて、模式図により示す。



このように、GISは、基図に様々なデータを重ね合わせて表示するという基本的な機能に限ったとしても相当の導入効果があるが、さらに地図やデータに対して加工等を行ったり、その成果物を公開・配布したりするという応用的な利活用を行うことによって、より一層の効果が期待できるのである。

しかしながら、地理情報の二次利用の可否、あるいは二次利用に当たっての利用条件等が明確でないため、二次利用に躊躇してしまう例が多いと考えられる。

地理情報は、様々な主体が創作・整備した成果の積み重ねで成り立っているものが多く、その利活用に当たっては、著作権をはじめとする様々な権利への対応が必要となる。また、地理情報は、提供後に利用者が複製・加工をしたのち再配布するなど、加工されながら流通することが多いという特質を持ち、それゆえ考慮すべき事項も多い。こうした点が、地理情報の二次利用を阻害する要因となっていた。そのため、地理情報の円滑な二次利用を促すためには、具体的な対応の方向性を示すことが求められていると言える。

昨今のGISの整備・普及の促進にかんがみると、二次利用に関する認識の向上は不可欠であり、二次利用に関する認識を高めることが社会的に要請されていると考えられる。

このような状況を踏まえて、本資料においては、地理情報の二次利用に関する考え方を整理し、地理情報の効果的な利活用に当たっての方策を示すことによって、こうした要請に応えようとするものである。

2-2: 基本的な考え方

以下ではまず、地理情報の二次利用に当たって検討すべき著作権法上の問題を整理する。著作権法上、地理情報が著作物として保護され得るかという問題（（1））と、著作物として保護される地理情報が二次利用に供される場合の著作権処理の問題（（2））を分けて論ずる。

なお、以下の記述は現行の著作権制度の実務を前提としたものであるが、アメリカでは、情報の自由利用の重要性にかんがみ、二次利用等も含めた新たな著作権制度のあり方を模索する動きが出ている。この動きが直ちに著作権制度に影響を与えるものではないと思われるが、今後より一層GISの整備・普及を推進していく上で参考となる考え方といえる。（→参照：コラム①p31）

（1）地理情報システム（GIS）に関わる著作権

1) 地理情報システムの構成要素

地理情報システム（GIS）は、「地図」や「データベース」など地理情報等の集積からなる部分と、これをコンピュータ上利用可能にするための「ソフトウェア（プログラム）」に分けることができる。コンピュータ・プログラムも、下記条文にあるとおり、著作物として保護され得るが、本資料は地理情報の二次利用についての検討を主眼としたものであることから、以下では地理情報についてのみ検討する。

（参照）ソフトウェア（プログラム）の著作権

プログラムの定義（第2条第1項第10号の2）

電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

著作物の例示（プログラム）（著作権法第10条第1項第6号）

この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 九 プログラムの著作物
該当箇所の前後は省略

2) 地理情報の著作物性

では、地理情報は、著作権法上保護を与えられるのであろうか。著作権法上、関連する条文としては以下のようなものが挙げられる。

定義（著作権法第2条第1項第1号）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

著作物の例示（地図）（著作権法第10条第1項第6号）

この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
該当箇所の前後は省略

データベースの定義（第2条第1項第10号の3）

論文、数値、図形その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

データベースの著作物に関する著作権者の権利（第12条の2第1項）

データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

著作権法上の保護を受けるには、対象物が上記第2条第1項第1号に規定する「創作性」を有していなければならない。地図については著作権法第10条第1項第6号において著作物の例として挙げられており、データベースについても第2条第1項第10号の3、第12条の2に関連規定が存在するが、著作権法上第2条第1項第1号の規定する要件を満たすことが大前提となる。

一般的に、地図や関連データベースは、地理情報という事実を集積したものであり、著作権という形で私人に独占させることには慎重な配慮が必要である。著作権法の解釈論上、音楽、美術等といった芸術作品については、著作物性を認めるための「創作性」のハードルは非常に低いものとされているのに対して、地図等については、個性的な表現の余地が少ないことを理由に「創作性」が厳しく吟味され、著作物性を認めるハードルはより高いとされている。

とはいえ、素材となる個々の地理情報を取捨選択し体系的な構成に工夫をしている点で、「創作性」があると評価することは可能であり、地理情報は、「地図」ないしは「データベース」の著作物として一定の保護を受けることができると考えられる。従来型の紙媒体であれば「地図」に、また電子データであれば「データベース」に分類されることとなるが、いずれに分類されようと、「創作性」ある表現が保護されるという点では同じであり、解釈論上大きな相違はない。

一例として、観光スポットを選択して作成した観光地図を考えてみると、観光スポットという「情報の選択」に創作性が認められることから、著作物性は一応肯定されるといっ

てよい。主要な観光スポットは別として、観光スポットの選択にはある程度恣意的な判断が入ってくるものであり、複数の選択肢があるといえるからである。よって、地図の著作物性は、いくらかの個性がみられれば、比較的容易に肯定されると思われる。

なお、統計・台帳類についても、数値それ自体は著作物ではないが、個々の数値の「選択」や「配列」に創作性があると考えられる場合には、紙媒体であれば「編集著作物」として、電子データであれば、「データベース」として著作権法上の保護を受けることがあり得る。

3) 地理情報の著作物の保護範囲

地図やデータベースに著作物性が認められるのは、素材の選択又は体系上の構成等に「創作性」があるがゆえであり、地図やデータベースの中から必要な地理情報を第三者が取捨選択し、全く異なる体系で構成するデータベースを作成しても、「創作性」ある部分が流用されていない以上、元の地図やデータベースの著作権侵害を構成することはないと考えられる。

つまり、地理情報に著作物性が認められても、その保護範囲は創作性ある部分に限定されるのである。

前述の観光地図の場合について考えてみると、もし、掲載されている観光スポットがすべて完全に一致する地図を勝手に作成した場合は、観光スポットの選択という「創作性」ある部分が複製されているので、著作権侵害となる。一方、選択されている観光スポットが完全に同一ではないが、一見したところ似ているという場合はやや判断が難しくなる。すなわち、特定の地域の観光地図を作る時、通常は、どうしても選択せざるを得ない主要な観光スポットが出てくる。それが共通しているだけで、著作権侵害になるというのは、最初の観光地図を作成した者以外は、その地域の観光地図を作ることが事実上できなくなってしまい不当である。

そこで、「ここまで真似をしなくとも、それなりの観光地図ができるはずだ」というような部分、つまり、他に十分な選択肢があると考えられる部分まで一致しているかどうかによって、著作権侵害（類似性）が肯定されるか否かが分かれることになる。

(2) 地理情報の二次利用と著作権

地理情報は、様々な態様で二次利用され得る。

▼ 二次利用の方法（例）

- ・紙地図等を画像として電子化
- ・データ等をそのまま複製
- ・データ等のファイルやフォーマットを変換
- ・レイヤや地域等の情報の一部を抽出
- ・データ等を編集・加工し、新たな地理情報を作成
- ・利用者が保有する情報と併せ、新たな地理情報を作成
- ・GIS上での加工・分析結果を、ホームページ上に掲載
- ・地図上の道路や建物の形状を変更
- ・元の地図データに着色するなど、見やすいように加工

著作権法では、著作権者に著作物の一定の利用形態についての独占権を与えている（著作権法第21条以下参照（「2-4：関連する法令等（1）著作権法」の項参照））。他人の著作物を無断でコピーしたり（複製権（第21条））、加工したり（翻案権（第27条））、インターネットで公開する行為やネット配信する行為（公衆送信権（第23条））は、著作権侵害を構成することになる（「複製権」、「公衆送信権」等は支分権と呼ばれる）。

従って、著作物性ある地理情報の二次利用に当たっては、元の地理情報の著作権処理が必要となる可能性がある。

以下では、二次利用行為を、1）地理情報を加工・改変する行為と、2）地理情報ないしはその加工物を、Web上で公開したり、ネット送信サービス、複製サービスに供するなど、提供する行為とに分けて、著作権処理の要否を検討する。

1) 加工・改変行為についての著作権処理

①著作権の処理

著作権者の許諾なく地理情報をそのままコピーする行為は、いうまでもなく複製権侵害（第21条）になるが、地理情報に改変を加える形で二次利用する行為も、基本的には、翻案権（第27条）の侵害となる。

翻案権（著作権法第27条）

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

よって、二次利用に当たり改変等を加える行為を行う際には、地理情報の著作権者の許諾を得ておく必要がある。

ところで、地理情報を二次利用した結果作成された成果物は、それ自体、二次的著作物として著作権法上の保護を受ける場合がある。

二次的著作物の定義（著作権法第2条第11項）

著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

二次的著作物に該当するか否かは、創作性の有無（編集や加工の度合いなど）により異なるが、原著作物を基礎に「創作性」ある改変を行っているかが判断のポイントとなる。

ただし、二次的著作物であれば、その作成に当たり原著作物の著作権者の許諾を受けなくても済むと誤解してはならない。

著作者の権利（著作権法第11条）

二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

二次的著作物に該当すれば、第三者の二次利用の成果物の無断利用に対して、二次利用者が自らの著作権に基づき、第三者に著作権侵害の主張をすることが可能となるというだけであって、二次的著作物の作成に当たっては、作成に利用する原著作物の著作権者の許諾を要することは、複製の場合と同様である。

もっとも、原著作物の表現上の本質的特徴がもはや認識し得ないほどの改変が加えられた場合には、二次的著作物ではなく、独立の著作物として評価されることになる。地理情報の著作物性を肯定するに当たり、その基礎となった「創作性」ある部分、すなわち素材の選択や体系上の構成の特徴が全く引き継がれていないような場合がこれに該当する。その場合には、原著作物の著作権者の許諾なしに作成することも可能である。

以上をまとめると、（ ）地理情報を単に複製する場合のみならず、（ ）「二次的著作物」を作成する場合も、元の地理情報の著作権者の許諾を得る必要があるが、（ ）元の地理情報の創作性ある部分を全く引き継がない改変を行う際には、地理情報の著作権処理は不要であるということになる。

どの程度の修正、加工を加えれば原著作物の著作権者の許諾を要しないといい得るかについては、具体的な基準を示すことが難しい。よって、リスク回避のためには、二次利用に当たっては、原著作者と協議を行い必要に応じて契約等を締結しておくことが妥当であろう。

②改変に当たっての著作者人格権の処理

著作者には、厳密にいうと、経済的利益を著作者に与えるための「著作権」のほかに、著作者の人格的利益を保護するための「著作者人格権」が与えられている（「2 - 4：関連する法令等（1）著作権法」の項参照）。著作者人格権の中には、著作物を著作者に無断

で改変してはならないとする「同一性保持権」(第20条)が存在する。

同一性保持権（著作権法第20条）

著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。・・・
四 前3号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

従って、二次利用に際しての加工・改変に当たっては、著作者の「意に反する改変」とならないよう、あらかじめ著作者と協議しておくことが必要となる。「やむを得ざる改変」と評価される場合には、同一性保持権の適用が除外される。いかなる場合に「やむを得ざる改変」といい得るかは、裁判例を見ても必ずしも明確な基準は示されていない。

なお、著作権（著作財産権）は譲渡可能であるが（第61条）、著作者人格権は一身専属的で他人に譲渡することはできない（第59条）。下敷きとなった地理情報の「著作権」が譲渡されると、「著作権者」と著作者人格権の享有主体である「著作者」が異なる場合があることに留意されたい。

2) 提供行為等についての著作権処理

①著作権の支分権と権利制限

地理情報は、様々な形で利用・提供される。

▼ 地理情報の提供・利用方法（例）

- ・ Web（一般市民等に対して提供）
- ・ 地方公共団体と民間企業（インフラ系事業者等）とでの共用データベース等
- ・ ハードコピー（CD-ROM等）
- ・ 印刷物

上記の例で、Web上での公開は、著作権法上の公衆送信（第23条）、ハードコピーや印刷は複製（第21条）に該当することは間違いないし、共用データベースとして使用する際にも、情報がいずれかの段階でコンピュータ上に複製されるであろうから、複製権が問題となり得る。もっとも、著作権の制限規定に該当する行為（「2-4：関連する法令等（1）著作権法」の項参照）は侵害とはならない。

情報の提供方法は多様であろうが、著作権法第21条以下の著作権に抵触することがないか、権利制限規定に該当し得るかを、個別に吟味しなければならない。

②二次的著作物の利用・提供と原著作物の著作権

加工・改変が加えられた二次的著作物の提供・利用行為についても、自ら二次的著作物を創作したからといって、その利用を自由になし得るわけではない。原著作物の著作権者

の許諾が必要となる。

著作者の権利（著作権法第 28 条）

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同様の権利を専有する。

以上に述べたことをまとめると、地理情報に著作物性が認められる場合があり、地理情報の二次利用に当たっては、（ ）改変について翻案権（第 27 条）及び同一性保持権（第 20 条）、（ ）提供行為等について複製権・公衆送信権その他の著作権（第 21 条以下）の権利処理が地理情報の著作者（著作権者）との間で必要となる。

二次利用の初期の段階で、著作者（著作権者）と協議し、改変の可能な範囲や、二次利用の結果作成された地理情報の提供のあり方について明確化することにより、事後的にトラブルの発生しないよう努めることが、円滑な二次利用に当たって不可欠である。

2-3：用語の整理

本資料では、各用語を以下のとおりに用いることとする。

①地理情報

地図データ、統計・台帳データ等の地理的位置に関する情報を有するもの全般をいう。空間データと呼ばれることもある。

②著作物

著作権法では「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」(著作権法第2条第1項第1号)と定義されており、創作性のある制作物をいう。

③著作者、著作権者

著作物を実際に「創作する者」を指す(著作権法第2条第1項第2号)。著作者は著作権者となり著作者人格権と著作権の両方を取得する。

④共同著作物

二人以上の者が「共同して創作」した著作物であって、その各人の「寄与を分離して個別的に利用することができない」ものが「共同著作物」である(著作権法第2条第1項第12号)。

⑤調達

地方公共団体が、当該地方公共団体の内部又は外部(国、他の地方公共団体、民間事業者等)から、所定の手続等を経て入手することをいう。

⑥内部利用

当該地方公共団体内で、所掌の事務を遂行するために利用することをいう。

⑦(外部)提供

地方公共団体が、当該地方公共団体の外部(国、他の地方公共団体、民間事業者、市民等)に対して、所定の手続等を経て提供することをいう。

2-4 : 関連する法令等

地理情報の調達・利用、及び提供に当たっては、各地理情報の個別関連法との関係等も含めて整理しておく必要がある。留意すべき主な法令等としては、以下のようなものがある。

(1) 著作権法

著作権は、著作物の作成と同時に著作者に対して発生する権利で、権利取得のための手続は求められない。

著作権は、大きく著作者の財産的な利益を保護する「著作権」と、人格的利益を保護する「著作者人格権」から構成される。「著作権」は財産権であり、他人に譲渡することが可能であるが、「著作者人格権」は譲渡することができない。

■ 地理情報に関わる主な著作権

○著作権（譲渡可能）

・複製権（第 21 条）

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

紙地図を複写したり、データを電子媒体等にコピーしたりプリントアウトしたりするケースが該当する。

・公衆送信権等（第 23 条）:

著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

WebGIS等を通じて、一般市民向けに情報提供等を行うときなどが該当する。

・翻案権（第 27 条）:

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

地理情報を、編集、加工することなどが該当する。

・二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（第 28 条）:

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するもの同一の権利を有する。

二次的著作物について、利用許諾や利用制限を行うことなどが該当する。

上記のほかに、上映権（第 22 条の 2）、貸与権（第 26 条の 3）、譲渡権（第 26 条の 2）が関わる可能性がある。

○著作者人格権（譲渡不可）

・公表権（第 18 条）

著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む）を公衆に提供し、又提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

・氏名表示権（第 19 条）

著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

公表権、氏名表示権に関しては、情報公開法及び情報公開条例との関係において適用されないケースがあるので留意が必要である。

・同一性保持権（第 20 条）

著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

一方、著作権法では、以下の場合においては著作権の権利内容が制限される規定（「権利制限規定」）が設けられている。

著作権の制限（第 30 条～第 49 条）

主なものを掲載

- ・私的使用のための複製
- ・図書館等における複製
- ・引用
- ・教科用図書等への掲載
- ・学校その他の教育機関における複製
- ・試験問題としての複製
- ・営利を目的としない上演等
- ・情報公開法等による開示のための利用
- ・立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合の複製

例として、学校の授業においてGIS上で地理情報を加工するといったことについては、著作権法上認められる可能性が高いが、原著作物との間で確認することが望まれる。

著作権法上の権利に関して、特に委託業務として民間事業者に地理情報等を発注する際に注意を要する。各権利がどちらに帰属するのかについて、発注時の契約書等において明確にしておく必要がある。

(2) 測量法

測量法は、国及び地方公共団体が行う測量のあり方について定めた法律であるが、二次利用に関連する内容として、公共測量成果の複製及び利用について測量法第 43 条（測量成果の複製）、第 44 条（測量成果の使用）で規定を定めている。

・第 43 条（測量成果の複製）

公共測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書を複製しようとする者は、当該測量計画機関の長の承認を得なければならない。測量計画機関の長は、複製しようとする者がこれらの成果をそのまま複製して、もっぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足る十分な理由がある場合においては、承認をしてはならない。

・第 44 条（測量成果の使用）

公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、測量計画機関の長がその測量成果が当該測量に関して適切なものであるか否かを確認するために当該測量成果を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならない。

2 前項の場合においては、測量成果に、使用した公共測量の測量成果を明示しなければならない。

3 公共測量の測量成果を直接又は間接に使用して刊行物を出そうとする者は、刊行物にその旨を明示しなければならない。

測量法が関連するのは、地方公共団体が整備した地理情報を国、他の地方公共団体、民間企業、一般市民等に提供していく場合である。その際、提供先での測量成果の利用目的によって、提供が制限される可能性がある。この点については後述する。

なお、第 44 条第 2 項及び第 3 項では、測量成果の使用に当たってその旨を明示するように記載されているが、以下にその明示例を示す。

《明示例》

- ・「市発行の 2,500 分の 1 地形図」
 - ・「市作成の 2,500 分の 1 図」
 - ・「市撮影の空中写真（年撮影）」
 - ・「市 図 DM データを複製」
 - ・「この地図は、市 図 2,500 分の 1 を使用し調製したものである」
 - ・「この地図は、市発行の 2,500 分の 1 地形図を複製し、測量法第 43 条に基づく複製承認『* * * *』を転載したものである」
 - ・「県 図」
 - ・「県 図」を 県の承認を受け使用している。（承認番号：日付 第 号）
- 等

(3) 行政機関情報公開法・情報公開条例

■ 行政機関情報公開法

行政機関情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）は、政府の保有する情報を対象とした法律であり、地方公共団体の保有する情報に対しては適用されない。ただし、第 26 条では地方公共団体の情報公開について以下のように定めており、この趣旨に則った対応を行う必要がある。

・第 26 条（地方公共団体の情報公開）

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

■ 情報公開条例

地方公共団体の保有する情報の公開のあり方については、各地方公共団体が独自に情報公開条例を定め、対応を行っているところである。情報公開条例（要綱等）の制定率は、都道府県と市区町村を合わせた地方公共団体全体では 96.6% となっており、ほとんどの地方公共団体において制定されている（総務省発表、平成 17 年 4 月 1 日現在）。

地方公共団体が保有する地理情報の公開に当たっても、これらの情報公開条例の規定に則って検討を行う必要がある。

(4) 個人情報保護法・個人情報保護条例

■ 個人情報保護法

平成 17 年 4 月から、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）が全面施行されたことに伴い、地方公共団体においても、同法に沿った対応が必要となる。「国及び地方公共団体の責務（第 4 条、第 5 条）」、「地方公共団体の施策（第 11 条～第 13 条）」などが定められており、地方公共団体では保有する個人情報についての必要な措置や区域内の事業者及び住民への支援、苦情処理のあっせん等の必要な措置を講ずることが求められている。

■ 個人情報保護条例

地方公共団体の保有する個人情報については、各地方公共団体が制定する個人情報保護条例により、保護されている。全国の地方公共団体における個人情報保護条例の制定率は、都道府県では 100%、市区町村では 98.0% が制定済みであり、残りの団体も、平成 17 年度中にはすべて個人情報保護条例を制定する予定となっている（総務省発表、平成 17 年 4 月 1 日現在）。地理情報の提供に際しては、各地方公共団体が定めるこれらの個人情報保護

条例に則り検討を行う必要がある。

特に、具体的にはどの情報が個人情報として保護されるべきであるかについては、あらかじめ明確化し、庁内での認識を統一する手立てを講じておくことが望まれる。

(5) その他

■ 工業所有権法

工業所有権法とは、工業製品のデザイン、キャラクターの名称など工業所有権に関する法律で、特許権（発明品の保護）、実用新案権（物品の形状、構造又は組み合わせに関する考案の保護）、商標権（商品やサービスの名称の保護）、意匠権（物品の形状、模様若しくは、色彩又はこれらの結合の保護）の4つからなる。著作権とは異なり、工業所有権は登録が必要となる。

地理情報との関連では、民間事業者が作成・販売している地図では、著作権とともに工業所有権も主張される可能性が高いので留意が必要である。

例えば、ある民間事業者が、「X」という商品名の地図（道路地図、観光地図など）を販売していた場合であって、この民間事業者が、商品名「X」を商標として登録していたときは、同じ又は類似した名称やロゴ等を使った地図を販売することはできない。

また、「X」が、これまでになく新規で、かつ容易に創作できないデザインによって作成されているとして意匠権が認められ登録されているときは、許諾なしに「X」と同じ若しくは類似した商品を製造・販売することはできない。

さらに、「X」で使われている技術（表示方法など）に新規性、発明性があるとして特許権が付与されているときは、許諾なしに「X」で使われている技術を用いて商品を製造・販売することはできない。

このように、特に民間事業者の地図等については、著作権のほか、工業所有権という地図等の工業製品としての側面についても注意すべきであり、特に外部提供を前提とした二次利用の際には、これらの点についても確認することが必要である。

地方公共団体の業務に関連する主な法令

地理情報の調達・利用、及び提供に当たっては、上記のほか、地方公共団体の業務に関連して以下のような法令が関係することがあるので留意が必要である（→参照：ワンポイント③p26）。

【公有財産の扱いに関して】

- ・ 地方自治法
- ・ 地方財政法
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）
等

【守秘義務に関して】

- ・ 地方公務員法
- ・ 地方税法
等

【地理情報の整備根拠となる法令】

- ・ 国土調査法
- ・ 道路法
- ・ 河川法
等

【その他】

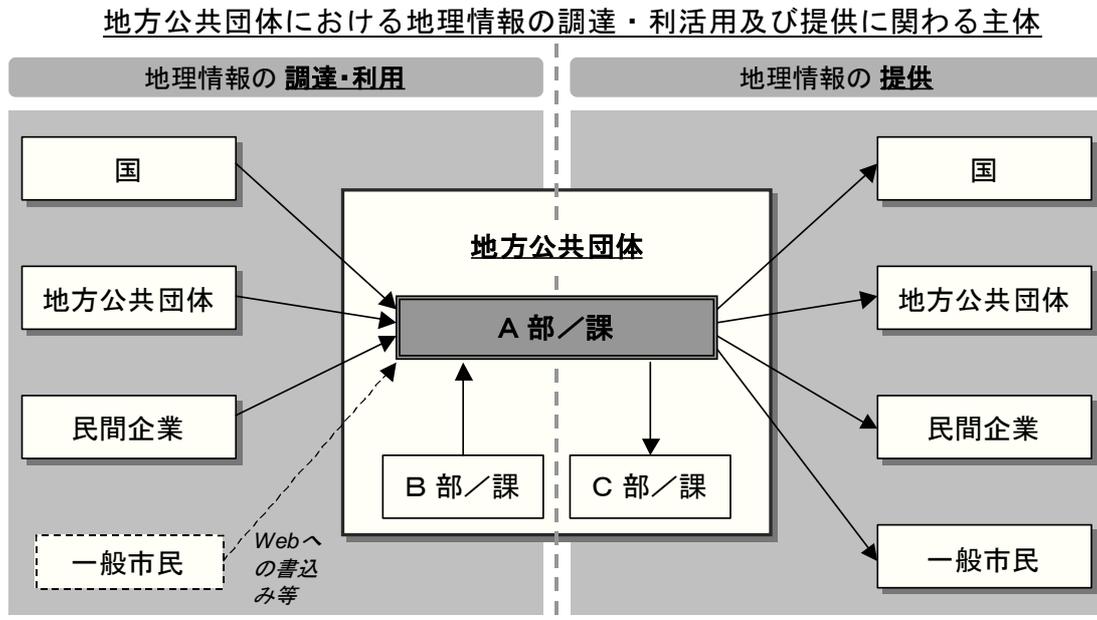
- ・ 民法（（デッドコピーについてなど）不法行為、不法利得）
- ・ 各種統計情報等の取扱要領
等

2-5 : 二次利用の概要

本節では、地理情報の二次利用に関する概要について整理する。その際の視点として、「地方公共団体が調達した地理情報(地図等)を二次利用する立場(調達・利用側)」と「地方公共団体が保有する地理情報を提供した際に二次利用される立場(提供側)」とに分けて説明を進めることとする。

(1) 二次利用に関連する主体

地理情報の二次利用に関連する主体を、地方公共団体を中心に「地理情報の調達・利用」と「地理情報の提供」に分けて概念的に整理すると、下図のようになる。



調達・利活用に関しては、地方公共団体の外部となる国あるいは他の地方公共団体、民間事業者、さらに Web 等を通じて一般市民等から情報を入手・調達し、それを利用する。また、地方公共団体内部でも他の部課から情報を利用させてもらうケースもある。

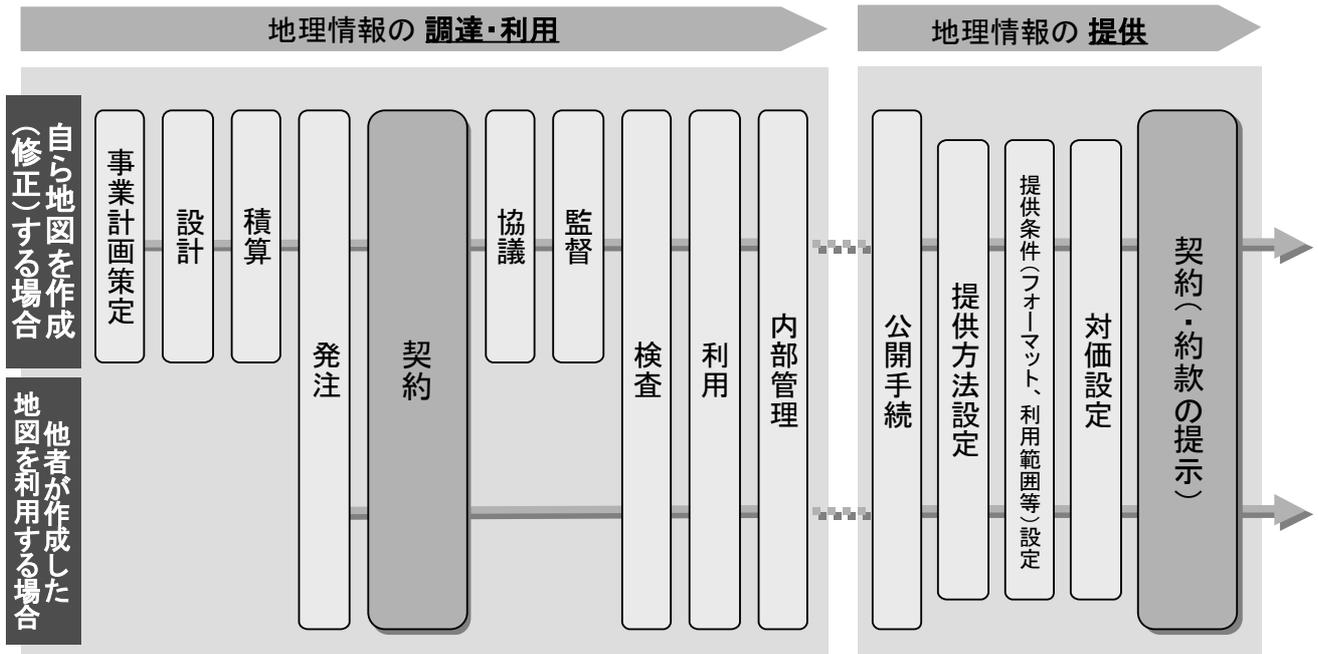
提供に関しては、地方公共団体内部の他の部課への提供のほか、外部、例えば国、他の地方公共団体、民間事業者、あるいは一般市民に情報提供するケースがある。

このように、地方公共団体が地理情報を二次利用する(調達・利用、あるいは提供する)に当たっては、多様な主体が関わっており、各主体との間で適切な取決め(契約、約款等)を取り交わす必要がある。

(2) 地理情報に関する業務の流れと二次利用

一般に、地方公共団体における地理情報の調達・利用及び提供に関する業務の流れは、下図のように整理できる。

地方公共団体における地理情報の調達・利活用及び提供に関するフロー



自ら地図を作成(修正)する場合においては、契約段階において、権利関係などを明確にしておくことによって、二次利用を行う上で問題は生じにくくなると考えられる。一方で、他者が作成した地図を利用する場合、当該地図に関してどの程度の二次利用までが認められるのかが不明確なケースもあり、十分な確認が求められる(→参照：ワンポイント①p25)。

こうした問題を回避するためにも、いずれの場合においても、権利関係については、契約・約款等で整理・明確化しておくことが重要である。

ワンポイント : 「自ら作成（修正）した地図を利用する場合」と「他者が作成した地図を利用する場合」それぞれでの留意点

自ら作成（修正）した地図を利用する場合と他者が作成した地図を利用する場合とは、二次利用に関して、以下のような点に留意することが望ましい。

【自ら作成（修正）した地図を利用する場合】

- ・ 地図作成業務の契約書に著作権の帰属について明記されているか確認する。
- ・ 著作権譲渡がなされている場合、すべての権利が譲渡されているのか、一部の権利のみなのかを確認する。

【他者が作成した地図を利用する場合】

- ・ 著作権を持っているのは誰かについて確認する。
- ・ 特定の個別法に則って作成された地図の場合、当該利用目的での利用が認められるかについて、他の地方公共団体等の事例を調べるとともに、必要に応じて、根拠となる法令の条文や判例等を検討したり、所管省庁に問い合わせたりして確認する。
- ・ 補助金等（補助金、負担金、利子補給金など）を活用して特定の目的のために整備した地理情報の場合でも、その目的を既に満たし支障の及ぼさない範囲において、様々な用途に使用していくことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（補助金適正化法）の趣旨に反するものではなく、むしろ奨励されるべきことであると考えられる。地理情報は、様々な用途に使用されることにより、その財産価値はむしろ高まっていくものであり、行政の多重投資の回避という観点からも積極的に活用される必要がある。（「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」Q & A集 p56 より抜粋）
- ・ 民間事業者が著作権者の場合、当該利用目的での利用が当初の契約範囲内かどうか、契約書の条文を見直したり、必要に応じて当該企業に問い合わせたりして確認する。

（3）二次利用に関する検討の視点

前節では、地理情報の二次利用に関する対応策を「地理情報の調達・利用」と「地理情報の提供」の二つに分けるということを述べた。本節では、地理情報の二次利用に関する対応策を考える上での視点を整理し、併せて検討の際にポイントとなる事柄について、関連項目ごとに述べる。二次利用のための「地理情報の調達・利用」及び「地理情報の提供」の具体的な手順等については、次章以降で具体的に説明する。

1) 二次利用の対象となる地理情報

二次利用の対象となる地理情報を分類する観点には、いくつか考えられるが、ここでは、媒体の特性（紙媒体、電子媒体）に着目して分類を行う。

前述のように、GISに関連する著作物は、著作権法に基づくと「地図」、「データベ-

ス」、「ソフトウェア」の3つに分けて考える必要がある。これらのうち、地理情報は、「地図」と「データベース」の形態が考えられる。著作権法上では、「地図」(印刷物等、画像も含む)と「データベース」(数値情報)とでは保護のあり方が異なる(→参照 p10~p11)ことから、「調達・利用」及び「提供」に当たっては、それぞれに対応した取決めが必要である(→参照：ワンポイント②p26)。

▼ 二次利用の対象となる地理情報 (例)

・紙地図	(地図)
・デジタル画像	(データベース、地図(印刷物のとき))
・地図データ	(データベース)
・統計・台帳データ	(データベース)

ワンポイント : 公共測量成果の著作権

著作権法では、創作性を有する地図は著作物であることが明確に規定されており、著作権法上の保護を受けることとなる。それでは、地方公共団体が公共測量として発注し、公共測量作業規程に則って作られた地図の著作権はどのように考えることができるであろうか。

測量法において、地方公共団体等が公共測量を実施する場合は、あらかじめ公共測量作業規程を定めることとなっている(第33条)。地方公共団体等の公共測量作業規程は、地方公共団体等が各々の測量目的に応じて独自の仕様(特記仕様書(製品仕様書))等を定めて測量(地図の調製)を行うものであり、作成されたそれぞれの測量成果(地図)は、当該仕様等により表現方法が異なる。

このことから、公共測量成果は著作物であると考えられるとともに、公共測量として地方公共団体が独自の詳細な仕様を提示し、受注者はそれに従って地図を作製した場合は、発注者である地方公共団体が著作権を保有すると考えることもできる。

一方、受注者が独自に詳細な仕様を定める場合には、受注者も著作権を保有することとなる可能性もあることから、著作権の取扱いについてあらかじめ両者の間で確認することが望ましい。

ワンポイント : 地方公共団体内部で作成したデータの利活用に関する留意点

業務の一環として地方公共団体内部で作成したデータを利活用する場合、各業務に関連する法令との関係、及び行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例への対応について、特に留意する必要がある。当該データと「地方公共団体の業務に関連する主な法令」(本資料 p21)で挙げた諸法令の関連性の有無や、当該データに個人情報となるデータが含まれていないか等について、事前に十分確認することが必要となる。(→参照：「1-5-2 関係法令・注意事項」『統合型GIS導入・運用マニュアル』(平成16年3月、総務省自治行政局地域情報政策室))

2) 地理情報の調達先・提供先

地理情報の調達先又は提供先としては、前段(「二次利用に関連する主体」)で整理したとおりであり、国、(他の)地方公共団体、民間企業、一般市民等が挙げられる。民間企業については、インフラ事業者等のほか、地図事業者、その他の企業などに分けられる。

既に、民間地図事業者からの地図等の調達(購入)・利用についてはかなり進んできている。現在は、国又は地方公共団体といった行政主体間での地理情報の流通が始まりつつあるところである(→参照:ワンポイント④p27)。また、官民間での地理情報の流通は、今後一層の進展が期待されている。

なお、WebGISの普及、発展に伴い、一般市民との間で直接地理情報の入手・提供を行う事例も出てきている(→参照:ワンポイント⑤p28)。

▼ 地理情報の調達先・提供先(例)

- ・国
- ・地方公共団体
- ・民間企業(インフラ事業者等)
- ・民間企業(地図事業者)
- ・民間企業(その他一般)
- ・一般市民

ワンポイント : データ共有に関する公的機関同士の協力関係(海外事例)

フランスにおけるGIS推進の進捗度は、日本とほぼ同程度である。同国では、大学等の研究機関以外では、国家機関あるいは地方公共団体での利用が中心となっている。地方公共団体での導入にあたっては、日本と同様の業務から導入が進んでいる。ただし、公的機関同士でのデータ共有のあり方には、日本とは異なるパートナーシップが存在する。

日本の国土地理院に当たる機関がIGN(Institut Géographique National)であり、地図・デジタル地図の作成・販売・収蔵、関連技術の研究・開発、教育等の業務を担当している。また、税務を担う機関であるDGI(Direction Générale des Impôts)では、固定資産税徴収のため地籍図を管理している。IGNは、DGIから紙の地籍図あるいはそのラスターデータを借用し、IGNでベクターデータ化(ポリゴン化)する作業を行っている。作成後のデータは、IGN内部で都市の土地利用の基本的単位区画として活用される一方、DGIに戻すというバーター協定が結ばれている。

(玉川英則(2004):「フランスのGIS推進と地理情報学研究 - IGNを中心に-」、総合都市研究、第84号より引用)

ワンポイント : GIS上に書き込まれた情報の著作権

一般市民等から、WebGIS上に地域の情報等を投稿してもらう場面も増えてきている。これらの投稿された情報を利活用する際、著作権への対応に苦慮することも増えることが想定される。

類似する仕組みとして、インターネットの掲示板における書き込みについての著作権について、判断が示された事例がある（「ホテル・ジャンキーズ」事件、東京地裁 平成13(ワ)22066号著作権侵害差止等請求事件（東京地判平成14(2002)年4月15日、判時1793号133頁）、東京高裁 平成14(ネ)2887等 著作権侵害差止等請求控訴、同附帯控訴事件（東京高判平成14(2002)年10月29日、知的財産権裁判例集（Webサイト：[http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/\\$Help](http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/$Help)））。

この裁判では、「思想や感情を創作的に表現したもの」であることを前提として、「ネットワーク上の掲示板に投稿される「書き込み」にも著作権が発生する」との判断が示された。今後、同様の裁判において異なる判断が示される可能性もあるため断定は難しいが、もしWebGIS上の書き込みを広報等で利用する可能性がある場合は、あらかじめ約款などに著作権の取扱いについて明記し、書き込まれた情報をサイト管理者等が自由に利用することについて利用者の同意を得ることが望ましい。

3) 二次利用の目的

地理情報の二次利用を行う目的としては、庁内をはじめとした行政内部における利用のほか、一般市民等への情報提供を目的とした地理情報の編集・加工、あるいは民間企業等への販売など多様であると考えられる。

しかしながら、利用目的によっては契約や法令により二次利用が制限されることもあるので、利用しようとする地理情報が、当該利用目的において利用可能か、十分確認することが必要である。

▼ 二次利用の目的（例）

- | |
|----------------------------------|
| ・ 内部の業務上での利用（同一部課内 / 複数部課（又は全庁）） |
| ・ 一般市民等への情報提供 |
| ・ 販売目的 |

4) 二次利用の方法

二次利用の方法としては、以下に例示したものをはじめとして多様な方法が考えられる。地理情報を目的に沿って加工・分析することにより、より効果的なGISの活用が実現できるが、権利関係等についての係争を回避するためにも、あらかじめ、調達・利用の際に原作者との間で利用方法について具体的に話し合い、その結果を文書等の具体的な形として残しておくことが必要である。

▼ 二次利用の方法（例）

-
- ・紙地図等を画像として電子化

 - ・データ等をそのまま複製

 - ・データ等のファイルやフォーマットを変換

 - ・レイヤや地域等の情報の一部を抽出

 - ・データ等を編集・加工し、新たな地理情報を作成

 - ・利用者が保有する情報と併せ、新たな地理情報を作成
-

5) 二次的著作物（地理情報）の提供方法

二次利用の結果作成された二次的著作物の提供方法としては、Web などのコンピュータ・ネットワーク上での提供が考えられるほか、印刷等により配布することも考えられる。いずれの場合においても、原著作者との間で、提供方法についてもあらかじめ取決めておくことが必要である。

▼ 二次的著作物（地理情報）の提供方法（例）

-
- ・Web（一般市民等に対して提供）

 - ・地方公共団体と民間企業（インフラ系事業者等）とでの共用データベース等

 - ・ファイルのコピー（CD-ROM 等）

 - ・印刷物
-

6) 対価の設定

地理情報の提供、あるいは二次的著作物の提供に当たっての対価設定のあり方は、大きく「有料」と「無料」とに考え方が分かれる。

政府においては、「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方」(平成 13 年 3 月行政情報化推進各省庁連絡会議了承)において、原則として無料で提供することとしている。地方公共団体においては、各地方公共団体の考え方によって対価のあり方を決めていくことになる。

対価のあり方を考える際のポイントとしては、「地図の性格」(公共財か商業財か)や「主な利用者」(個人か事業者か)などが挙げられる。「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方」では、この点について以下のように整理している。

「本指針に沿った電子的提供は、行政の透明性向上や行政情報の有効活用の観点からの行政施策として行うものであることから、国民等一般に対して提供する情報については、原則として無料で提供するものとする。ただし、情報を利用することにより利益を受ける者が特定の者に限られ、電子的提供に係る経費として相当の額を要する場合においては、原則として提供に係る経費の実費を利用者負担とする」(「II 電子的提供に関する留意事項等、7 電子的提供に伴う料金」)

このように、対価のあり方について、広く一般に向けて情報提供をするような場合は無料、特定の受益者が一部に限られ、かつ提供に相当の額を要する場合は相応の対価を徴収するというように考え方を整理することもできる（→参照：ワンポイント⑥p30）。

なお、政府が保有する地理情報については、「今後の地理情報システム(GIS)の整備・普及施策の展開について」(平成12年10月6日、地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議申し合わせ)において、インターネットにより無償で提供することを基本とすることとしている。

▼ 対価の設定（例）

- | |
|-----------------------------------|
| ・有料（実費＋）：限られた者（企業等）が、商用に利用するような場合 |
| ・有料（実費程度）：利用者が限定され、提供に相当の経費がかかる場合 |
| ・無料：情報公開の観点から、広く一般に提供すべき情報の場合 |

■参考事例

政府が行政情報を市販する場合の対価設定について、以下のような事例がある。
（→「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」Q&A集 p51 より抜粋）

○財務省印刷局発行の政府刊行物

＝製造コスト（印刷の人件費、印刷製本費）＋流通経費（取次店や書店のマージン）
（注）データ作成コストは原則として含まない。

○国土地理院発行の地図の定価

＝著作権使用料＋複製費用＋販売費用＋一般管理費＋流通経費（販売手数料、送料）
（注）国土地理院発行の地図の大半は、原版からの複製等の業務を（財）日本地図センターが行っている。著作権使用料は、国土地理院が作成した国有財産である原版を（財）日本地図センターが利用することに対するものであり、データ作成コストは原則として含まない。

ワンポイント：対価のあり方（海外事例）

地方公共団体が保有する地理情報（地図等）を提供する際の対価のあり方として、「原則としてすべて無償で提供すべき」という意見と、「知的財産を提供するのだから対価を徴収すべき」という意見がある。これについて、イギリスとアメリカでは異なる姿勢をとっている。

イギリスでは、以前から政府は著作権を持っており、それを厳格に主張してきているため、有償での提供を原則としている。

一方、アメリカでは、原則として連邦政府は著作権を有しておらず、政府の情報を民間で自由に活用させることが産業の発展につながるという考え方である。

しかし近年、アメリカの一部の州では、一般市民が利用するものについては無償で提供するが、商業的な価値を持つものについては有償で提供するという考え方をとっているところも出てきている。

【コラム①】アメリカにおける著作権に関する新しい動き

～「クリエイティブ・コモンズ (Creative Commons)」の考え方～

アメリカでは、著作権の権利強化が進み過ぎたことにより、創造的な活動を保護するための著作権制度が、むしろ自由な創作活動を阻害しているという問題意識のもとに、従来型の著作権の保護及び行使を考え直し、新しい著作権制度のあり方を模索する動きが出てきている。その代表的なものが「クリエイティブ・コモンズ (Creative Commons)」である。

「クリエイティブ・コモンズ (Creative Commons)」とは、アメリカ・スタンフォード大学の憲法学者、ローレンス・レッシング (Lawrence Lessig) 教授が中心となって提起している新たな著作権制度のあり方、及びその考え方に基づいて運営されているプロジェクトの呼称である。

レッシング教授は、論文“The Creative Commons”の中で、アメリカでは近年、著作権の保護期間と保護範囲の著しい拡大という「法 (著作権法) の変化」とデジタルネットワークによる著作物の利用とその統制技術の著しい発展という「技術 (IT技術) の変化」によって、人々が著作権を気にすることなく自由に利用できる著作物 (=「コモンズ」) が減っており、そのことが人々の創造的な文化活動を著しく阻害していると警鐘を鳴らしている。

レッシング教授は、2001年に自らが中心メンバーとなって設立した「クリエイティブ・コモンズ」という非営利団体において会長を務め、こうした問題の解決に取り組んでいる。

同団体は、「ライセンス・プロジェクト (The License Project)」という活動において、著作権者自身が著作物に対して求める著作権を選択できる新しい著作権ライセンス形態 (「クリエイティブ・コモンズ・パブリック・ライセンス (Creative Commons Public License: CCPL)」) を提唱している。CCPL は、以下の4つの条件の組み合わせにより設定される。

- ・帰属 (Attribution) : 著作物の複製、頒布、展示、公衆送信などに当たり、原作者・実演家を表示する。
- ・非営利利用 (Noncommercial) : 著作物を営利目的で利用しない。
- ・派生禁止 (No Derivative Works) : 著作物を改変、変形又は加工してはならない。
- ・同一条件許諾 (Share Alike) : 著作物を改変、変形又は加工したとき、その結果生じた著作物を、この著作物と同一の許諾条件下でのみ頒布することができる。

「クリエイティブ・コモンズ」の活動は、「国際的なコモンズ (International Commons)」として国際的な広がりを見せてきている。日本でも、「クリエイティブ・コモンズ・ジャパン」が国際大学グローバル・コミュニケーションセンターを拠点に活動しており、2004年3月には、「日本法準拠版クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (日本版 CCPL)」が公開された。

日米間では著作物を取り巻く事情や法制度等のあり方も異なることから、これらの動きが、直ちに日本の著作権制度に影響を与えるということにはならないと考えられる。しかしながら、レッシング教授が指摘している、「コモンズ」とそれ以外 (保護対象となる著作物) とのバランスのあり方に関する議論は、地理情報を社会基盤と位置づけて、その提供を推進しているわが国のGIS政策にも、多くの示唆を含んでいる。

参考 : “The Creative Commons” Laurence Lessig (邦訳、「創造を育むコモンズ」、白石忠志訳、NBL No. 752)
「クリエイティブ・コモンズ・ジャパン」ホームページ
「「クリエイティブ・コモンズ」について」(荒川靖弘氏)
(<http://www.alles.or.jp/~spiegel/docs/cc-about.html>)

3. 調達・利用について

本章では、地理情報の調達・利用に関して、地方公共団体が二次利用を行う際、どのような点に留意しておくべきかということ整理・提示する。

👉 本章の内容

3 - 1 : 「基本的な考え方」

- ・二次利用の対象となる地理情報を、「自ら作成した地理情報」と「他の主体（国、他の地方公共団体、民間企業等）が作成した地理情報」とに大別し、それぞれの二次利用に伴う様々な権利関係の処理についての考え方を説明している。
- ・いずれの場合でも、利用許諾条件や契約内容に従って地理情報の利用を行うことが最も重要であることを述べている。

3 - 2 : 「基本的な調達・利用の進め方」

- ・一般的な地理情報の調達・利用の進め方について、6つのステップ（事業計画策定 設計 積算・発注・契約 管理（協議・監督） 検査 利用）に分けて整理し、それぞれの段階における留意点について説明している。
- ・調達した地理情報を効果的に利活用するためには、発注・契約が適切に行われている（著作権等の帰属等が明記されている）ことが最も重要であることを述べている。
- ・併せて、実際に地理情報の調達・利用を行っている地方公共団体の事例や、検討に当たってのポイント等を整理している。

3 - 3 : 「考慮すべき事項」

- ・著作権の保有者に着目して地理情報の調達・利用パターンを、
 - 「パターン1（地方公共団体が著作権を持っているパターン）」
 - 「パターン2（地方公共団体が著作権を持っていないパターン）」
 - 「パターン3（地方公共団体と民間事業者等の外部の組織が共同著作権という形態で著作権を持っているパターン）」の3つに整理している。

■ チェックシート

- ・地理情報の調達及び利用に際して確認すべき事項をチェックシート1、2として整理している。

3-1: 基本的な考え方

二次利用を行う地理情報は、大きく「地方公共団体が自ら作成した地理情報」と「他の主体（国、他の地方公共団体、民間企業等）が作成した地理情報」に分けることができる。いずれの場合においても、利用許諾や契約といった事前の取決めが、地理情報の二次利用の可否や二次利用が可能な程度に対して大きな影響を与えることになる。

「自ら作成した地理情報」については、発注・契約段階において地方公共団体自身が著作権等の権利を取得するよう明記する等で、二次利用に伴う様々な権利関係について処理することが可能である。しかしながら、発注・契約段階において納品物等について十分確認していなかったり明文化していなかったときには、紙地図で納品された成果品の元となる地図データを利用しようとしたときに契約内容にないため利用できないといったような事態も起こり得ることから、発注・契約内容について十分吟味することが重要である。

「他の主体（国、他の地方公共団体、民間企業等）が作成した地理情報」を調達・利用するとき、行政（国、他の地方公共団体）が保有する地理情報を調達・利用するときは利用許諾、民間企業等が販売している地図を調達・利用するときは契約により、調達・利用を進めることになる。

利用許諾に関しては、具体的な利用内容等を記して申請を行うことから、利用目的、利用方法、利用範囲等は申請内容に従う。目的外の利用を行う際には、その都度申請を行うことになる。

一方、契約の場合は、事前に利用目的、利用方法、利用範囲等について庁内で十分検討を行わないまま契約を結んでしまったりしたため、実際に二次利用等を行う際に問題が発生してしまうことが見受けられる。インターネットの普及等、急速な情報インフラの整備の進展に伴って多様な利用形態が生まれてきていることから、地方公共団体においても契約段階において用途等の見極めが難しい状況ではあるが、想定される利用者の意見を十分に把握するなど、契約前の準備を整えておくことが重要となる。

いずれのケースにおいても、利用許諾条件・契約内容に従って地理情報の利用を行うことが大前提であり、疑義あるいは新たな利用目的、利用方法、利用範囲等が生じたときには、提供先ときちんと協議した上で解決することが必要であり、利用許諾や契約とは異なる利用はしてはならない。

3-2 : 基本的な調達・利用の進め方

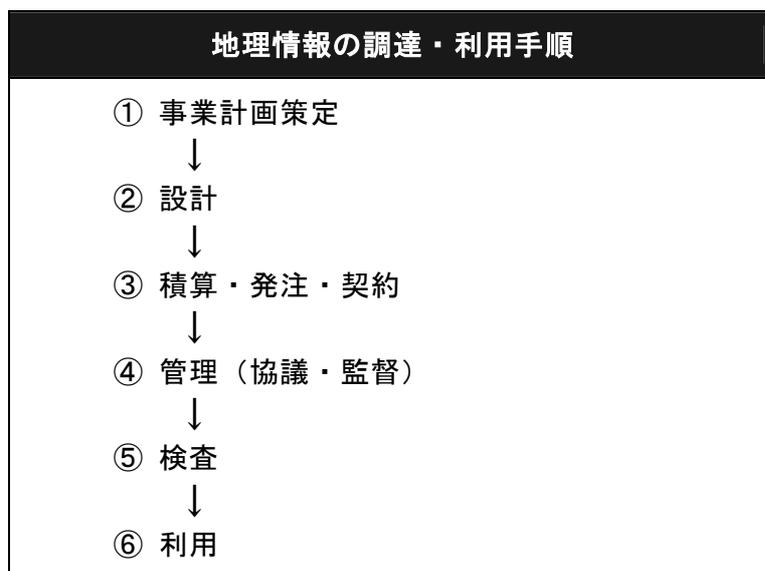
本節では、地理情報の調達・利用に関する一般的な進め方について整理を行う。

個別地理情報により細かな調達・利用手順等は異なるものの、権利関係の整理などについては共通的な事項が多いと考えられることから、以下では、地理情報の調達・利用に当たって共通的と考えられる手順を示し、調達・利用に当たっての基本的な流れについての確認事項を整理することとする。

ここでは、新たに地理情報を作成する場合を想定して手順を整理しているが、既存の地理情報を調達するときには、事業計画策定及び設計を除いた手順になるものと考えられる。

なお、既に各地方公共団体において独自の調達手引書や調達仕様書等を作成しているのであれば、それらと本資料とを比較検討しながら、実際の業務においてどの点に留意する必要があるかについて確認することが望まれる。また、それらの手引が未作成である、あるいは今後作成する予定であるならば、本資料をベースに、各地方公共団体の実態に即した手引等が作成されることを期待する。

地理情報の調達・利用の大まかな手順は、以下のとおりに整理できる。



以下では、各項目のポイントについて説明を行う。

①事業計画策定

事業計画策定段階では、「事前検討」、「要件整理」、「方針策定」などを行う。事業計画策定の際には、当該地理情報の利用のあり方（誰が利用するのか（利用者・利用範囲）、何のために利用するのか（利用目的）、どうやって利用するのか（利用方法）等）

について、将来的な可能性も含め詳細に詰めておくことが重要である。特に、利用者・利用範囲と利用方法については十分な検討を要する。庁内のみの利用にとどまるのか、外部提供も視野に入れているか、さらにどのような二次利用を行う可能性があるのかによって、契約内容は大きく変わると考えられる。統合型GISの構築を視野に入れている場合は、意思決定や作業の効率化のためにも全庁的な体制整備が必要となる（→参照：ワンポイント⑪p39）。地理情報の利用及び提供を円滑に行うためにも、最初の段階で綿密な検討を行っておくべきである。なお、既存の地理情報を調達するときにおいても、当該地理情報の利用のあり方について、新規作成に準じた検討を行っておくことが必要である。

・「事前検討」

庁内における地理情報の作成・利用・流通状況、地理情報へのニーズなどを把握し、どのような地理情報を作成するかについて明確化する。

・「要件整理」

まず、当該調達が公共測量に該当するか否かについて定めた上で、作成する地理情報の作成範囲、データ形式、精度（品質）、情報項目、データ作成方法などについて明確化する。

・「方針策定」

スケジュール、費用概算、担当など、地理情報作成に当たっての方針を策定する。

②設計

前段で整理した要件に従い、フォーマット等の設定も含めて、地理情報に関する具体的な設計を行う。

③積算・発注・契約

委託金額設定、業者選定、調達仕様書の作成、発注、契約締結など、委託業務に係る事務手続を行う。調達した地理情報を効果的に利活用するためには、この段階において、適切な発注・契約が行われていることが極めて重要である。発注仕様書では、できる限り細かく指示事項等を記載し、事後において委託先事業者との間で問題が発生しないように留意する必要がある。特に二次利用を視野に入れて、著作権がどのように帰属することになるのか、納品物の利用に関して制限があるのか否か等については、十分に検討しておくべきである（→参照：ワンポイント⑦、⑧、⑨、⑩p38～39）。特に確認が必要な事項について、代表的な例を示す。

▼ 発注・契約時に確認しておくべき事項（例）

-
- ・ 納品物（最終成果物のみか、中間生産物も含むか等）
 - ・ フォーマット（庁内で利用可能なフォーマットか、特定GIS用のフォーマットのみか、標準に対応しているか）
 - ・ 成果の帰属（著作権等）
 - ・ 制限事項（利用範囲等）
-

④管理

委託作業についての工程管理を行う。必要に応じて中間検査を行い、仕様と合致しているかを確認する。

⑤検査

成果物について検収を行い、仕様や品質が満たされていることを確認した後、受領する。

⑥利用

契約内容や庁内の利用規程等に従って、地理情報の利用を行う。

■参考事例

浦安市では、2005年度後半から、官民連携の具体的な形として、ある民間地図事業者と地図作成に関して連携を始めた。

同市からは、ベースとなる道路や建物の形状を主とした共用空間データを民間地図事業者に無償で提供している。一方、民間地図事業者は、現地調査を行い、建物・道路・駐車場等の名称となるいわゆる注記情報を収集し、共用空間データに付加し住宅地図を作成している。民間地図事業者が収集した注記情報は同市でも活用している。

このような官と民の連携により、同市にとっては、鮮度の高い注記情報が入手でき、これを活用することによって、市民等には分かりやすい地図情報の提供が可能となっている。また、民間地図事業者にとっては、毎年更新されている市の共用空間データを活用することで、新設及び滅失建物の把握も容易となり、住宅地図作成作業の効率化を図ることが可能となっている。

さらには、成果物である住宅地図の販売価格の抑制にもつながり、市の住宅地図購入費の削減効果も期待されている。

■参考事例

津山市では、データの著作権の帰属に関して非常に苦労した経験があるため、業者との取引には注意を払っている。仕様書では、「データはすべて津山市の所有権にする」ということと、「フォーマットは共通フォーマットにする」ということを明記している。

■参考事例

市共市では、調達している地図データについて、測量に当たっての公共測量作業規程への準拠の有無と、データ化に当たっての独自性の有無の観点から、主に以下の3種類に分けて対応を行っている。また、成果の帰属に関しては、契約書や調達仕様書などであらかじめ明確にするようにしている。

公共測量作業規程に従って測量し、DMフォーマットに代表される所定の書式でデータ化したもの

【具体的な調達物】

- ・基準点測量成果
 - ・数値地形測量成果
 - ・地籍調査結果
- 等

公共測量作業規程に従って測量はしたが、データの配列は民間事業者の独自のもの

【具体的な調達物】

- ・上記調達物について、特定のGISソフトのデータ形式として納品されたもの

公共測量にも従わないし、データの配列も特に所定のものではなくてすべて民間が作成したもの

【具体的な調達物】

- ・民間で作成された地図（住宅地図等）
- ・公共が発注したものでも、公共測量作業規程などのような規定がないもの（観光地図、住居表示の案内板等）

ワンポイント : 民間事業者への地図の作成委託と著作権の帰属

民間事業者に地図の作成を委託し、経費もすべて地方公共団体が負担した場合でも、著作権は著作物を創作した者に帰属するため、著作権が民間事業者側にあると考えられるケースも少なくない。確実に地方公共団体側に著作権が帰属するようにするためには、契約書において、その旨を明記することが必要である。

ワンポイント : 契約で譲渡されている著作権の範囲

民間事業者に発注する際、すべての著作権を譲渡してもらうためには「すべての権利を譲渡する」と記すだけでなく、第27条（翻訳権、翻案権等）、第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）の権利も含めて譲渡してもらう旨を記載することが望ましい。

また、発注者へ譲渡ができない著作者人格権については、受注者に対し行使しない契約を締結する必要がある。（→参照：「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」Q & A集 p42）

ワンポイント : 民間事業者の「工夫」成果の帰属

民間事業者に、公共測量作業規程に則って地図を作成するように発注し、着色などの工夫を依頼した場合、民間事業者が工夫した部分については創作性があるので、民間事業者側に著作権が発生することがある。契約の際は、こうした工夫の部分の著作権についても地方公共団体側に帰属するのかについて明示することが望ましい。

ワンポイント : 「内部業務」の範囲

民間地図業者から、住宅地図データをレンタル方式で調達する際、契約書に「利用範囲は内部業務に限る」と記載されていた場合、どの程度の利用が可能であろうか。

以下に3つのケースを挙げ、想定される対応策を例示する。ただし、実際には、必ず契約先の民間地図業者との間で確認が必要である。

まず前提として、住宅地図データの著作権は、契約先の民間地図業者が持っているので、契約に定められた範囲でしか利用することはできない。

(a) 庁内の会議向けにGISから印刷し配布

庁内の会議向けの資料ならば、行政目的のための内部資料と位置づけることができるので、許諾を取らなくても利用することができると考えられる。ただし、必要最小限の部数の印刷とすべきである。

(b) 業務の一環としてパンフレットを作成し、庁内に配布

このパンフレットが、市の職員のみが入手・閲覧できるものならば、特に問題はないと考えられる。しかし、一般の人々も入手可能な場合は、著作権上問題があると考えられるため、地図業者との相談が必要である。

(c) GIS上の情報を利用して広報誌を作成し、市民に配布

市の広報誌であっても、行政目的のための内部資料ではないので、許諾なしに地図などを掲載することはできない。

従って、本件の場合は、住宅地図を借り受けている民間地図業者に連絡を取り、掲載の許諾か新たな契約を結ぶ必要がある。

ワンポイント : 統合型GISの構築と地理情報の調達・利用

統合型GIS構築時における地理情報の調達・利用については、「基本的な調達・利用の進め方」で述べた一般的なポイントに加え、庁内関係部署との調整など、全庁的な対応を考慮することが必要となる。庁内における地理情報に対するニーズの集約、調達の際の目的や方法の整理、既存地理情報の把握などを効率的に進めるためには、適切な体制整備が不可欠である。この点については、後掲の事例集（浦安市（p77～80）、津山市（p84～87））や、『統合型GIS導入・運用マニュアル』（平成16年3月、総務省自治行政局地域情報政策室）などが参考になる。

3-3 : 考慮すべき事項

(1) パターン別の二次利用における法制度面での対応のあり方

前節では、地理情報の調達・利用に関する一般的な進め方について整理を行ったが、本節では、二次利用に当たって特に注意が必要な著作権の所在に着目して、調達・利用を3つのパターンに整理し、それぞれのパターンにおける対応のあり方や留意事項等について取りまとめる。

1) 主な調達・利用パターン

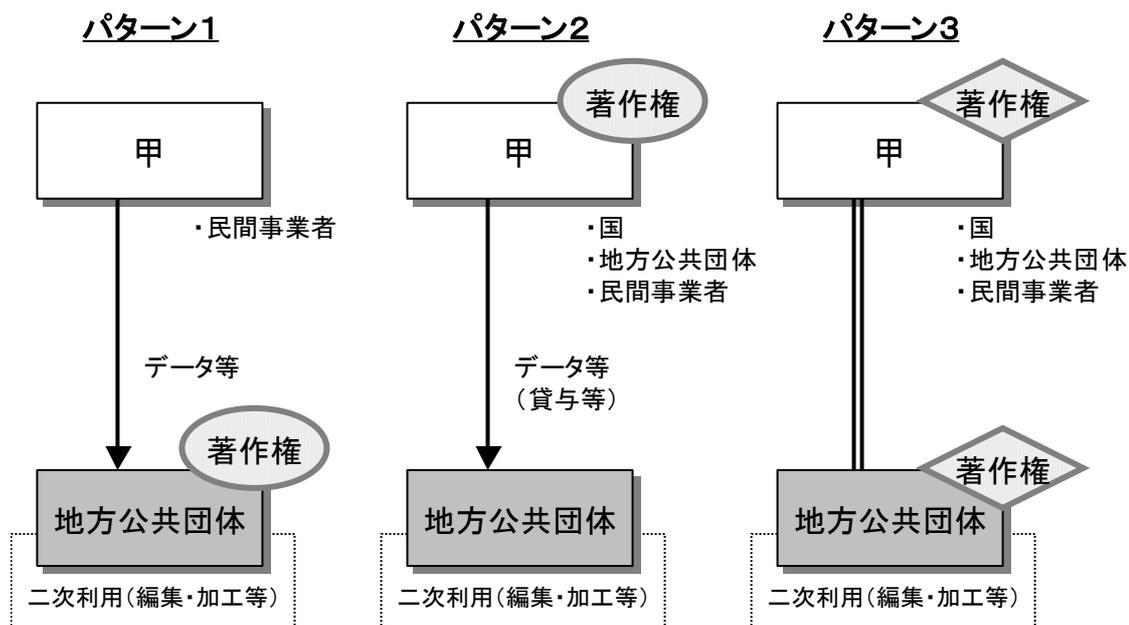
著作権の保有者に着目して地理情報の調達・利用パターンを整理すると、主なものとしては、以下のパターン1、パターン2、パターン3の3種類が考えられる。

パターン1は、地方公共団体が著作権を持っているパターンである。地方公共団体が発注・管理したもので、著作権も持っているケースが該当する。これには、地方公共団体の他部課が発注・管理したものも含まれる。

パターン2は、地方公共団体が著作権を持っていないパターンである。民間事業者から地図等を購入したり借り受けるようなケースが該当する。

パターン3は、地方公共団体と民間事業者等の外部の組織(「甲」)が共同著作権という形態で著作権を持っているパターンである。共同事業として、地図等を整備していくようなケースが該当する。

地理情報の調達・利用に当たっては、調達の際、二次利用を視野に入れながら著作権の帰属を決めていくとともに、既存成果物の利用に当たっては、その地理情報の著作権の所在がどのようになっているか、あるいは二次利用に当たってどのような手続が必要か等を十分検討した上で利用する必要がある。



(2) 調達・利用に当たって確認すべき事項

前述のパターン1、パターン2、パターン3のそれぞれについて、調達時及び利用に際して確認すべき事項を整理する。

チェックシート 1	地理情報の <u>調達</u> の際に確認すべき事項	
確認事項	本文参照箇所	
□ 将来的な利用のあり方や利用可能性も視野に入れて調達を検討しているか		
□ 利用者（利用範囲）について整理できているか		
✓ 調達する地理情報の具体的な利用者は誰か		
✓ 地理情報自体の外部提供、あるいは地理情報を利用して外部に情報提供等を行う可能性はあるか		
□ 利用目的について整理できているか		
✓ 現在の利用ニーズや用途は具体的に把握できているか		
✓ 今後用途が広がる可能性について十分に検討したか		
□ 利用方法について整理できているか		
✓ 現在の具体的な利用方法は把握できているか		
✓ 特に二次利用については、細かな編集・加工等も含め、二次利用の方法及び二次的著作物の提供方法などが網羅的に洗い出されているか		
✓ 外部提供を行う場合、どのような利用方法を念頭に置いているか		
✓ 将来的な利用方法の拡大の可能性についても十分に検討したか		
□ 作成する地理情報の要件について整理できているか		
✓ 本調達は、公共測量作業規程に則って実施するのか		
✓ 利用者、利用目的、利用方法等にかんがみて、適切な仕様になっているか		
✓ 委託先に創作性を求めるか。求めるならば、要求内容は明文化されているか		
✓ 今後の利用可能性も考慮したデータ形式になっているか		
□ 契約書には、二次利用に当たって必要な項目が網羅されているか		
✓ 著作権の帰属が明示されているか。著作権譲渡が行われる場合、「譲渡の範囲」（全部、一部）、「譲渡の条件」（期間等）などが明確になっているか	p36 ③	

p35
① 事業計画策定

方針策定

要件整理

<input checked="" type="checkbox"/> 著作物の利用許諾契約の場合、個別の権利の帰属は明確になっているか	積算・発注・契約 ↓
<input checked="" type="checkbox"/> 納品物は明示されているか（最終成果物のみか、中間生産物も含むか等）	
<input checked="" type="checkbox"/> 納品物の利用に当たっての制限事項の有無等を確認したか	
<input type="checkbox"/> 将来、当初の調達あり方から変更が生じた場合、契約変更等が必要なケースやその際の具体的な対応方法（契約見直し等）について、契約時に明らかにしてあるか	

チェックシート 2

地理情報の利用の際に確認すべき事項

確認事項	該当パターン			本文参照箇所
	1	2	3	
<input type="checkbox"/> 当該地理情報の著作権について、誰がどの権利を保有しているか	○		○	p40 主な 調達・ 利用 パターン
✓ 当該地理情報を発注し、管理している部課はどこか	○			
✓ 当地方公共団体ではどの権利を保有しているのか（著作権が譲渡されている場合の「譲渡範囲」、「譲渡条件」など）	○		○	
<input type="checkbox"/> 二次利用の目的は整理できているか	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 二次利用の方法、二次的著作物の提供方法は整理できているか	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 調達時の契約には二次利用についてどのように示されているか		○	○	
✓ 利用範囲（二次利用ができる者）が規定されているか		○	○	
✓ 利用条件（二次利用の方法、二次的著作物の提供方法等）が規定されているか		○	○	
<input type="checkbox"/> 当該地理情報の利用に当たっては、どのような手続が必要か	○	○	○	
✓ （他部課が発注、管理した地理情報の場合）どのような利用許諾申請が必要か	○			
✓ 当初の契約・利用許諾の範囲内で二次利用が可能か		○	○	
✓ （再契約・再許諾が必要な場合）相談・交渉すべき事項は明確になっているか		○	○	
<input type="checkbox"/> 提示された利用条件で二次利用の目的は達成できるか		○	○	
<input type="checkbox"/> 利用後の原著作物の取扱いはどうなるか		○	○	
<input type="checkbox"/> 二次的著作物に関する著作権の帰属はどうなるか		○	○	
<input type="checkbox"/> 二次利用に伴う追加的な対価の支払いは必要か		○		
<input type="checkbox"/> 将来、当初の利用のあり方から変更が生じた場合（二次利用の目的、方法、二次的著作物の提供方法の変更等）、契約変更等が必要なケースやその際の具体的な対応方法（契約見直し等）を契約段階で明らかにしているか		○	○	

なお、調達時において契約書に盛り込むべき項目（例）については、巻末資料を参照のこと。

4. 提供について

本章では、地方公共団体が外部に対して地理情報を提供するとき、どのような点に留意しておくべきかということ整理・提示する。

☞ 本章の内容

○4-1：「基本的な考え方」

- ・地方公共団体が保有する地理情報は、国民共有の貴重な資産として、原則として積極的に広く提供されることが望まれることを述べている。
- ・地理情報を提供する場合は、個人情報保護への対応ができていないか、特定の個人・企業の利用に限られていないか、関連する法令に対応ができていないか、などに留意すべきであることについても述べている。

○4-2：「基本的な提供の進め方」

- ・一般的な地理情報の提供の進め方について、6つのステップ（公開手続 提供方法設定 提供条件設定 対価設定 契約・約款への同意 提供）に分けて整理し、それぞれの段階における留意点について説明している。
- ・地理情報の提供に当たって、各地方公共団体において制定されている情報公開条例や個人情報保護条例、並びに個人情報保護法、測量法などへの対応が必要であること、また調達時の契約の確認が不可欠であることを述べている。

○4-3：「考慮すべき事項」

- ・二次利用の仕方に着目して地理情報の提供パターンを、
 - 「パターンA（提供先が内部のみで利用するパターン）」
 - 「パターンB（提供先がさらに二次利用をして外部提供するパターン）」
 - 「パターンC（地方公共団体自身がインターネット等を使って広く一般市民に地図等を提供していくパターン）」の3つに整理している。

■ チェックシート

- ・地理情報の提供に際して確認すべき事項をチェックシート3、4として整理している。

4-1：基本的な考え方

インターネット環境の整備の進展なども背景として、近年の地方公共団体を取り巻く環境は、ITによる積極的な情報提供を推進する方向にある（→参照：ワンポイント⑫p46）。民間企業や一般市民の間においても、インターネットの普及により、かつてとは比較にならないほど多くの情報が流通するようになっている。GISについても、WebGISの普及によって、双方向的な情報流通が進みつつあり、地理情報の提供を加速させてきている。

地方公共団体が保有する地理情報は、「公用物」として行政内部で利用されるのみならず、道路や公園のように地域の住民や企業等が直接に活用し便益を受けることのできる「公共物」としての性格も持っている国民共有の貴重な資産であるため、積極的に広く提供することが求められている。また、提供に当たっては、できる限り制限を設けないことが望ましい。政府では、「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」（平成15年4月17日地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議申し合わせ）において、上記の認識を基本方針として示しつつ、個人情報の保護、国・公共の安全の確保、行政機関の事務・事業への配慮、国有財産法上の取扱い、著作権の所在の明確化、提供条件の設定（利用制限）の6項目を提供に際し留意すべき点として示している。地方公共団体の場合、保有している地理情報にも地域住民に関する個人情報が含まれるものが多いことから、個人情報の保護について特に慎重な対応が求められる。

併せて、提供先において、どのような利用（二次利用）まで認めるかということについても、あらかじめ検討しておくことが必要である。関連する法令（著作権法、測量法など）に照らし合わせながら、提供先での利用目的や利用方法について、可能な限り具体的な取決め（契約や約款など）の形で相互に了承しておくことが望ましい。

以上のように、地理情報の提供については、原則として積極的に提供することとしながらも、提供に当たっては、個人のプライバシーを侵害していないか、特定の個人・企業の利用に限られていないか、関連する法令に対応できているか、などに留意する必要がある。

ワンポイント：地方公共団体が地理情報（地図等）を提供する際の根拠

地方公共団体が地理情報を提供する根拠としては、「測量法」の第1条「測量の重複排除」をあげる考え方がある。また、これ以外にも、「情報公開法」、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方」、「今後の地理情報システム（GIS）の整備・普及施策の展開について（地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議申し合わせ（平成12年）」、「政府の地理情報の提供に関するガイドライン」などが、地方公共団体が地理情報（地図等）を提供する場合の根拠として考えられる。

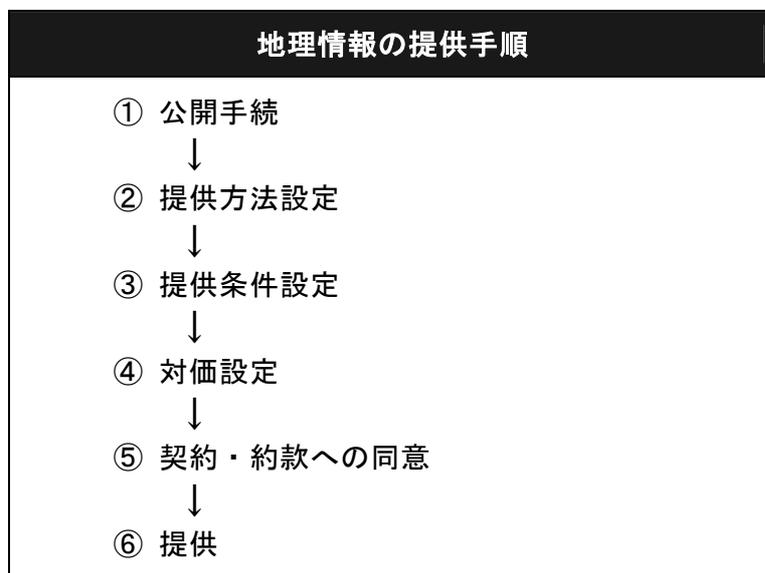
4-2: 基本的な提供の進め方

本節では、地理情報の提供に関する一般的な進め方について整理を行う。地理情報の提供といった場合、地理情報自体（地図やデータ）を素材として提供することと、WebGISなどを通じて、地理情報をベースとしながら各種情報（コンテンツ）を提供していくこととに分けることができるが、いずれのケースにおいても地理情報がポイントとなることから、本節では両者を含む形で、地理情報の提供として整理している。

調達・利用と同様、提供に当たっては地理情報ごとに個別の判断が必要となるが、地理情報の提供に当たって共通すると考えられる手順を示し、基本的な流れについて確認することを目的とする。

なお、地理情報の提供に当たっては、各地方公共団体において制定されている情報公開条例や個人情報保護条例、並びに個人情報保護法、測量法などへの対応が不可欠となる。既にこれらの法令に関する手引書等が作成されているのであれば、それらについても併せて検討することが望ましい。また、今後地理情報の提供を推進していく上でも、各地方公共団体において地理情報の提供に関する具体的な進め方を整理・取りまとめておくことが期待される。

地理情報の提供に関する手順は、大よそ以下のとおりに整理できる。



以下では、各項目のポイントについて説明を行う。

①公開手続

どのような目的で、地方公共団体から何を提供するか（地理情報自体、地理情報をベースとした各種情報（コンテンツ）など）を明らかにした上で、各地方公共団体において定められている情報公開条例や個人情報保護条例、あるいは個人情報保護法、測量法等に照らしながら、当該地理情報の提供可否について検討を行う。その際、提供先の利用目的や提供先での利用範囲や利用方法について、あらかじめ聴取したり申告してもらったりすることにより、検討を円滑に進めることができる（→参照：ワンポイント⑬、⑭p49～50）。

なお、検討に当たっては、当該地理情報を調達した際にどのような契約が行われているかについて、正確に把握しておく必要がある。提供に当たっては、調達時の契約の確認は不可欠である。（→参照：コラム②p58）

提供が可能と判断されたならば、各地方公共団体の所定の手続に従って、提供に必要な手続を進める。

②提供方法設定

適切な地理情報の提供方法の選定を行う。提供方法として代表的な例を示す。

▼ 地理情報の提供方法（例）

-
- ・内部ネットワーク（LAN、WANなど）

 - ・インターネット

 - ・電子媒体（DVD、CD、MO、FDなど）

 - ・印刷物

③提供条件の設定

地理情報の提供に当たっての提供条件を設定する。提供条件として考慮すべき項目について例示する。

▼ 提供条件として考慮すべき項目（例） 地理情報自体に関して

-
- ・データ形式、フォーマット

 - ・精度（品質）

 - ・情報項目

▼ 提供条件として考慮すべき項目（例） 提供先での利用に関して

-
- ・利用目的

 - ・利用範囲

 - ・利用方法

④対価設定

地理情報提供の対価を設定する。対価のあり方については、各地方公共団体での判断によるが、既に提供を行っている地方公共団体では、無料、又は実費程度ということが多い。

⑤契約・約款への同意

提供先に、提供条件等について同意してもらい、契約書等により明文化する。広く一般市民等に向けて提供するときには、相対契約ではなく、約款への同意という方法を取ることも考えられる。

調達・利用時と同様、適切な契約等が行われていることが極めて重要である。そのためには、契約書等にできる限り細かく確認事項等を記載し、事後において提供先との間で問題が発生しないように留意する必要がある。

なお、ネットワークやインターネット等を用いて提供するときには、書面ではなく、同意を示すボタン等を提示し、それをクリックしてもらう方法などを採用することも考えられる。

⑥提供

契約・約款等に従って、地理情報の提供を行う。

ワンポイント：民間企業に対する地理情報の提供

民間企業に公共測量成果である地理情報を提供する場合は、測量法の規定に従って判断・承認を行うことになる。

測量法では、公共測量成果提供の承認権限は公共測量計画機関の長が持つと定めており、承認するか否かの最終判断は各地方公共団体に委ねられている。しかし、実際に判断するに当たっては拠所となる基本的な判断枠組みが必要であると考えられることから、本項では、同法の趣旨に則って基本測量成果の提供を行っている国土地理院の資料（「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」等）に基づき考え方を整理する。

測量成果の提供（利用）形態には、「複製」と「使用」の二つがある。「複製」は、測量成果と同一の地図を作製する場合である。一方「使用」は、測量成果である地図を使って新たな地図に作り替えること（地図の調製）により、元の成果とは異なった内容の地図を作製する場合（道路地図、観光地図など）である。「複製」の場合は「複製承認」が（第 43 条）、「使用」の場合は「使用承認」（第 44 条）が必要である。まずはじめに、「複製承認」なのか「使用承認」なのかを明らかにしなくてはならない。

さて、民間企業への公共測量成果の提供に当たっては、測量法第 43 条（公共測量成果の複製）の規定に留意する必要がある。

測量法第 43 条では、「そのまま複製して、もっぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足る十分な理由がある場合においては、承認をしてはならない」と規定

（次ページに続く）

されており、公共測量成果について、ほとんど手を加えずにそのまま営利目的として販売する場合に複製承認を行うことは禁止されている。また、たとえそのまま複製したものに情報を付加し別な体裁を整えていても、主たる目的がそのまま複製したものをもっぱら営利の目的で販売するものとみなせる場合は、複製承認は行えない。

公共測量成果の提供（複製承認）は、この規定に抵触しない範囲で行うことができる。すなわち、「そのまま複製」かつ「もっぱら営利の目的で販売するもの」でない場合、例えば、「そのまま複製」であっても「非営利目的」である場合や、「営利目的」であっても「そのまま複製」でない場合などは提供（複製承認）できる可能性が高いと考えられる。

ただし、第 43 条の趣旨から見て、複製しようとする測量成果の種類及び範囲、複製の目的及び方法などについて、測量成果の利用秩序や社会的影響（公序良俗の観点など）の点から適切でない（複製承認すべきでない）と考えられる場合もある。承認に当たっては、複製しようとする主たる目的、複製しようとする測量成果と利用するものとの関係、複製方法、測量成果を利用する方法が複製に当たるか否か、そのまま複製か否か営利性か否か、などを総合的に判断することになる。

どのような場合が「そのまま複製」あるいは「もっぱら営利の目的で販売するもの」に該当するのか、あるいは複製承認すべきでない場合なのかについては判断し難い点もあるため、巻末資料に「基本的な考え方」と「モデルケース」を提示した（→p103～109 巻末資料「地理情報の提供について」を参照）。判断の一助として役立てることが望まれる。

ただし、これらはあくまでも例示にとどまるものであり、より具体的な事例については、さらに個別の検討が必要となる場合もある。

ワンポイント : 個人商店等の私的な情報の提供

地域振興等を目的に、GISを通じて個人商店などの情報を提供していきたいと考えている地方公共団体が増えているが、三重県では、以下のように整理している。

■参考事例

三重県では、「Mie Click Maps」を通じて情報提供するに当たり、個人商店等の情報提供に関して以下のように考えている。

提供に当たっては、利用方法や考え方によって整理している。「Mie Click Maps」では、地図上にランドマークがないと場所の把握がしにくいことなどもあり、ランドマークとしてタウンページのデータを公開している。

三重県では、県は店舗の情報を収集・把握していないためタウンページのデータを利用しているが、市町村ならば、地元商工会などから店舗情報を収集するという方法もあると考えており、各店舗の了解を得た上であれば、公開しても構わないだろうと捉えている。商工会から情報を提供されていること、そして未掲載店舗側から追加申請できる仕組みがあるならば問題ないのではないかと認識である。

■参考事例

津山市では、WebGIS「きらきやつやまっぷ」を通じて、市内の地理情報を提供しているが、利用者からは、現在よりもさらに大きな地図が表示でき、かつ、印刷できると良いという要望が出されている。しかし、現在、津山市では紙ベースの印刷した都市計画図を別途有料販売していることから、紙と電子データとの整合を保つために、WebGISを通じた地図の提供を行う場合は、適切な課金の仕組みを構築する必要があると考えている。将来的に見ても、保守、データの更新等に経費がかかることから、電子データといえ手数料を課すことが受益者負担の原則からも必要と考えている。

また、今後、インフラ系企業とのデータの相互流通をさらに進めていく必要性を感じているが、多くの税金を投入して作成・メンテナンスした情報を無料で提供するというのは難しいのではないかと考えている。

4-3 : 考慮すべき事項

(1) パターン別の二次利用における法制度面での対応のあり方

前節では、地理情報の提供に関する一般的な進め方について整理を行ったが、本節では、提供先における二次利用の方法に着目して、地理情報の提供を3つのパターンに整理し、それぞれのパターンにおける対応のあり方や留意事項等について取りまとめる。

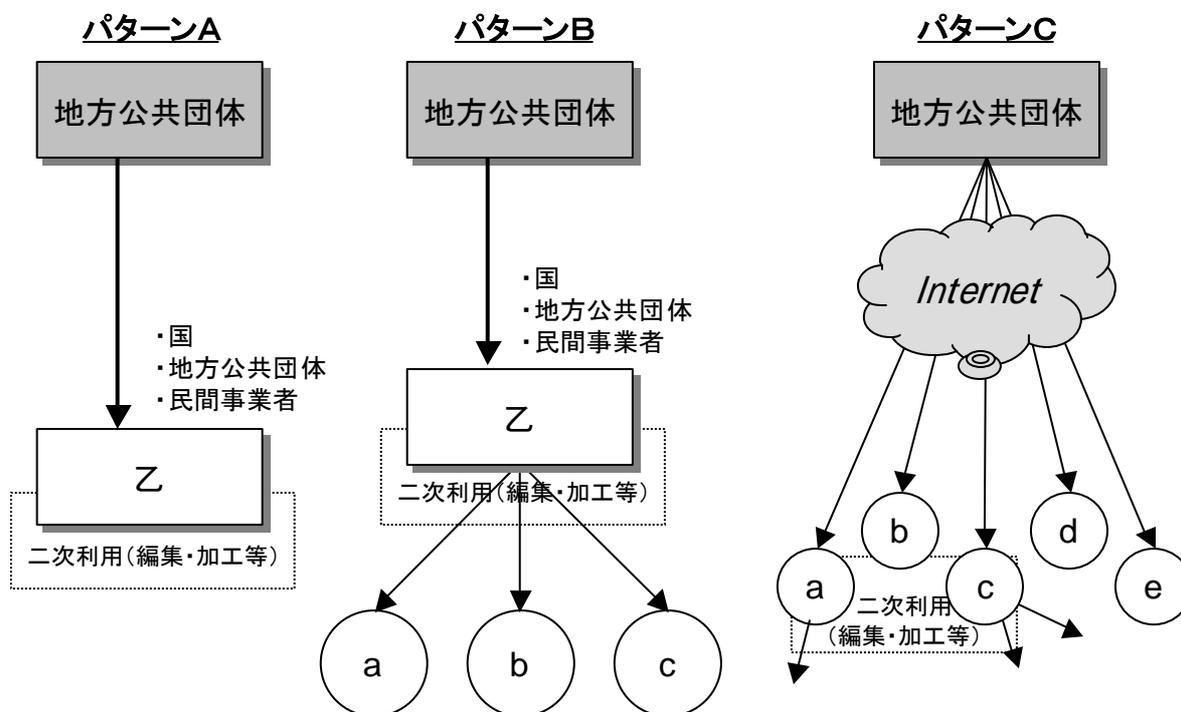
1) 主な提供パターン

二次利用の仕方に着目して地理情報（地図等）の提供パターンを整理すると、主なものとしては、以下のパターンA、パターンB、パターンCの3種類が考えられる。

パターンAは、提供先が内部のみで利用するパターンである。他の地方公共団体、国、民間等の組織内部だけで利用する。

パターンBは、提供先がさらに二次利用をして外部提供するパターンである。二次利用後の外部提供の際の対価設定は、有料・無料のいずれもあり得る。

パターンCは、地方公共団体自身がインターネット等を使って広く一般市民に地図等を提供していくパターンである。提供先でどのような利用がなされるか完全には把握できないものの、二次利用等がなされていくことが想定される。



■参考事例

三重県では、県・市町村等が保有する都市計画図、森林基本図、空中写真等を元¹に作成した電子地図「三重県GISオリジナルマップ(GOM)」²、及びGOMを基図に三重県が保有等する情報の公開・提供を行うWebサイト「Mie Click Maps」³を提供している。また、三重県の事務事業用として整備した簡易型GIS「M-GIS」⁴についても、地域情報化、産業支援、地域活性化等のツールとして、県民、企業等でも利用できるよう、インターネットを通じて無料で提供している。

三重県では、提供する情報を地図(地形図)と行政情報(コンテンツ)に分類して整理している。

地図については、既に国土地理院や他の地方公共団体等における公開事例があったことから、公開自体については問題ないと考えていたが、表示縮尺については議論があった。表示拡大により、建物の面積が把握できるのではないかという指摘があったことから、拡大すると建物が非表示となるように処理している。

行政情報については、県庁各課で登録しており、運用管理要領を作成して、個人情報の保護などに留意するように配慮している。登録(公開)するときには、この要領に基づいて運用するようにしている。

なお、「M-GIS」には、付属する地図として「GOM」が組み込まれているが、「GOM」自体の加工は認めていない。「GOM」は、閲覧をしながら、その上に個人の空間コンテンツを登録できるソフトウェアの一部として位置づけられている。

この「M-GIS」を通じた「GOM」の提供について、三重県では、測量法上では「閲覧」(第42条「測量成果の保管及び閲覧」)に当たるとして整理している。また、M-GISは行政の業務ツールとして作られたものであり、公開や閲覧を前提として整備したのではないので実費に当たるものがないとして無料にしている。

■参考事例

島根県中山間地域研究センターでは、地滑りなどの防災情報なども含め、紙ベースで閲覧できるデータを提供している。紙ベースで公開されていれば、Webで公開しても差し支えないと考えている。ただし、Webの場合、「データを重ねた際に、どこまで具体的に見せるか」という点は判断する必要がある。

一方、WebGISでの各種マップ提供に当たり、風評被害には気を付けている。例えば、クマの出没ポイントなどは、データ入力はピンポイントでも、一般公開は、メッシュ表示にしたり、ズーム値を制限するようにしている。

■参考事例

津山市では、紙ベースも含め、何らかの形で既に公開されている情報ならば、Webで公開しても差し支えないと考えている(路線価等税情報の一部、土砂災害危険箇所情報など)。現在までこの方針で情報提供を進めてきたが、特にクレームが出たことはない。

また、航空写真については、そのままだと鮮明過ぎるため不快感を持つ人も出てくる可能性があり、ファイルも重いので、公開に当たっては、地上解像度15cmの画像を60cm(300dpi)まで解像度を落とし、個人のプライバシーに配慮して公開している。色々試してみた範囲では、500dpi程度(自動車の種類や家の外形が判別できる程度)までならば、個人情報に関して問題になるほどの識別性はないので、公開しても差し支えないだろうと考えている。

■参考事例

一部の地方公共団体では、地形図や都市計画図などの公共測量成果を、紙製の地図とは別に CD - ROM などの電子媒体でも提供（販売）している。以下においていくつかの事例を紹介する。なお、いずれも前掲の提供パターン B に該当するが、購入した地形図・都市計画図をパンフレットや報告書等に掲載する際は、別途測量法に基づく各地方公共団体の承認が必要となる。

【川崎市】

提供物	・「デジタル地形図 2500」 CD - ROM (2 枚組)
価格	・ 8,500 円
提供方法	・ 市役所、各区役所売店で販売。郵送販売あり
内容等	・ 川崎市全域の地形図データ (平成 9 年度～11 年度に測量) 及びパソコンで利用するためのアプリケーション ・ 公共施設や目標となる建物の名称のみ表示 ・ 平成 17 年度には新しい地形図を提供予定 (平成 16 年度に修正測量済み)
参考 URL	http://www.city.kawasaki.jp/50/50tosike/home/tizu-hanbai/cd-rom.htm

【豊中市】

提供物	・「豊中市デジタルマップ (豊中市道路台帳平面図 DM500)」 フロッピーディスク若しくは CD - ROM で提供
価格	・ 1 図郭当たり 11,000 円 (1 図郭 : 300m × 400m、1 / 500 相当)。 製作経費などに基づいて算出
提供方法	・「測量成果の複製・使用の承認願及び提供申込書」に記入押印のうえ、現金とともに申込む ・ 電子メールによる申込受付や Web ページからのダウンロードでの提供は現在実施していない
内容等	・ 豊中市作成のデジタルマップを提供。閲覧ソフトは付属せず ・ 平成 11 年 11 月 18 日 (土曜の日) から提供開始 ・ 豊中市全域で 371 図郭 ・ 主要な市道、建物については 1 年ごとに更新
URL	http://www.city.toyonaka.osaka.jp/toyonaka/dobokugesui/d_kanri/doro_dm/top.html

【横須賀市】

提供物	・「デジタル都市計画基本図」 CD - ROM (1 枚)
価格	・ 4,500 円
提供方法	・ 市役所内の市政情報コーナーで取扱う
その他	・ 市域全域の地形や建物、道路、鉄道などのデータを収録 ・ 公共施設や大きな建物の名称も添付 ・ 平成 14 年 3 月 18 日発売開始
参考 URL	http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/koukai/kankoubutu.html

他にも、複数の地方公共団体において同様の事例がある (札幌市、前橋市、刈谷市、豊橋市など)

(2) 提供時に確認すべき事項

前述のパターンA、パターンB、パターンCのそれぞれについて、提供に際して確認すべき事項を整理する。

チェックシート 3	地理情報の提供の際に確認すべき事項（一般確認事項）	
確認事項	本文参照箇所	
□ 何を提供するか（地理情報自体、地理情報をベースとした各種情報（コンテンツ））		
□ 当地方公共団体の提供の目的は何か		
□ 提供する場合、関連する法令には抵触しないか （情報公開条例、個人情報保護条例、個人情報保護法、測量法など）	p48 ① 公開手続	
□ 調達時の契約について確認したか		
✓ 当該地理情報の著作権について、誰がどの権利を保有しているか		
✓ （地方公共団体に著作権が帰属している場合）発注、管理した部課はどこか		
□ 提供先の対象案件における利用目的は整理されているか		
□ 対象案件における提供先での利用範囲は整理されているか		
□ 対象案件における提供先での利用方法は整理されているか		
□ 提供方法について十分に検討し、適切な方法を選択したか	p48②提供方法設定	
□ 提供条件を十分検討したか		
＜地理情報自体＞		
✓ データ形式やデータフォーマットは適切か		
✓ 精度（品質）は妥当か。セキュリティの観点から精度を落とす必要はあるか		
✓ 情報項目は妥当か。セキュリティの観点から情報項目を減らす必要はあるか		
＜提供先での利用＞		
✓ 提供先の利用目的は妥当か		
✓ 提供先での利用範囲に制限を加える必要はあるか		
✓ 提供先での利用方法に制限を加える必要はあるか	p48 ③ 提供条件の設定	

<input type="checkbox"/> 対価の徴収をするか。(する場合) 価格設定は適切か	p49④対価設定
<input type="checkbox"/> 提供条件等が契約書や約款に適切に記載されているか	
<input checked="" type="checkbox"/> データの品質について、瑕疵責任を問われないように明示してあるか	
<input checked="" type="checkbox"/> 利用後の原著作物の取扱いはどうなっているか	
<input checked="" type="checkbox"/> 提供先で作成した二次的著作物に関する著作権の帰属はどう整理してあるか	
<input type="checkbox"/> インターネット等で提供する場合、提供条件等に同意する方法は適切か	
<input type="checkbox"/> 将来、当初の提供のあり方から変更が生じることになった場合、契約等の変更が必要なケースやその際の具体的対応方法(契約見直し等)について契約段階で明らかにしてあるか	p49 ⑤ 契約・約款への同意

チェックシート 4

地理情報の提供の際に確認すべき事項（個別確認事項）

確認事項	該当パターン			本文参照箇所
	A	B	C	
<input type="checkbox"/> 地理情報の提供に当たり、提供先の意向・ニーズは明らかになっているか	○	○	○	p52 1) 主な提供パターン
✓ 提供先ではどのような二次利用の方法を考えているか	○	○	○	
✓ 二次利用の目的は明確になっているか	○	○		
✓ 二次利用者・二次利用範囲は明確になっているか。さらに三次利用等を行う可能性はあるか	○	○	○	
✓ 調達先との契約上、どのような二次利用まで認められるか整理したか	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 提供時の契約・利用許諾等に具体的な条件等が明示されているか	○	○	○	
✓ 契約・利用許諾等に利用方法は明確に示されているか	○	○	○	
✓ 契約・利用許諾等に利用範囲は明確に示されているか	○	○	○	
✓ 契約・利用許諾等に提供条件は明確に示されているか	○	○	○	
✓ 契約・利用許諾等に二次的著作物の第三者への提供などについて言及してあるか		○	○	
✓ 契約・利用許諾等に制限事項等について明確に示されているか	○	○	○	
✓ 契約・利用許諾等に提供物の内容更新、提供終了後の原著作物の取扱いについて言及してあるか	○	○	○	
✓ 契約・利用許諾等に二次的著作物に関する著作権の帰属は明確に示されているか	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 提供先（p52の図の「乙」）に対する対価の設定は妥当か	○	○		
<input type="checkbox"/> 利用者から提供条件について同意を得る方法は妥当か			○	

なお、提供時において契約書・約款に盛り込むべき項目（例）については、巻末資料を参照のこと。

【コラム②】：緊急時対応と著作権

昨今、地震や台風などの大規模な自然災害が多発しており、地方公共団体においては、それらの自然災害への対応策の検討が一層重要なものとなってきた。GISは、そうした災害等の緊急時対応に当たって、適切な情報収集と対応策検討のためのツールとして、不可欠なものになりつつある。

しかしながら、緊急時における地図等の利用に関連して、GISが十分に有効活用できていないという指摘がある。地方公共団体の多くは民間の地図データを利用しており、災害などの緊急時においても、民間との契約がGISを活用する上での阻害要因になっていると考えることが多い。

例えば、地方公共団体では、緊急時には民間事業者の利益よりも公共の利益の方が著しく優先すると考えており、緊急時には無償で提供されることが望ましいという見解である。確かに、どのような緊急事態が発生し、それらの状況下においてGISを活用するためにどのような対策を講じておくかを事前に予見しておくことは難しいと言わざるを得ない。

この点について民間事業者としては、緊急時にはできる限り柔軟には対応するものの、やはり何らかの対価は必要であるとの見解である。

なお、著作権法第42条には、「著作物は、…（略）…行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる」との規定があり、「行政目的の利用」においては著作権が制限されることがあるということが述べられている。しかし、緊急時においてどの程度まで「内部資料として必要と認められる範囲」と考えてよいのか（例えば、災害発生時、業務支援に来たボランティアに地図をコピーして配ってもよいのか等）あるいは、内部資料としてだけでは足りないときにはどう対応すべきかといったことについて、司法の判断が必要な場合もあり、明確な方向性は得られていない。

以上のことを踏まえ、緊急時においてもGISが有効活用できるよう、対応のあり方を検討していく必要があるが、当面は、各地方公共団体において、地図等の調達の際に結んでいる取決め（契約）等に緊急時に関する内容を盛り込むことなども対応策として考えられる。

なお、より効果的な取決め（契約）を結ぶためには、平常時から隣接する地方公共団体や関係諸機関と連携のあり方などについて話し合うとともに、庁内において、緊急時における業務のあり方について十分検討しておくことが不可欠である。

5. 事例集

本資料の取りまとめに当たり、地理情報の調達・利用及び提供について二次利用の検討・整理を行う上で参考とした、地方公共団体の主な事例について以下に紹介する。

事 例 一 覧

	都道府県			市町村				
	三重県 (p61)	島根県中山間地域 研究センター (p68)	東京都 (p73)	浦安市 (p77)				
事例の特徴	地理情報の調達・利用と Web 等を利用した外部提供を活発に行っている事例	「住民参加型 Web GIS」の構築、運営の事例	民間事業者が設立した S P C (特別目的会社) と共同で地図を整備した事例	地方公共団体間での GIS の共同利用化 (共同アウトソーシング) を進めている事例				
導入している GIS の概要	デジタル地図「三重県 GIS オリジナルマップ(GOM)」を整備し、これを基図に、「Mie Click Maps」(情報公開・提供サイト)、「M-GIS」(スタンドアロン形式簡易型 GIS) を提供している。	2002 年度からは、Web GIS を使用して、住民参加型の分野横断的な「参加型マップシステム」を展開。2005 年 3 月末時点で、マップ数は 120 マップにのぼる。	民間事業者が地図等の更新・提供に係る S P C を設立。地図調達コストの削減と権利関係の事務の簡素化を図っている。	「共用空間データ」ベースに整備された主題図等の二次利用を図るため、これらをコミュニケーション GIS「JAM」に掲載し、市民等に公開。2006 年度以降は、浦安市が事業者となって「JAM」を ASP 事業化。				
調達・利用パターン	1	GOM 自体	1	空中写真、集落データ等	1	-	1	共用空間データ
	2	市町村の都市計画図	2	道路地図、マップデータ等	2	-	2	注記データ
	3	-	3	-	3	地形図	3	-
提供パターン	A	-	A	バス路線データ等	A	地形図	A	-
	B	GOM	B	-	B	地形図	B	共用空間データ
	C	M-GIS	C	「参加型マップシステム」の各マップ	C	-	C	JAM
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> - インターネットを利用した外部提供を前提に権利関係を整理し、契約している。 - 平成 18 年度以降、三重県及び県下全市町の情報システム共同化事業の一環として、デジタル地図(ハイブリッド地図)の共同アウトソーシングを進める予定である。 		<ul style="list-style-type: none"> - 市町村から生データを入手した場合は、データ完成後に返還している。 - 事前に特派員登録し、ID とパスワードでログインしないと、データ入力できない。 - マップ単位で「グループ管理者」を定め、分権的にサイトを管理している。 		<ul style="list-style-type: none"> - 地形図は知的財産であると認識し、取扱っている。 - 地形図の利用について、ガイドラインを取りまとめている。 		<ul style="list-style-type: none"> - 各課が個別 GIS 向けに作成したデジタルデータを整理・統合し、行政内部で共用可能なデータの集合体として「共用空間データ」を整備した。 - 各課がシステム構築を行う場合は、仕様書作成の段階から情報政策課が関わる。 - ASP 事業は、地方公共団体が安価に情報提供、情報共有化ができる土台を提供することを目的としている。 	

	市町村											
	西宮市 (p81)			津山市 (p84)			市川市 (p88)			宇治市 (p90)		
事例の特徴	地理情報の調達、システムの構築などをすべて自前で実施している事例			GISを利活用して積極的に情報提供を行っている事例			地理情報の調達・利用を行うとともに、外部提供にも取組みは始めている事例			地理情報の調達・利用を行うとともに、今後、外部提供も進めていく予定の事例		
導入しているGISの概要	「道知る兵衛」(市内案内サービス)のほか、防災、環境、教育、福祉など多分野にわたってGISを構築、稼働。GISと行政情報システムが連動し日常的な業務のすべてと連携。また、システムを自己開発しているため、費用対効果が高く、メンテナンスにも柔軟かつ迅速に対応可能。			1992年度の下水道の施設図面管理システム構築を皮切りに、地理情報のデジタル化及びシステム導入を推進。2000年からはWebによる一般向け公開システム「きらきらつやまっぷ」が稼働。積極的に情報提供を実施。			16のGISが稼働中。「福祉まちづくり紹介マップ」のみ外部公開している。			2004年4月に地域コミュニティサイト「eタウン・うじ」を開設。市民向けWebGISなどを準備中		
調達・利活用パターン	1		DMデータシステム	1		航空写真、都市計画図、地籍図	1	-	-	1	-	-
	2	-	-	2		地下埋設物データ	2		住宅地図、道路地図など	2		住宅地図、地形図データ
	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-
提供パターン	A	-	-	A		基本地形図	A	-	-	A		地形図データ
	B		「道知る兵衛」(ソフトウェア)	B	-	-	B	-	-	B	-	-
	C		「道知る兵衛」(地理情報)	C		「きらきらつやまっぷ」	C		福祉まちづくり紹介マップ	C		「eタウン・うじ」
特徴等	<ul style="list-style-type: none"> - 民間からの希望に応じて、ソフトウェアを有料でも提供することも検討したい。 - GISを産業支援ツールとして活かし、商店情報などを積極的に提供したい。 			<ul style="list-style-type: none"> - 最初から全庁的な利用を想定し、情報管理課を事務局として研究会を開き、仕様書作成などを行った。 - 現在、地図を統括する係として、情報管理課内に地図情報係を設けている。 - 情報提供に当たっては、イントラで検証した後、Webで公開という手順を踏む。 			<ul style="list-style-type: none"> - 調達及び外部提供についてのガイドラインを作成し、判断基準を提示。また調達仕様書(案)も作成し、契約関係の明確化に努めている。 			<ul style="list-style-type: none"> - 情報提供をはじめて間もないため、特に問題は顕在化しておらず、地図のレンタル方式にも不便は感じていない。 - 地図の発注指針は今後作成予定。 - 情報提供の可否について、各原課で検討中。原則として提供する方向で推進。 		

(1) 三重県

➤ 地理情報の調達・利用と Web 等を利用した外部提供を活発に行っている事例

《概要》

デジタル地図「三重県GISオリジナルマップ(GOM)」を整備し、これを基図に、「Mie Click Maps」(情報公開・提供サイト)、「M-GIS」(スタンドアロン形式簡易型GIS)を提供している。

・〔調達・利用状況〕

「パターン1 (地方公共団体が著作権を持つ)」

－ GOM 自体

著作権は三重県に帰属する。

「パターン2 (地方公共団体が著作権を持たない)」

－ 市町村の都市計画図 (GOMの素材)

測量法に基づき利用許諾を得て利用している。

・〔提供状況〕

「パターンB (提供先が二次的著作物を配布・販売)」

－ GOM

市町村に二次利用権を認める。

「パターンC (地方公共団体が広く一般市民等に提供)」

－ M-GIS

市町村、団体、市民等に広く提供。M-GISを使って作成した情報の著作権は利用者に帰属。M-GIS自体の加工や販売等は認めない。

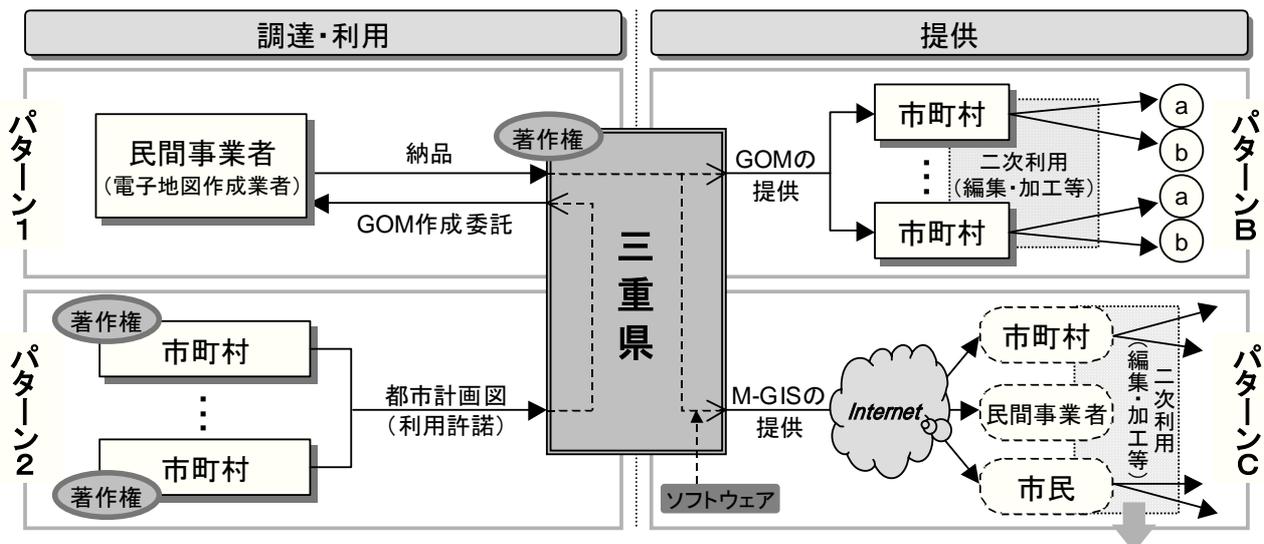
・〔その他 (特徴など)〕

－ インターネットを利用した外部提供を前提に権利関係を整理し、契約している。

－ 平成18年度以降、三重県及び県下全市町の情報システム共同化事業の一環として、デジタル地図 (ハイブリッド地図) の共同アウトソーシングを進める予定である。

※参考: 「Mie Click Maps」 (<http://www.gis.pref.mie.jp/>)

: 「M-GIS」 (<https://www.m-gis.pref.mie.jp/mgis/index.jsp>)



(注) M-GISを利用して作成した情報の配布等 (M-GIS自体の加工・販売は認めていない)

■ 導入しているGIS等の概要

- ・公開提供型 WebGISとして「森林GIS」、「Mie Click Maps」(三重県が保有等する情報の公開・提供サイト、職員向けイントラネット版と県民向けインターネット版あり(双方は連携))。他に庁内で特定業務用GISが稼働中。
- ・平成13年度に「三重県GISオリジナルマップ(GOM)」を整備(県・市町村等が保有する都市計画図、森林基本図、空中写真等を原典するデジタル地図、県全域を網羅、縮尺1/5000)。
- ・インターネットで、地図(GOM)付のスタンドアロン形式簡易型GIS(「M-GIS」)を無料提供(ユーザ数約8000名、2005年1月現在)。

■ 地理情報の調達・利用状況

調達・利用パターン：＜パターン1＞

【民間事業者】

- ・著作物：「三重県GISオリジナルマップ(GOM)」(構築時の中間生産物も含む)
- ・手続：委託作成
- ・利用条件等：委託時に、契約書に「著作権は三重県に帰属」を明記。民間は権利を放棄。

調達・利用パターン：＜パターン2＞

【その他(行政・市民等)】

- ・著作物：都市計画図(紙・デジタル)
GOMの要素として、県内全市町村から借りる。
- ・手続：測量法の趣旨(「重複測量の排除」)に基づく調達。調達時に文書で利用許諾を得る。
- ・利用条件等：更新は、地方公共団体からの素材、現地調査、県庁内部の素材を元に県が原著作物(平成13年度に整備した最初のGOM)を修正。
(ただし、素材の入手等も含めて適切な更新の仕組みができていないため、平成13年度に整備して以降、修正は行っていない)

■ 地理情報(地図等)の提供状況

提供パターン：＜パターンB＞

【その他(行政・市民等)】

- ・著作物：GOM(県内全市町村)
- ・対価：無料
- ・手続：測量法の趣旨(「重複測量の排除」)に基づく提供、提供時に文書で利用許諾を与える。
- ・提供条件等：GOMは、市町村から素材となる地図を借りることでできていることから、市町村にも二次利用権があると考えており、市町村でのGOMの活用を推進。

提供パターン：＜パターンC＞

【民間事業者】

- ・著作物：M - G I S (G O M + 地図閲覧・登録ソフト)
- ・対価：無料
- ・手続：M - G I S ホームページの利用規約に同意し、ユーザ登録、その後パスワードが送付される。
- ・提供条件等：商用利用は不可。

【その他（行政・市民等）】

- ・著作物：M - G I S (G O M + 地図閲覧・登録ソフト)
- ・対価：無料
- ・手続：民間事業者向けと同様。
- ・提供条件等：希望する市町村、団体、市民等に対して提供、利用者側で付加した情報の著作権は利用者側に帰属。M - G I S 自体の加工や販売等は認めていない。

■ その他（特徴など）

- ・ライセンスや著作権については、外部提供を前提として整理、契約している。インターネット公開を目的としているので、調達時の契約書には、「一切の権利は三重県に帰属する」という一文を入れている。
- ・公共測量を発注する際に、著作権の帰属を書かない地方公共団体が多いようである。契約の際は、二次利用の権利関係などを考慮する必要がある。

○ 県と市町の共同アウトソーシングによるデジタル地図整備

- ・平成 16 年度に策定した「電子自治体情報システム共同化基本構想」のもとに、三重県市町村振興協会が事務局となり、県と市町の情報システムの共同化を進めている。その最初の共同整備事業として、デジタル地図の共同アウトソーシングを行う。この事業には、県下の全市町が参加することになっている。
- ・平成 18 年度から航空写真の撮影に着手し、3 年間でハイブリッド地図（縮尺混合地図）を作成する。G O M では、更新の仕組みが上手く作れず最新の地図を安定供給することができなかったが、整備した地図は、おおむね 6 年サイクルで更新する予定である。
- ・共同運用の開始までに、現在の任意協議会から、一部事務組合等の共同運営組織に業務を移管していく予定である。そのタイミングや移管後の運用体制については、引き続き検討を進めていく。
- ・将来的には、民間企業での利用も検討しており、共同で利用できる仕組み作りについての調査検討を考えている。

（参考：「三重県電子自治体情報システム共同化基本構想」報告書、平成 17 年 3 月三重県地域振興部）

以下に、市民・企業等がM-GISを利用する際の利用規約、及び三重県が実証実験としてGOMを提供するときの利用規約を参考として掲載する。

ユーザ登録を行うためには、下記の利用規約を確認のうえ、同意していただく必要があります。M-GISを利用される方は、下記の利用規約に同意したものとみなされます。利用規約に同意していただいた方は、末尾にあるボタンをクリックしてユーザ登録を行ってください。

M-GIS利用規約

M-GISを利用するためには、下記「M-GIS利用規約」に同意いただくことが必要です。本システムの利用前に下記規約を十分にお読みください。本システムを利用される方は、下記規約に同意したものとみなされます。

記

1 はじめに

この規約は、M-GIS（以下「本システム」）、本システム用に作成された三重県オリジナルマップ（以下「本デジタル地図」）、及び本システムと本デジタル地図等のダウンロードサイト（以下「本サイト」）を利用する場合に必要な事項を定めるものです。

2 本利用規約の同意について

三重県は、この利用規約に従い、かつ「M-GISのご利用方法」の手順に従い使用する者に対し、本システム、本デジタル地図、及び本サイトのサービス（本システム及び本デジタル地図の配布等）を提供します。

本システムは、必ずこの規約を確認・同意の上で、利用者の責任及び判断で本サイトからダウンロードして使用してください。

3 個人情報の取り扱いについて

本システム及びサイトの利用にあたっては、あらかじめ、本システムに関するアンケート、運用案内、利用方法等の周知や広報等を実施するため、住所、氏名、連絡先等を登録していただく必要があります。

登録いただいた情報の管理は、三重県個人情報保護条例に基づき、下記のとおり三重県が責任を持って管理します。

（個人情報とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるもの（住所、氏名、E-mailアドレス等）をいいます。）

（1）本システム及びサイトの利用にあたって収集した個人情報は、本システム及びサイトの運用以外の目的には使用しません。

（2）収集した個人情報については、漏洩、滅失、改ざん等を防止し、厳重に管理します。また、保有する必要のなくなった個人情報については速やかに廃棄（消去）します。

4 制限事項等について

(1) 本システムで提供する情報及び本デジタル地図は、利用者の権利や義務の証明、手続きや届出等の資料など、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではありません。

(2) 本システムで提供する、距離計算・面積計算機能については、計算結果の正確性を保証するものではありません。

5 免責事項について

(1) 本システムの利用により発生した一切の損害について三重県及びソフトウェア開発制作者はその責任を負いません。

(2) 利用者は、本システムの利用により直接的あるいは間接的に第三者に損害を与えた場合には、利用者の責任において解決することとします。

(3) 三重県は、その裁量において本システムの改修及び運用の停止、休止又は中断を予告なく行うことができることとします。

(4) 三重県は、(3)の規定によって本システムの改修及び運用の停止、休止又は中断を行ったことによって生じたいかなる損害に対しても一切の責任を負わないこととします。

(5) 三重県は、本システム、及び本システムにかかるその他一切の情報について、修正する義務を負わないこととします。

6 禁止事項について

本システムの利用は、原則、利用者の判断に委ねますが、次の行為については禁止します。

(1) 本システムまたは本デジタル地図自体を改造、改変して利用すること。

(2) 本システムまたは本デジタル地図のみを営利目的で販売、あるいは有償による再配布を行うこと。

(3) 本システムを他人または団体の活動の妨害等に利用すること。

(4) 本システムを利用して誹謗、中傷、その他公序良俗に反する行為をすること。

(5) 本デジタル地図を本システムを介さずに使用すること。

(6) 本サイトの管理及び運営を故意に妨害し、または破壊すること。

(7) 本サイトに不正にアクセスすること。

(8) その他法令等に反すると認められる行為をすること。

三重県は利用者が、上記禁止事項のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、利用を差し止める等必要な措置をとることができることとします。

7 本システム及びサイトの運用について

本システム及びサイトの運用については、以下のとおりとします。

(1) 本システムの利用に関する個々のご質問については、操作マニュアル及びよくあるご質問をご覧ください。

(2) 三重県は、予告なしに、本サイトの内容を変更、削除したり、メンテナンスや停電等のため本サイトの提供を停止したり、あるいは本サイトを休止又は廃止する場合があります。

(3) 本システムの利用規約に関する管轄裁判所は、津地方地方裁判所とします。

8 著作権等について

本システム、本デジタル地図、及び本サイトで提供される情報(テキスト・画像等)は、著作権法その他の法令により保護されており、三重県及びソフトウェア開発制作者が著作権その他の権利を保有しています。また、本システムは三重県が無償配布の権利を保有しています。

利用者は、利用にあたって下記の事項を遵守しなければなりません。

(1) 本システム、本サイト、及び本デジタル地図の著作者・著作権保有者等の権利者の財産権はもとより、人格権を傷つけることがないように、またこれらの者の権利を侵害しないように利用しなければなりません。

(2) 利用者は、本システムのアプリケーション等の逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングや改変、修正等を行うことはできません。

(3) 利用者は、本デジタル地図自体の修正、改変等を行うことはできません。

(4) 利用者は、本システムのアプリケーション等に記録、表示されている無体財産権の権利表示を除去、削除または変更することはできません。

(5) 本システムを使用して利用者が作成した空間コンテンツの著作権については、利用者に帰属します。

9 利用者の責務について

本システム及びサイトの利用にあたっては、利用者ごとにID及びパスワードを配布します。配布されたID及びパスワードについては、利用者の責任において管理するとともに、紛失、漏洩等のないようにしてください。

(平成15年10月24日 制定)

三重県GISオリジナルマップ（GOM） 利用規約 （実証実験用）

三重県が、三重県GIS実証実験（以下「実証実験」という）に提供する三重県GISオリジナルマップ（以下「GOM」といいます。）の利用について定めます。

GOMは、市町村から提供された地図、三重県所有の地図、民間データを利用し、県所有の航空写真により補正を行ない、県全域を1/5000で整備したものです。

GOMの使用にあたっては下記に従って下さい。

記

1. 利用者

- ・ GOMを使用することのできる者は、実証実験参加者でGOMの利用申請をされた方とします。

2. 利用の範囲

- ・ GOMの提供を受けた実証実験参加者は、申請書類に記載された範囲内の利用のみとします。
- ・ 実験の都合で、第三者への貸与又は申請書類記載範囲を超えた利用が必要な場合は、事前に、三重県の承諾を得て下さい。

3. GOMの利用

- ・ 実験参加者は、三重県に利用申請を行って下さい。
- ・ 提供にあたって付した条件を遵守して下さい。
- ・ GOMは原則として、実験終了後、返還していただきます。

4. 使用に関する留意事項

- ・ GOMは表示位置、範囲、形状等について、現状との差異があることをあらかじめ理解したうえでご使用下さい。
- ・ GOMの地図情報について、地形の変更や現状との差異がある場合は、今後の修正にかかる資料として利用させていただきますので、書面により三重県へ情報提供をお願いします。
- ・ 実証実験の範囲内での利用とし、GOMの販売や実験目的を逸脱した利用はできません。なお、実験目的を逸脱して利用された場合は、即時に返還を求め、あわせて、利用者の氏名等を公表する場合があります。
- ・ GOMの変換、修正については、別途、県への相談が必要です。
- ・ その他の事項については三重県の指示により取り扱うものといたします。

5. 免責事項

GOMは、現状との正確性を保証したものでないため、GOMを使用することで生じた損害については、利用者がその責任を負うものとし、三重県は一切の責任を負いません。

6. 仕様

GOMの仕様については、別紙リストをご覧ください。

平成15年11月28日
三重県地域振興部

(2) 島根県中山間地域研究センター

➤ 「住民参加型 WebGIS」の構築、運営の事例

《概要》

センター設置当初から、島根大学等と共同でGISの利活用研究を実施。2002年度からは、WebGISを使用して、住民参加型の分野横断的な「参加型マップシステム」を展開。2005年3月末時点で、マップ数は120マップにのぼる。

・〔調達・利用状況〕

「パターン1（地方公共団体が著作権を持つ）」

- ベースマップ関係 空中写真 島根県が撮影したものを利用。
衛星画像 データを加工して島根県全体の画像を作成。加工してできた画像の著作権は、中山間地域研究センターが保有

その他 集落データ、バス路線データなど

集落データは島根県・島根大学と、バス路線データは市町村担当者と協力して作成。

「パターン2（地方公共団体が著作権を持たない）」

- ベースマップ関係 道路地図、衛星画像、地形図
道路地図、衛星画像（[LANDSAT, ASTER] 地域ごとのデータの状態）は購入。
地形図は、国土地理院長の承認を得て複製を使用。
衛星画像は二次利用（データの加工、Web公開）を前提として契約。
- その他 各マップ関連データ（流域環境データ（生物データ、水質データ）ほか多数）
マップの管理者が責任を持って情報（データ）管理。

・〔提供状況〕

「パターンA（提供先が内部でのみ利用）」

- バス路線データなど
市町村等から入手したデータは、整備した上でフィードバック。

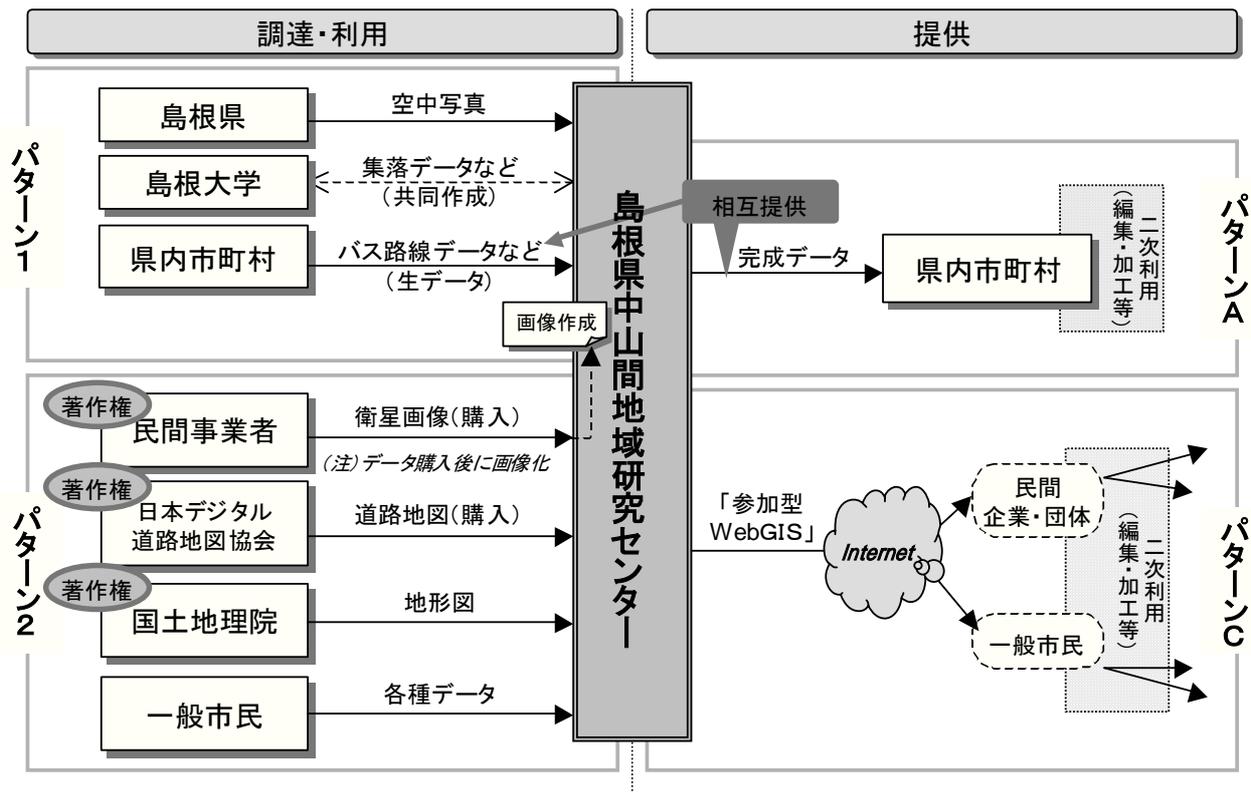
「パターンC（地方公共団体が広く一般市民等に提供）」

- 「参加型マップシステム」の各マップを通じて、様々な情報を提供。
自由に閲覧可能（情報入力には登録が必要）。

・〔その他（特徴など）〕

- 市町村から生データを入手した場合は、データ完成後に返還している。
- 事前に特派員登録し、IDとパスワードでログインしないと、データ入力できない。
- マップ単位で「グループ管理者」を定め、分権的にサイトを管理している。

※参考：「住民参加型マップシステム WebGIS」（<http://www.chusankan.jp/GIS/>）



■ 導入しているGIS等の概要

- ・島根県中山間地域研究センターでは、1998年度の設置当初から、島根大学等と共同でGISの利活用研究を推進。(集落、鳥獣害、バス路線の分析など)
- ・中山間地域における人口・世帯の著しい減少を見据え、GISによる新たな地域設計・運営システムの構築を目途に、住民自身が情報発信力を持った住民参加型WebGISの構築に着手。
- ・同センターが現在地に移転した2002年度から、WebGISを使用し、様々な分野をカバーした分野横断型の「参加型マップシステム」を展開。(第1号プロジェクトは、教育分野における「神戸川流域環境マップ」の作成)
- ・2005年3月末時点で、特派員数(情報入力ができる登録者数)は348人83団体、マップ数は120マップ(「発見・発信マップ」76マップ、「参照マップ」44マップ)にのぼる。

■ 地理情報の調達・利用状況

調達・利用パターン：〈パターン1〉

【その他(行政・市民等)】

- ・著作物：ベースマップ関係 空中写真(島根県)、衛星画像
その他 集落データ、バス路線データなど
- ・手続：ベースマップ関係 空中写真は、島根県が撮影したものを利用。
衛星画像 県の予算を利用し、データを加工して島根県全体の画像を作成(広島大学の研究者との共同整備)。加工してできた画像の著作権は、中山間地域研究センターが保有。
その他 集落データは、島根県・島根大学と協力して作成。バス路線データは、市町村担当者からの回答を元に作成。
- ・利用条件等：公共目的の利用について所長宛の利用願いで決裁・提供。

調達・利用パターン：＜パターン2＞

【民間事業者等】

- ・著作物： ベースマップ関係 道路地図（日本デジタル道路地図協会）、衛星画像（[LANDSAT, ASTER] 地域ごとのデータの状態）
- ・手続：購入
- ・利用条件等： ベースマップ関係 道路地図は、WebGIS開始時にWeb公開版に変更。衛星画像は二次利用（データの加工、Web公開）を前提として契約。

【その他（行政・市民等）】

- ・著作物： ベースマップ関係 地形図（国土地理院）
その他 流域環境データ（生物データ、水質データ）ほか、各マップ関連データ多数
- ・手続： ベースマップ関係 地形図は、国土地理院長の承認を得て、数値地図20000と数値地図25000の複製を使用。
その他 情報を入力するためには、特派員としての登録が必要。
- ・利用条件等： ベースマップ関係 特になし（地形図は、測量法の規定に従う）
その他 各マップを管理するグループ管理者が責任を持って情報（データ）管理を実施し、センターは責任を負わない。

地理情報（地図等）の提供状況

提供パターン：＜パターンA＞

【その他（行政・市民等）】

- ・著作物：バス路線データなど（市町村向け）
- ・対価：無料
- ・手続：公共目的の利用について所長宛の利用願いで決裁・提供。
- ・提供条件等：公共目的の利用（市町村等から入手したローデータ（生データ）は、整備した上でフィードバック。紙媒体で返還する場合もあり）。

提供パターン：＜パターンC＞

【民間事業者】

- ・著作物：「参加型マップシステム」の各マップを通じて、流域環境情報、特産品、鳥獣害情報ほか様々な情報を提供
- ・対価：無料
- ・手続：自由に閲覧可能（情報入力には登録が必要）
- ・提供条件等：特になし

【その他（行政・市民等）】

- ・著作物：「参加型マップシステム」の各マップを通じて、流域環境情報、特産品、鳥獣害情報ほか様々な情報を提供
- ・対価：無料
- ・手続：自由に閲覧可能（情報入力には登録が必要）
- ・提供条件等：特になし

■ その他（特徴など）

○ 地理情報の調達・利活用について

- ・市町村からデータをもった場合は、（完成後）市町村に返還するという、一種のパートナー取引をしている。市町村にGISがない場合は紙で返している。我々もお金を払っていないし、市町村からのリクエストにも、原則として無料で提供している。

○ 市民からのデータ入手～管理～提供の仕組みについて

- ・島根県中山間地域研究センターでは、専門家が直接収集（計測・取得）できる一次的な空間データ（環境データ、交通データなど）の範囲には自ずと限界があることから、「市民参加型 WebGIS」を通じて市民から一次的な空間データを入手することによって、相互補完的に空間データの質量の充実を図っていくことを重要視している。
- ・市民から入手した一次的な空間データには、現場で情報を取得するときのミス、あるいは情報を入力するときのミスによって精度の問題が発生し得る。ただ、最初から専門家と同じようにはできないと考えており、精度は段々と上がれば良く、精度が悪くても、そうした一次データがないよりは望ましいと捉えている。このことについて、もっと認識を共有しないといけないと考えている。
- ・データの信頼性を担保する仕組みは、二通りある。一つは、とにかくデータを自由に入れてもらい、後でフィルタリング（選別）してから Web 上に出す。もう一つは、最初に入単位でフィルタリングをかけるという方法である。
- ・入れられたデータはリアルタイムで誰でも自由に閲覧できるようにしておきたかったので、どのマップでもデータを入れたい人は事前に特派員登録してもらい、入力時にはIDとパスワードでログインしないと動けない仕組みで統一している。結果として、IDを見れば入力者が誰かすぐわかるので、不正の悪意ある入力は未だにない。
- ・どのようなデータを入れるかは入力者の判断に委ねており、特派員登録の際に自己責任で入力することを了承してもらう。子供の名前や写真を載せるかなどは議論があるが、参加型入力なので、少なくとも勝手にデータが載せられることはない。また、載せたデータが問題になったこともない。誰かが勝手に名前等を載せた場合など、同センターで全部チェックするのは不可能だが、クレームがあった場合、IDで誰がやったかわかるようになっている。
- ・管理者が随時判断しながら不正データを削除するというのは、成功すればするほど入力データ数が増えて不可能になる。現場まで行かないと正誤が判断できないようなデータは尚更である。だから、我々は、登録制を採ったというのもある。
- ・管理は、分権型の仕組みで、最大で「大マスター」、「グループ管理者」、「一般」の3階層まで設定できる。「一般」権限では、自分が入れた情報は、更新・削除・変更ができる。「グループ管理者」権限では、自分のグループの中はすべて扱える。「大マスター」は、各グループを束ねる最上位の権限である。「グループ管理者」はマップ単位で設定しており、ある程度各グループで責任を持ってもらうようにしている。これについてのノウハウは、色々と検討を行い、今のところ成功している。

○ 「悪意のある人／行為」への対応について

- ・悪意のある人が自分のIDとパスワードをWebで公開したりすれば、情報の入力管理ができなくなるだろうが、そこまで手間暇かけて悪戯する人は今のところいない。実際の運営の負担と、悪意のある行動があったときのリスクをそのように分散させている。
- ・悪意のある行動を非常に気にする意見もあるが、その行動で具体的にどういう得をするのか、何の価値があるかを考えると、そこまでやる動機は想定できない。今のところ、個別のマップ単位では、1日数百件というほどのアクセス数もなく、また、サイトの性格から言っても、それほど悪意のある人々が見ることは考えにくい。改ざん等

のリスクがどれくらいあるのか、冷静になって現実的に考えるべきである。

○ 今後の取組みの方向性について

- ・データを作ること自体は、実は大した問題ではない。データの精度検証などをきちんとフィードバックする仕組みを作り、それを動かせる人材を、制度として継続的に配置できるかが問題であり、人々が利活用スキルを磨くために必要なトレーニング、コーディネートを考えることが本筋である。「ここでGISマップを公開しているから情報を入れて」と言うだけで入力してくれるような人はほとんどいない。人材の配置と、データの質の向上は表裏一体である。また、そうした人材は、自分でGISを扱えない人の情報受け入れ窓口にもなるなど、非常に意味がある。ボランティアではなくプロとしてやれる仕組みが重要である。

(3) 東京都

➤ 民間事業者が設立したSPC（特別目的会社）^{注1}と共同で地図を整備した事例

《概要》

民間事業者が地図等の更新・提供に係るSPCを設立。地図調達コストの削減と権利関係の事務の簡素化を図っている。

・〔調達・利用状況〕

「パターン3（地方公共団体が共同著作権を持つ）」

- 地形図

PPP^{注2}方式により、民間と共同で作成、管理、提供。都は一定の負担金を払う。最終成果物のみ共同著作権を設定。中間生産物（航空写真など）は使用权だけ。東京都の各部局は、無料で利用できる。

- SPC作成の二次的著作物

東京都は、SPCの二次的著作物を優待価格で購入できる。

・〔提供状況〕

「パターンA（提供先が内部でのみ利用）」

- 地形図

官公署（国、都内の区市町村、学校）には実費で提供。都外の地方公共団体、民間事業者、市民等には有料（実費＋著作権使用料）で提供。地方公共団体の利用許諾については、包括契約（地方公共団体単位での契約）も可能。

- SPC作成の二次的著作物

官公署、民間事業者などは、SPCとの契約に基づく（一般販売価格）。SPCが地形図及び二次的著作物の販売で得た収入の一部は、共同著作権を持つ都に還元される。

「パターンB（提供先が作成した二次的著作物を配布・販売）」

- 地形図

官公署が、有償で刊行したり公衆配信したりするときは、利用内容（刊行部数、販売価格など）に応じて著作権使用料を徴収。都外の地方公共団体、民間事業者等はSPCとの契約に基づく。

- SPC作成の二次的著作物

東京都も含め、SPCとの契約に基づく。

・〔その他（特徴など）〕

- 地形図は知的財産であると認識し、取扱っている。

- 地形図の利用について、ガイドラインを取りまとめている。

※参考：東京デジタルマップ（株）（<http://www.tokyo-digitalmap.co.jp/>）

（注1）SPC（Special Purpose Company：特別目的会社）

SPCとは、資産を取得し、それを裏付けとして資金調達を行うことを目的に設立される会社のことである。商法に基づく「株式会社」か、SPC法（「資産の流動化に関する法律」）に基づく「特定目的会社（TMK）」の2形態がある。単にSPCという場合は、TMKも含んでいることが多いが、一般的なSPC（特別目的会社）と明確に区

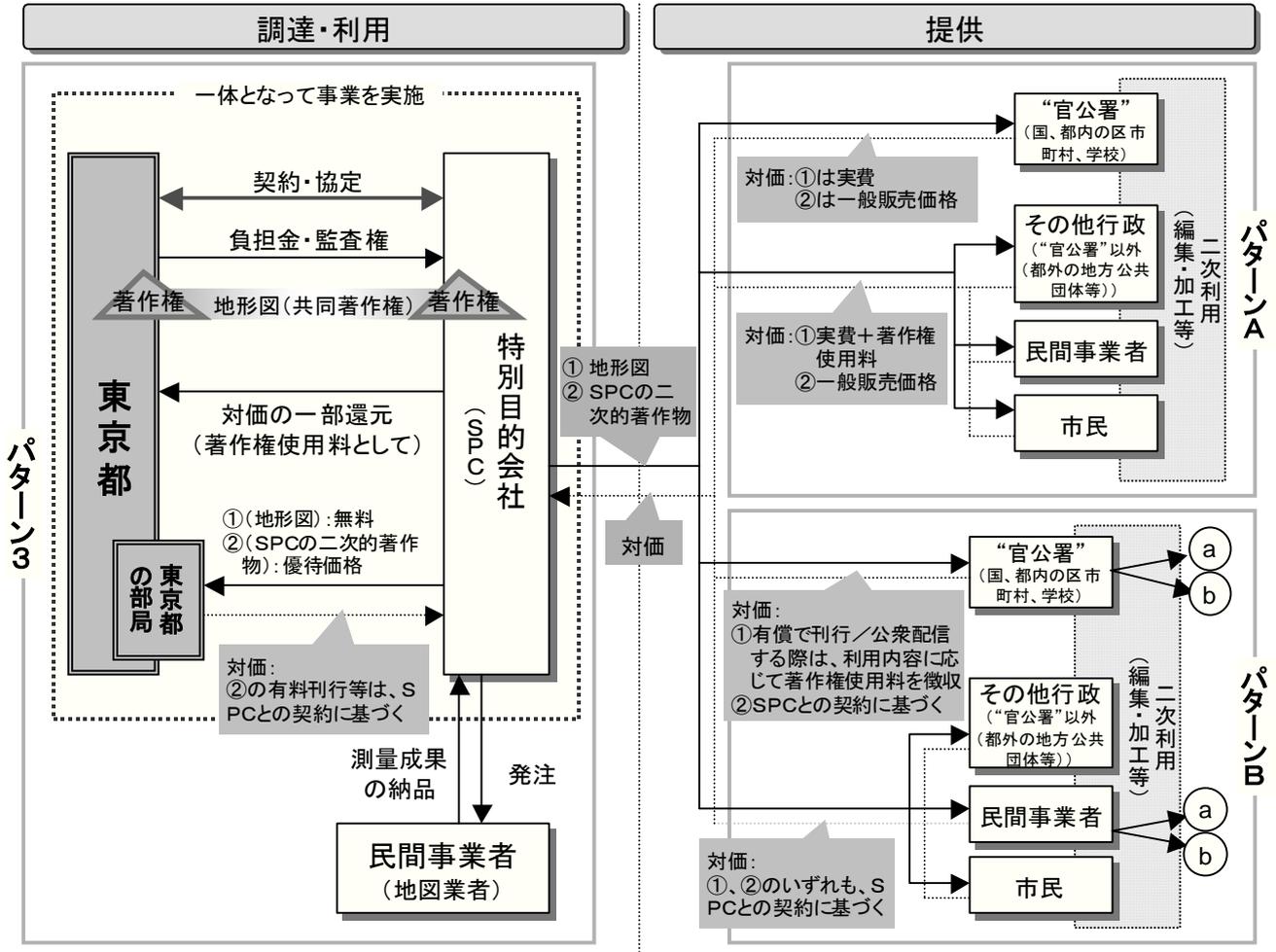
他に有限会社法に基づく有限会社の形態もあるが、平成18年5月1日に有限会社法が廃止され今後は設立できないため、割愛した。

別する必要があるときには、特定目的会社あるいはTMKと表示することもある。

(参考：『証券化キーワード辞典』(日本経済新聞社))

(注2) PPP (Public Private Partnership：官民パートナーシップ)

PPPとは、政府と民間企業とのパートナーシップのことであり、民間企業の関与部分については、民間委託、PFI (民間の資金や経営能力の活用)、独立行政法人、民営化などのやり方がある。
(参考：「アジアPPP研究会」資料、経済産業省)



■ 地図作成に関する事業の概要

- ・平成8年から11年度にかけてデジタル地形図を作成。
- ・民間事業者と地図等の更新・提供に係るSPC(「東京デジタルマップ株式会社(TDM)」)を設立。SPCは、地図調達コストの削減や地図の使用許諾事務等の簡素化のほかに、著作権の管理や不正使用等への対応といった役割も睨んで作られた仕組み。

■ 地理情報の調達・利用状況

調達・利用パターン：〈パターン3〉

【民間事業者】

- ・整備する著作物：地形図（東京都縮尺1/2,500地形図）
- ・手続：民間と共同で地形図を作成し、管理、提供を行うPPP方式。
- ・利用条件等：
 - 都は、地形図に関して、著作権者としてSPCと共同著作権を所有。
 - 都は一定の負担金を払う。
 - 本事業で作成した地形図の更新（修正）を行う際、民間側は著作権を行使しない。
 - 最終成果物である地形図等が共同著作物であり、中間生産物である航空写真などについては、都は使用権のみ。

【その他（行政・市民等）】 ※東京都の各部局

- ・調達・利用する著作物：地形図、SPC作成の二次的著作物
- ・対価：
 - 地形図...無料
 - SPC作成の二次的著作物...優待価格（刊行したり公衆配信したりするときは、SPCと協議）
- ・手続：
 - 地形図...測量法に基づく使用承認若しくは複製承認は、及び著作権法に基づく利用許諾は、東京都が実施。
 - SPC作成の二次的著作物...SPCとの契約に基づく。

■ 地理情報（地図等）の提供状況

提供パターン：〈パターンA〉

【民間事業者】

- ・著作物：地形図、SPC作成の二次的著作物。
- ・対価：有料（地形図（実費＋著作権使用料）、二次的著作物（一般販売価格））
- ・手続：測量法に基づく使用承認若しくは複製承認は、東京都が実施。著作権法に基づく利用許諾は、SPCが実施。

【その他（行政・市民等）】

- ・著作物：地形図、SPC作成の二次的著作物。
- ・対価：
 - 地形図...〔官公署（国、都内の区市町村、学校）〕：実費
...〔都外の地方公共団体・市民など〕：有料（実費＋著作権使用料）
 - SPC作成の二次的著作物
...〔官公署（国、都内の区市町村、学校）〕：一般販売価格
...〔都外の地方公共団体・市民など〕：一般販売価格

- ・ 手続：
 - 地形図
 - 測量法に基づく使用承認又は複製承認は、東京都が実施、著作権法に基づく利用許諾は、SPCが実施。
 - 地方公共団体の利用許諾については、地方公共団体単位での包括契約も可能。
 - SPC作成の二次的著作物
 - SPCと各主体（官公署、民間事業者など）との間で契約を締結（一般販売価格での提供）。測量法に基づく使用承認又は複製承認は、東京都が実施。
- ・ 提供条件等：
 - 地形図：使用承認又は複製承認の許諾条件に従う。
 - SPC作成の二次的著作物：SPCとの各主体との間での契約内容に従う。ただし、測量法に基づく使用承認又は複製承認は、東京都が実施。

提供パターン：＜パターンB＞

【民間事業者】

- ・ 著作物：地形図、SPC作成の二次的著作物
- ・ 対価：有料（地形図（実費＋著作権使用料）、二次的著作物（一般販売価格））
（有償で刊行したり公衆配信したりするときは、利用内容（刊行部数、販売価格など）に応じて追加的に著作権使用料を徴収）
- ・ 手続：パターンAと同様

【その他（行政・市民等）】

- ・ 著作物：地形図、SPC作成の二次的著作物
- ・ 対価：
 - 地形図...パターンAと同様。
ただし、有償で刊行したり公衆配信したりするときは、SPCとの各主体との間での契約内容に従う。
 - SPC作成の二次的著作物...パターンAと同様。
- ・ 手続：パターンAと同様。

■ その他（特徴など）

【提供】

- ・ 共同著作物の管理運営は、都以外を対象とした業務は民間が担当。
- ・ SPCは、地形図及びSPC作成の二次的著作物の販売で得た収入の一部を、著作権使用料として共同著作権者である都に還元する。
- ・ SPCが付加価値製品を販売する際、SPCの負担と責任において実施する。
- ・ 地形図も知的財産であると認識しており、適切な対価を徴収しながら提供している。

【その他】

- ・ 地形図の利用について、「都の内部利用向け」、「対官公庁」、「対民間」、「測量法に基づく頒布行為」の4つの観点からガイドラインを取りまとめている。

(4) 浦安市

➤ 地方公共団体間でのGISの共同利用化（共同アウトソーシング）を進めている事例

《概要》

「共用空間データ」をベースとして各課で整備された主題図等の二次的利用を図るため、これらをコミュニケーションGIS「JAM」に掲載し、市民等に公開している。2006年度以降は、浦安市が事業者となって「JAM」をASP事業化し、地方公共団体向けのサービスを開始。

・〔調達・利用状況〕

「パターン1（地方公共団体が著作権を持つ）」

- 共用空間データ

個別GISのデータのうち、可能なものを共有化。

「パターン2（地方公共団体が著作権を持たない）」

- 注記データ

民間地図事業者が収集した注記データを入手。

・〔提供状況〕

「パターンB（提供先が二次的著作物を配布・販売）」

- 共用空間データ

浦安市では「共用空間データ」を希望する市民・学校・事業所等に無償で提供しており、ある民間地図事業者ではこの「共用空間データ」を活用し、住宅地図を作成している。ここで作成された住宅地図の注記データのうち、個人の表札名を除くアパート・マンション名、ビル名、企業・事業所名、駐車場等のデータについては、民間地図事業者から浦安市へ提供されており、両者が連携することにより、効率的かつ鮮度の高いデータ整備並びに公開を実現している。

- JAM（ASPサービス）

浦安市が事業者。運営は民間事業者に委託。地方公共団体にJAMをASPで提供

「パターンC（地方公共団体が広く一般市民等に提供）」

- JAM

市民等に広く提供されており、自由に閲覧可能。ただし「My-まっぷ」（オリジナル地図の作成・公開サービス）での地図作成については、登録が必要。

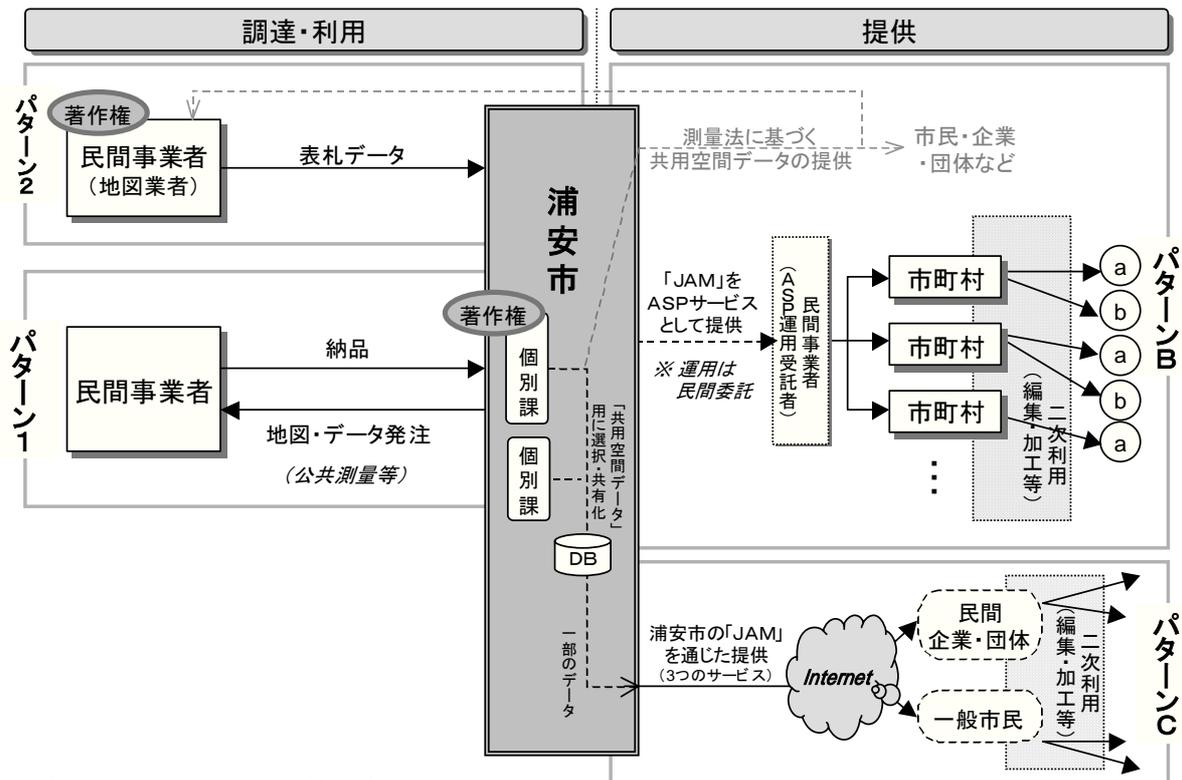
・〔その他（特徴など）〕

- 各課が個別GIS向けに作成したデジタルデータを整理・統合し、行政内部で共有可能なデータの集合体として「共用空間データ」を整備した。

- 各課がシステム構築を行う場合は、仕様書作成の段階から情報政策課が関わる。

- ASP事業は、地方公共団体が安価に情報提供、情報共有化ができる土台を提供することを目的としている。

※参考：「COMMUNICATION GIS JAM」（<http://www.jamgis.jp/portal/index.html>）



■ 導入しているGIS等の概要

- 浦安市では、2000年に道路管理・都市計画・固定資産の3部門がそれぞれに整備していた空間データの中から類似しているデータの一本化を図るとともに、全庁で共通して利用可能な「共用空間データ」を整備した。
- 2001年から、「共用空間データ」を全庁で活用するとともに、学校や警察などにも提供するなど多目的利用を開始した。
- 2002年には、住民と行政の間でのコミュニケーションツールとして、「e-まっぷ・メール」(地図付きメール送信サービス)「e-まっぷ・掲示板」(行政情報提供サービス)「My-まっぷ」(地図作成機能提供サービス)から成る双方向型WebGIS「e-まっぷ・システム」を構築した。
- 2004年からは、「e-まっぷ・システム」を、他の地方公共団体でも導入しやすく、相互連携も可能なようにリニューアルした統合型GIS「JAM」(Joint Active Map)としてサービスを提供している。

「JAM」の開発は、2004年度の総務省「複数市町村等共同アウトソーシング・システム開発・実証事業」(統合型地理情報システム)の実証実験として実施し、実証実験に参加した地方公共団体の所有する空間データ(各種主題等)が効率よく「JAM」に掲載できるか、あるいは、複数の地方公共団体の地図を連結させて公開する際の問題点等の検証を行った。

「JAM」で提供されているのは、「メール&ダウンロード」(地図付きメールの送信、地図のダウンロードサービス)「Board-まっぷ」(行政情報提供サービス)「My-まっぷ」(オリジナル地図の作成・公開サービス)の3つ。

- 2006年度以降は、「JAM」の開発・運用で得られたノウハウを活用し、浦安市が事業者となって、ASP事業を展開する。

運用は民間事業者者に委託。浦安市は、民間事業者と運用委託契約を結ぶ。

参加地方公共団体は、浦安市ではなく、アウトソーシング先の民間企業と直接にASPの参加規約や利用規約を結ぶ。

潜在的なGIS利活用ニーズを喚起し、今後の参加団体増加を図るために、サービス利用料は極めて安価に抑える。地方公共団体には、サービスの選択肢が増え、コスト削減効果もある(電子自治体を“割り勘”で安く構築できる)と考えている。

■ 地理情報の調達・利用状況

調達・利用パターン：＜パターン1＞

【民間事業者】

- ・著作物：共用空間データ（個別GISのデータのうち、可能なものを共有化）
- ・手続：測量法に基づいて実施。一部のデータ（住民記録データなど）を除き、データの利用手続は不要。
- ・利用条件等：データの著作権は浦安市が保有。共用空間データは庁内どの部局でもパソコン上で閲覧可能。個別GISのデータは各部局のみで活用。

調達・利用パターン：＜パターン2＞

【民間事業者】

- ・著作物：注記データ
- ・手続：民間事業者との利用許諾契約を締結。
- ・利用条件等：インターネット上での公開のみとし、整備主体を明示するなど。

■ 地理情報（地図等）の提供状況

提供パターン：＜パターンB＞

【民間事業者】

- ・著作物：共用空間データ
- ・対価：無料
- ・手続：民間事業者との利用許諾契約を締結。
- ・提供条件等：インターネット上での公開のみとし、整備主体を明示するなど。

【その他（行政・市民等）】

- ・著作物：JAM（ASPサービス）
- ・対価：6万円/月。別途データ搭載のための初期費用が必要。
- ・手続：運営委託先の民間事業者と参加地方公共団体が直接契約。事業者である浦安市とは契約行為はしない。
- ・提供条件等：民間事業者と参加地方公共団体との間の契約内容に従う。

提供パターン：＜パターンC＞

【その他（行政・市民等）】

- ・著作物：JAMで閲覧、利用できる各種主題図（市民向け）
- ・対価：無料
- ・手続：「メール&ダウンロード」、「Board - まっぷ」の利用、及び「My - まっぷ」の閲覧に関しては、手続等は不要。「My - まっぷ」の作成については、登録が必要。（現在は、試験的に市役所内部でのみ利用）
- ・提供条件等：一般に公開するのは共用空間データをベースに作成された各種主題図で個人情報やプライバシーに配慮したもの。

■ その他（特徴など）

○ 共用空間データの整備について

- ・浦安市では、道路、都市計画、課税などの各担当部局が、それぞれ独自に台帳などのデジタル化を進め、類似した個別データを重複して整備してきた。（道路台帳図、都市計画情報、土地家屋所有情報、など）
- ・1997年に、情報政策課が中心となってGIS検討会を設置し、個別データから共用化できる部分を明らかにしながら、「共用空間データ」としての統合化を進めた。
- ・「共用空間データ」構築以降に立ち上がったシステム（建築、住居、雨水、下水、公園）は、共用空間データの利用を前提に発注した。
- ・各課がシステムを構築したりデータを整備する場合は、仕様書の作成や打合せの段階から、情報政策課が関わっている。新たに地図を作成したいときなどは、必ず情報政策課に連絡が来る。

○ ASP事業について

- ・ASP事業の目的は、JAMのシェア拡大や、収益を上げるのではなく、空間データ（各種主題図）は整備して持っているがそれを公開する仕組みがない地方公共団体が、安価に情報提供、情報共有化できる土台を提供することである。
- ・各地方公共団体には、それぞれの行政目的を達成するために整備された各種の空間データ（主題図）が存在する。例えば、都市計画用途地域図や防災マップ・水害ハザードマップなどであるが、これらをインターネット上に公開する場合、担当課ごとに公開する仕組みを作ることは非効率的であり、一つの地方公共団体で共通して利用できる仕組みがあれば十分である。
- ・さらに、この仕組みを複数の地方公共団体で利用することにより、各地方公共団体が、それぞれに整備した各種主題図を隣接している地方公共団体同士であれば、連結して活用することも可能である。これにより広域的な行政施策を進める際の基礎資料として活用することができる。
- ・JAMを効果的に活用するためには、まず、各課が本来の行政目的を達成するために整備する空間データ（各種主題図）を二次的利用の観点で公開することが望ましく、公開することだけを目的としたデータ整備は行わないことが望ましい。
- ・JAMは始めの一歩であり、最終的には、JAMの利用如何に関わらず、他の地方公共団体の情報を必要なときに自由に使えるような仕組みが全国的にできることを目指している。そして、それらの情報を施策に活かして行けるようにしたい。

○ GISの整備推進に当たって

- ・成功事例を見ると、この地方公共団体だからできたのだと思ってしまいがちだが、その地方公共団体でも、実際はその何十倍も失敗している。成功事例を見て、すぐそのとおりやろうとしても、そこに至るまで長年かけて信頼関係を作ったり、調整をしたりしているのだから、そう上手くはいかない。焦らず、少し時間を掛けながら、各地方公共団体の置かれている状況や必要性などを勘案しつつ、できる範囲から始めることが大切である。他の地方公共団体を見ても、上手くいっている所は、何度も失敗しながらも、現場職員が本当に地道に一生懸命やっている。ただ、それはなかなか表には出ていない。

(5) 西宮市

➤ 地理情報の調達、システムの構築などをすべて自前で実施している事例

《概要》

「道知る兵衛」(市内案内サービス)のほか、防災、環境、教育、福祉など多岐の分野にわたってGISを構築し、稼働させている。

GISと行政情報システムが連動しており、行政の日常的な業務のすべてと連携することができる。

システムを自己開発しているため、費用対効果が高く、またメンテナンスにも柔軟かつ迅速に対応できる。

・〔調達・利用状況〕

「パターン1 (地方公共団体が著作権を持つ)」

- DMデータ

西宮市都市計画図を活用

- システム

西宮市 WebGIS はすべて自己開発

・〔提供状況〕

「パターンB (提供先が二次的著作物を配布・販売)」

- 「道知る兵衛」 (注)ソフトウェアのみを提供

ソフトウェアを大阪府、八幡市、和歌山市、篠山市などに提供している(使用許諾)。ロゴと使用許諾の断り書きを明示させている。

「パターンC (地方公共団体が広く一般市民等に提供)」

- 「道知る兵衛」を通じた公共施設情報等の提供

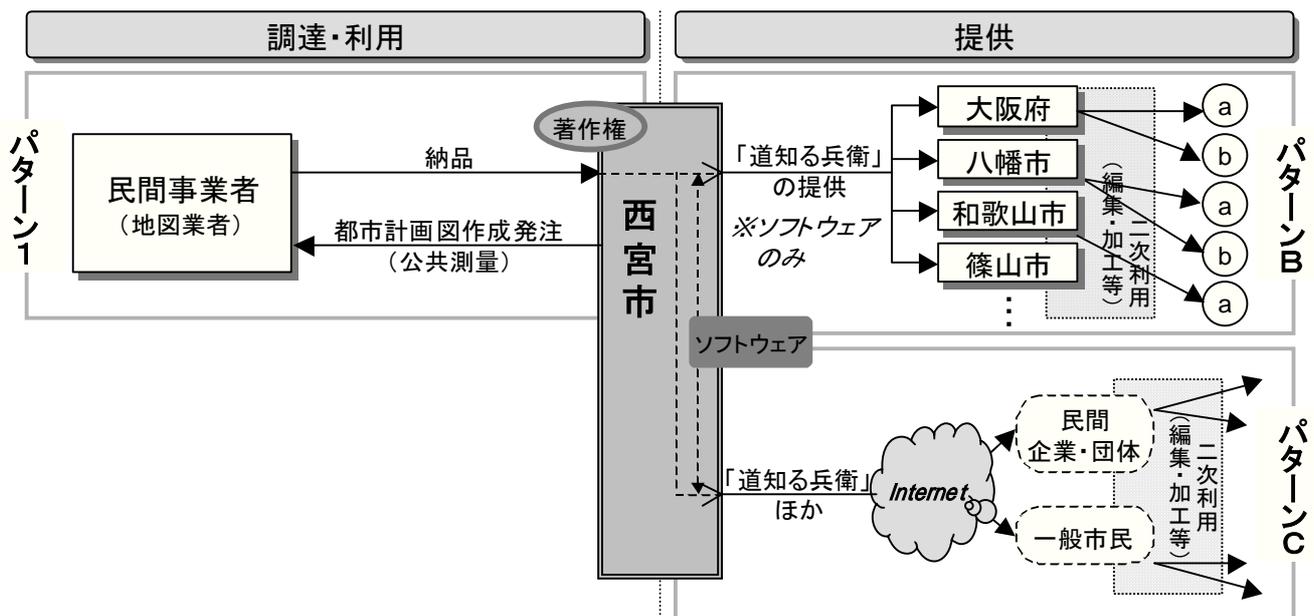
市民向けに情報提供を行う。

・〔その他(特徴など)〕

- 民間からの希望に応じて、ソフトウェアを有料でも提供することも検討したい。

- GISを産業支援ツールとして活かし、商店情報などを積極的に提供したい。

※参考:「新道知る兵衛」(<http://ecity2.nishi.or.jp/gis/aproot/new-michi/menu.asp>)



■ 導入しているGIS等の概要

- ・防災、環境、教育、福祉等で各種システムが稼動中（「行政情報システム」、「内部情報システム」）

【GISを活用した主なシステム】

- 「道知る兵衛」（市内の住所や施設などの地図案内サービス）
「道知る兵衛」を活用したシステムとして、ウォーキングマップやバリアフリー整備状況などを表示する“心と身の健歩マップ「ちずナビ隊」”なども公開
- 「高齢者あんしんネット西宮」（福祉情報サイト）及び「介護サービス事業者検索システム」（介護サービス事業者自身が事業者の付近図や事業の詳細情報を提供）
- 「NAIS - NET」（人事、給与、財務会計及び統合OAネットワークシステム）
NAIS - NET 内に「地域安心ネットワーク」を構築。地域の福祉、防災、消防と連携し、また住民情報データベースと連動しながら、災害時等における危機管理・支援体制の整備を推進
「行政地図配信」（クリアリングハウスを基調とするGISポータルサイトを背景に統合型GISを全庁に提供し、運用管理）
- 「用途地域図照会システム」（DMデータを背景にした用途地域図の照会システム：Webで公開）

他にも、「健康情報」、「選挙の窓」、「防災情報」などでGISを活用。GISの構築に当たっては、市民と協同し、市民のためのGISを整備していくことを重視。

- ・GISと行政情報システムが連動しており、行政の日常的な業務のすべてと連携することができる。
- ・システムを自己開発しているため、費用対効果が高く、またメンテナンスにも柔軟かつ迅速に対応できる。

■ 地理情報の調達・利用状況

調達・利用パターン：＜パターン1＞

【その他（行政・市民等）】

- ・整備する著作物：DMデータ（西宮市都市計画図を活用）
- ・利用条件等：平成11年度の都市計画基本図作成の際には、使い勝手の良い地図を作成するために市自ら仕様書を作成
住宅地図については、表札データは使っていない。

■ 地理情報（地図等）の提供状況

提供パターン：＜パターンB＞

【その他（行政・市民等）】

- ・著作物：「道知る兵衛」（ソフトウェアのみ）を他の地方公共団体（大阪府、八幡市、和歌山市、篠山市）に提供
- ・対価：無料
- ・手続：使用許諾
- ・提供条件等：ロゴ使用と使用許諾の断り書きを明示させている。

提供パターン：＜パターンC＞

【インフラ企業等】

- ・ 著作物：（大阪ガス等の公益企業からデータの交換希望あり）
- ・ 提供条件等：官民連携の観点から現場の話合いで対応予定。

【その他（行政・市民等）】

- ・ 著作物：「道知る兵衛」等を通じて市民向けに公共施設等の情報提供を行う。
- ・ 対価：無料

■ その他（特徴など）

【提供】

- ・ 民間にはGISのソフトウェアの提供等に行っていないが、有料でも構わないという要望があり、今後の検討課題である
- ・ 地元商店の情報の掲示はどんどん拡充すべきだと考える。GISを産業支援に貢献するためのツールとして有効活用するのは当然の責務である。

(6) 津山市

➤ GIS を利活用して積極的に情報提供を行っている事例

《概要》

1992 年度の下水道の施設図面管理システム構築を皮切りに、地理情報のデジタル化及びシステム導入を推進。2000 年からは Web による一般向け公開システム「きらきらつやまっぷ」が稼動。積極的に情報提供を行っている。

・〔調達・利用状況〕

「パターン1（地方公共団体が著作権を持つ）」

- 航空写真、都市計画図

仕様書では、「データの所有権はすべて津山市にある」「共通フォーマットでの納品」を明記。

- 地籍図

法務局からの通知に基づき、市でリアルタイムに更新。

「パターン2（地方公共団体が著作権を持たない）」

- 地下埋設物データ（都市ガス施設）

道路工事等の参考資料として検索。非公開。実証実験段階であり具体的な事項は今後協議。

- 住宅地図データ

必要により更新。

・〔提供状況〕

「パターンA（提供先が内部でのみ利用）」

- 基本地形図（都市計画図＋道路台帳＋農道台帳等）

施設管理図の背景図としてインフラ企業（ガス会社）に提供。

「パターンC（地方公共団体が広く一般市民等に提供）」

- 「きらきらつやまっぷ」を通じた防災、都市計画用途地域、公共施設案内、固定資産税路線価などの情報を提供。

利用手続等は不要。

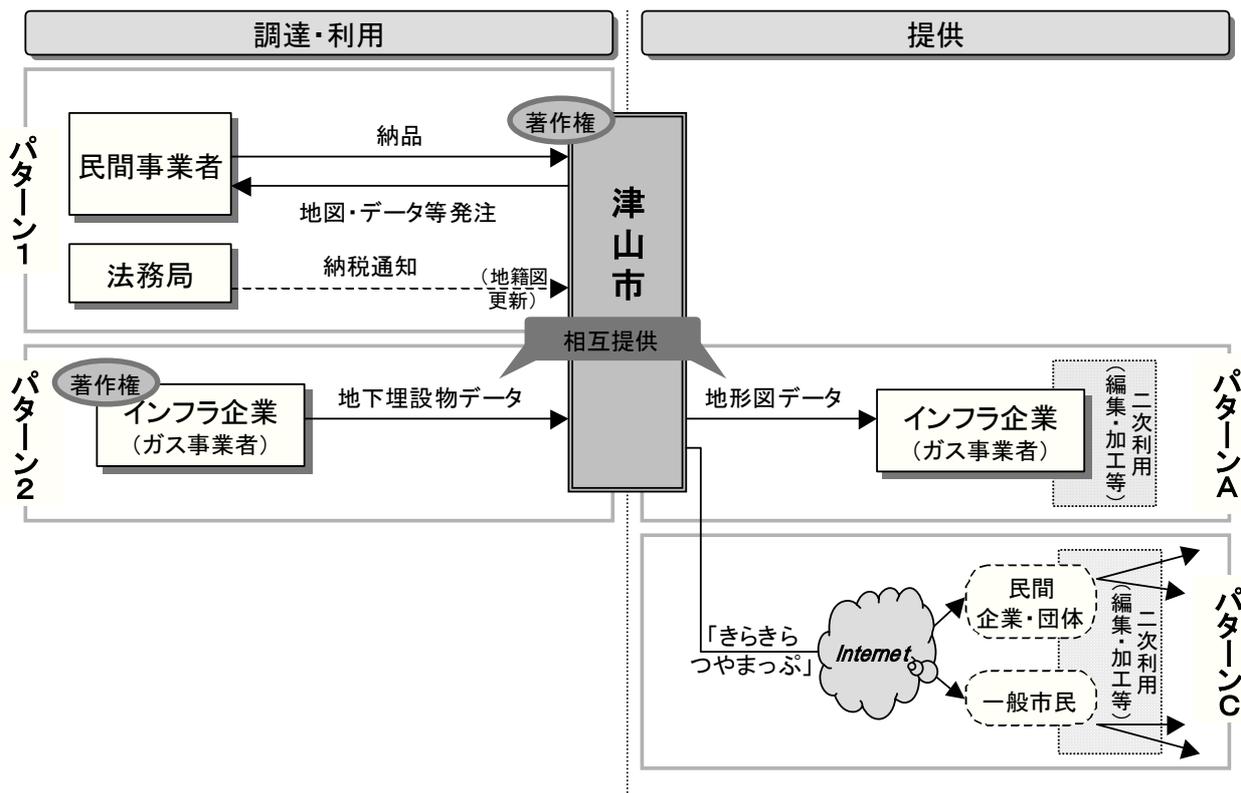
・〔その他（特徴など）〕

- 最初から全庁的な利用を想定し、情報管理課を事務局として研究会を開き、仕様書作成などを行った。

- 現在、地図を統括する係として、情報管理課内に地図情報係を設けている。

- 情報提供に当たっては、イントラで検証した後、Web で公開という手順を踏む。

※参考：「きらきらつやまっぷ」（<http://map1.city.tsuyama.okayama.jp/tsuyamap/logon/accept.asp>）



■ 導入しているGIS等の概要

- ・1992年度の下水道の施設図面管理システム構築を皮切りに、地籍管理システムの稼働により業務効率化を目的として、地理情報のデジタル化及びシステム導入を推進。
- ・構築当初は、アナログ地図とデジタルデータの連携及び既存の行政データを活用した適切な検索エンジン等がなかったことから、民間事業者とともに開発を実施。
- ・2000年からはWebによる一般向け公開システム「きらきらつやまっぷ」が稼働。
- ・地籍図、航空写真、都市計画図の3つをベースマップとして使用。地図サーバーは、基幹系、イントラ系（庁内公開）、Web系（外部公開）があり、それぞれで公開する情報が異なる。基幹系とイントラ系でも閲覧できる属性情報は異なり、職員ごとの業務内容によって閲覧可能な情報を定め、パスワードによる管理を行っている。
- ・また、Web系では、イントラ系で使用している情報から、個人情報などの詳しい属性情報を外したものを公開。（固定資産税路線価関係、防災情報など）

■ 地理情報の調達・利用状況

調達・利用パターン：〈パターン1〉

【民間事業者】

- ・著作物：航空写真、都市計画図など
- ・手続：委託作成
- ・利用条件等：仕様書では、「データはすべて津山市の所有権にする」とこと、「フォーマットは共通フォーマットにする」ことを明記。

【その他（行政・市民等）】

- ・著作物：地籍図
- ・手続：法務局からの通知に基づき、リアルタイムで更新。

調達・利用パターン：＜パターン2＞

【インフラ企業等】

- ・著作物：地下埋設物データ（都市ガス施設）
- ・手続：実証実験
- ・利用条件等：施設データの更新、二次利用はしない。

■ 地理情報（地図等）の提供状況

提供パターン：＜パターンA＞

【インフラ企業等】

- ・著作物：基本地形図（都市計画図＋道路台帳＋農道台帳等）
- ・対価：無料（実証実験のため）
- ・手続：実証実験
- ・利用条件等：データの更新、二次利用はしない。

提供パターン：＜パターンC＞

【民間事業者】

- ・著作物：WebGIS「きらきらつやまっぷ」を通じて、防災、都市計画用途区域、公共施設案内、固定資産税路線価ほか様々な情報を提供。
- ・対価：無料
- ・手続：なし
- ・提供条件等：「地図情報ご利用上の注意」をトップページに表示。

【その他（行政・市民等）】

- ・著作物：WebGIS「きらきらつやまっぷ」を通じて、防災、都市計画用途区域、公共施設案内、固定資産税路線価等様々な情報を提供。
- ・対価：無料
- ・手続：なし
- ・提供条件等：「地図情報ご利用上の注意」をトップページに表示。

■ その他（特徴など）

○ GIS整備に当たっての庁内での推進体制等について

- ・最初から、全庁的な利用を想定していた。データ整備に当たり、情報管理課を事務局として研究会を作り、その中で検討を行った。都市計画図の仕様書は、個別課にヒアリングをしながら、研究会で全部作り込んだ。また、個別システムを調達するときの仕様書作成なども、研究会、情報管理課、キーマンなどと協力しながら、作成することにより全体的な統一を取ることができた。
- ・個別課がリードしていくことは難しいので、管理部門などが集約機能を持つことは不可欠である。現在は、情報管理課に地図を統括する係として地図情報係を設けている。地図作成の際は、基本的には、まず地図情報係に相談し、情報管理課と財政課が予算化の協議を行うこととしており、一部署の独断では動けない仕組みになっている。また、大きな案件は、情報管理課長を長とするプロジェクト会議に諮ることになっている。

- ・基本的に、大枠を決めて、詳細はその都度決めていけばいい。現在の進め方について、庁内では理解を得ており、ある程度時間が経ったので意識の統一はできつつある。
- ・津山市では、34年かけて地籍調査及び紙ベースの地籍図のデジタル化を行った。GISを推進する上で、この成果は非常に大きい。
- ・昨年2月28日に近隣町村と合併したが、合併相手は地籍調査後のメンテナンスがされてなかったため、法務局にコピー機を持ち込んで全部コピーし、1件1件分合筆の状況、所有者、面積等を確認した。

○ GISの導入・運用に関して

- ・発注に当たっては、メンテナンス費用も含め単年度経費でなくライフサイクルで見積りを取っている。それにより、大幅なコストダウンを図ることができている。
- ・極力競争できる仕組みを作るため、地図作成業者とシステム構築業者は違う業者にしている。また、データは共通フォーマットで納品させて、それを我々が自由に使うという形を取っており、契約の透明性を確保している。
- ・簡単に構築する方法に関心が行きがちだが、GISは導入したら終わりではなく、むしろ始まりであり、一番大変なメンテナンスを含めた次のことも考えるべきである。システム導入費用は安くても、保守費用がものすごくかさむことがよくある。

○ 地理情報の提供について

- ・税部門が集めた情報には、地方税法第22条で規定された守秘義務があるため、行政内部でも利活用できなかった。津山市では、行政サービスの高度化及び行政事務の効率化を図る観点から、同一データは二重管理しない方針であり、税部門のみが利用する家形データ等も共通情報として取得し、メンテナンスは税部門が受け持つこととした。税情報自体は公開できないものの、税部門だけで保有していた家屋図形データ等を共通情報とすることにより、行政内部での利活用及びWebでの公開が可能となった。
- ・「出せる情報は、あまり考え過ぎずに積極的に出す」という姿勢だが、すぐにWebで公開するのではなく、まずイントラで検証し、問題がなければWebで公開するという、段階を踏んで実施している。提供の可否は「個人情報の有無」と「住民への必要性」の点から決めているが、判断が難しいもの、悪意のある者が使うと問題が起きる可能性のあるものは公開していない。
- ・「もっと情報を公開してほしい」という要望は多いが、提供の可否をきちんとより分け、不可能な場合は理由を明確にして回答するようにしている。

(7) 市川市

➤ 地理情報の調達・利用を行うとともに、外部提供にも取り組みは始めている事例

《概要》

16のGISが稼働中。「福祉まちづくり紹介マップ」のみ外部公開している。

・〔調達・利用状況〕

「パターン2（地方公共団体が著作権を持たない）」

- 民間地図（住宅地図、道路地図など）

レンタル方式で2社から調達（1年ごとに更新、使用权のみ）。契約終了後はデータを返還又は消去。

- ライフライン関連データ（電話、ガス、電力、水道）

セキュリティ面から、簡素化された情報を受領。利用条件はそれぞれ異なる。印刷物による提供が多く、市川市で電子化。

・〔提供状況〕

「パターンC（地方公共団体が広く一般市民等に提供）」

- 福祉まちづくり紹介マップ

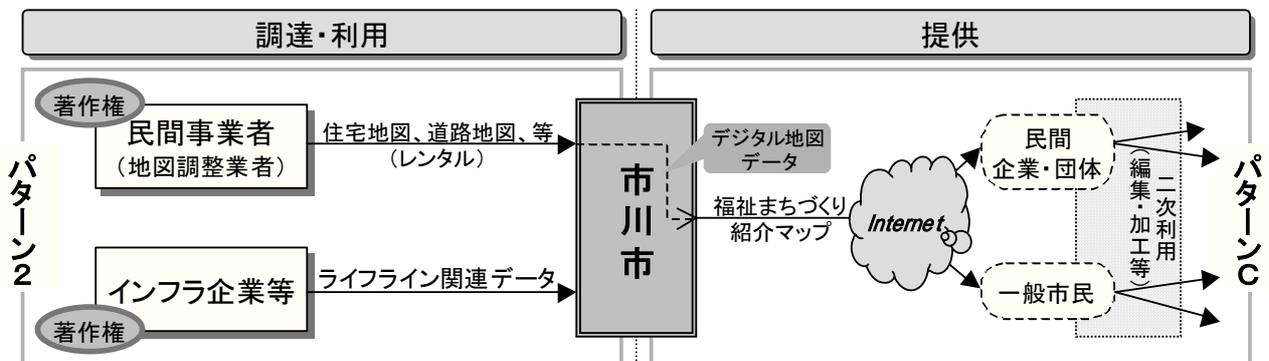
現在は閲覧のみで、ユーザによる情報登録は不可。

背景地図として、民間地図をGIF形式のラスターデータで表示。

・〔その他（特徴など）〕

- 調達及び外部提供についてのガイドラインを作成し、判断基準を提示。また調達仕様書（案）も作成し、契約関係の明確化に努めている。

※参考：「市川市・福祉まちづくり紹介マップ」（<http://map.city.ichikawa.chiba.jp/wlfmap/>）



■ 導入しているGIS等の概要

- ・「消防救急指令管制システム」など16システムが稼働中、現在「福祉まちづくり紹介マップ」のみ外部公開。
- ・外部公開用「市川市インターネット意見交換システム」の稼働を検討中。

■ 地理情報の調達・利用状況

調達・利用パターン：＜パターン2＞

【民間事業者】

- ・著作物：住宅地図、道路地図（A社）（「消防救急指令管制システム」の基図）、地図（B社）（「福祉まちづくり紹介マップ」の背景地図）
- ・手続：契約（レンタル方式、1年ごとに更新）
- ・利用条件等：
 - 住宅地図、道路地図（A社）：
市川市は契約に基づく非独占的利用権のみ。著作権はA社が保有。市川市は複製・加工、利用権の譲渡を受けているが、第三者への提供不可。データは、職員が建築確認申請に基づき日次で建物の外形を更新（A社同意済）。
 - 地図（B社）：
市川市は契約に定める非独占的使用権のみ。著作権はB社が保有。市川市はデータを加工・改変しても二次著作権を主張しない。契約期間中にデータ更新があった際は、B社が市川市に提供。
 - 住宅地図、道路地図（A社）、地図（B社）ともに、契約終了後はデータをすべて返還又は消去。

【インフラ企業等】

- ・著作物：ライフライン各機関（NTT、京葉ガス、東京電力、千葉県水道局）の関連データ（「地震被害想定支援システム」向け）
- ・手続：契約
- ・利用条件等：セキュリティ面の問題から、簡素化された情報の提供を受ける。利用条件（制約）は各社あり。図面は印刷物での提供が多い。紙で入手した情報をデータ化した成果は、市川市の所有物。

■ 地理情報（地図等）の提供状況

提供パターン：＜パターンC＞

【その他（行政・市民等）】

- ・著作物：「福祉まちづくり紹介マップ」
- ・対価：無料
- ・手続：Web上やコンビニ等に設置された端末機を通じて、公共施設等のサービス状況や、バリアフリー情報等を閲覧・登録。
- ・提供条件等：現在は閲覧のみ。ユーザによる情報登録は不可。

※「福祉まちづくり紹介マップ」の背景地図として以下の著作物を利用

- ・著作物：地図（B社）（システム用に変換して使用）
- ・手続：契約
- ・提供条件等：使用範囲は当該Webサイトに限定。著作権はB社が所有。クライアント側PCでは、GIF形式のラスターデータで表示。画像右下にB社の著作物を示すコピーライトを表示。

■ その他（特徴など）

- ・「外部機関からの空間データ調達に関するガイドライン」、「空間データの外部提供に関するガイドライン」を作成し、判断基準を示している。調達仕様書（案）も作成し、契約関係の明確化に努めている。

(8) 宇治市

➤ 地理情報の調達・利用を行うとともに、今後、外部提供も進めていく予定の事例

《概要》

2004年4月に地域コミュニティサイト「eタウン・うじ」を開設。市民向け WebGISなどを準備中。

・〔調達・利用状況〕

「パターン2（地方公共団体が著作権を持たない）」

- 住宅地図

庁内用とインターネット用の2本立てでレンタル方式により調達（1年ごとに更新）。契約終了後はデータをすべて返却。用途によっては調達先との相談・再契約が必要である。

- 地形図データ（ガス）

宇治市の都市計画図をガス会社が電子化・更新している。覚書をもとに、実費レベルで利用させてもらっている。利用は庁内業務に限定される。

上記以外に、「eタウン・うじ」では登録された市民団体からの書込みがある。

・〔提供状況〕

「パターンA（提供先が内部でのみ利用）」

- 地形図データ（ガス）

覚書をもとに、相互提供形態をとっている。

「パターンC（地方公共団体が広く一般市民等に提供）」

- 「eタウン・うじ」を通じた公共施設情報などの提供

登録された市民団体のメンバーは、情報の書込み、編集が可能な基図も利用できる

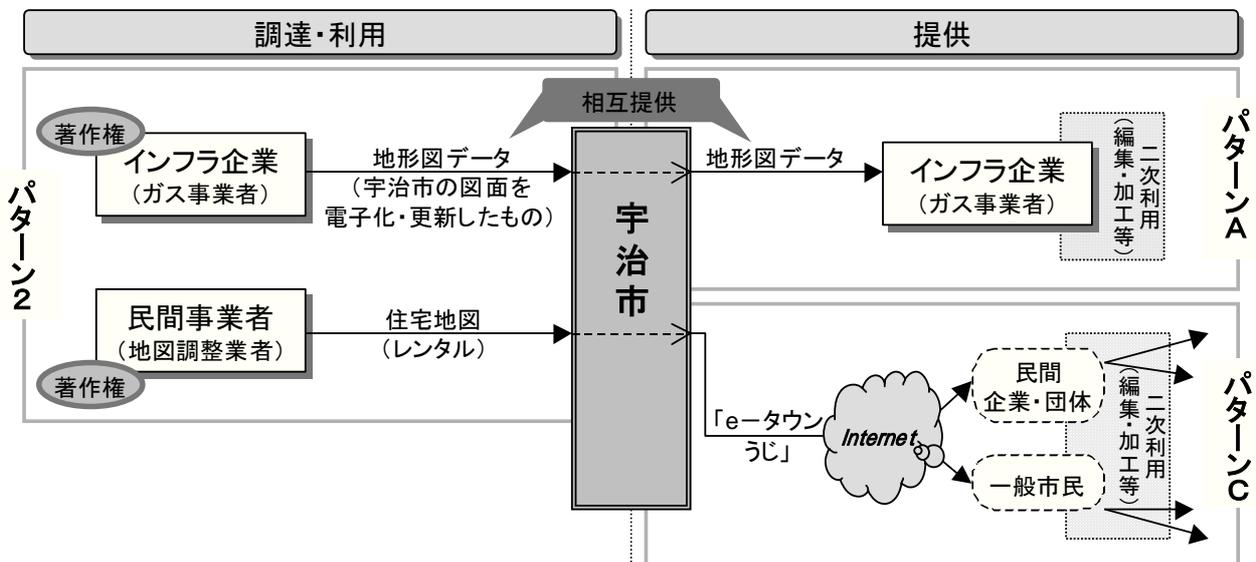
・〔その他（特徴など）〕

- 情報提供をはじめて間もないため、特に問題は顕在化しておらず、地図のレンタル方式にも不便は感じていない。

- 地図の発注指針は今後作成予定。

- 情報提供の可否について、各原課で検討中。原則として提供する方向で推進。

※参考：「eタウン・うじ」（<http://www.e-townuji.jp/index.php>）



■ 導入しているGIS等の概要

- ・2004年4月15日から地域コミュニティサイト「eタウン・うじ」を開設。
- ・庁内向け「統合型GIS」他、学校向け「教育GIS」、市民向け情報提供システムなどが2007年度稼働予定。

■ 地理情報の調達・利用状況

調達・利用パターン：＜パターン2＞

【民間事業者】

- ・著作物：住宅地図（A社）を庁内向け、学校向け、市民向け（「eタウン・うじ」）各システムで使用予定。
- ・手続：契約（レンタル方式、1年ごとに更新）。庁内用（ほぼ全職員分）と、インターネット用の二本立て。
- ・利用条件等：書籍、パンフレット、販売物等への利用、若しくは無料であっても万単位の配布物での利用については相談/再契約が必要。庁内会議ならば構わないが、広報では使用不可能。契約終了後はデータをすべて返却。

【インフラ企業等】

- ・著作物：地形図データ（大阪ガス）。宇治市の都市計画図（紙地図）を大阪ガスがデジタル化し、更新しているもの。
- ・手続：覚書。元々は、宇治市が提供するデータについての覚書（申請する専用物でしか使用できない旨を規定）であったが、大阪ガス側が所有物管理に自由に使用しても良い代わりに、加工したものをデータ変換費用（実費）レベルで宇治市に提供する覚書へと変更（相互提供）。
- ・利用条件等：宇治市は庁内業務に限り利用可。インターネットでの使用は不可。

【その他（行政・市民等）】

- ・著作物：「eタウン・うじ」へは団体単位で情報の書込みが可能。
- ・手続：団体の登録

■ 地理情報（地図等）の提供状況

提供パターン：＜パターンA＞

【インフラ企業等】

- ・著作物：地形図データ（大阪ガスと相互提供）
- ・対価：無料
- ・手続：覚書
- ・提供条件等：（調達・利用を参照）

提供パターン：＜パターンC＞

【その他（行政・市民等）】

- ・著作物：「eタウン・うじ」を通じた公共施設情報などの提供。
登録された市民団体のメンバーは、情報の書込み、編集が可能な基図（ベクトルデータ形式）も利用できる。
他に行政情報の提供のみのGISシステムもあり。
- ・対価：無料

■ その他（特徴など）

- ・ レンタル方式に不便を感じるまでには至っていない。情報提供を始めていないため問題が顕在化していないということかもしれない。
- ・ 道路台帳などでは、紙だけの納入で終わり困っていることがあるようである。データはあると思われるのに、契約の際に明記していないため主張できないと聞いている。
- ・ 地図の発注に関する指針は、今回の取組みの一環として今後作成していく予定である。
- ・ 現在、原課で情報が出せるか否かを精査・判断している。原則として出す方向で進めており、出せないものについてはその理由を提示してもらう方向である。

以下に、市民等が「eタウン・うじ」を利用する際の利用規約を参考として掲載する。

宇治大好きネットの提供する 「eタウン・うじ」の利用に関する要項

第1章 総則

第1条（会員規定）

この規定は、宇治大好きネット（以下本会という）の会員が本会の提供する、ホームページ「eタウン・うじ」を利用するにあたってのすべての事項に適用します。

第2条（この規定の範囲）

本会が会員に対して発する第4条所定の通知は、この規定の一部を構成します。

2. 本会が、この規定の本文の他に別に定める「案内」、「利用上の注意」等で規定する利用上の決まり及びその他の利用上の告知（以下これらを告知事項という）も、名目の如何に関わらずこの規定の一部を構成します。
3. この規定と告知事項の定めが異なる場合、告知事項が優先されます。

第3条（この規定の変更）

この規定は役員会の議決により変更できます。変更後のこの規定は本会より会員のみなさまにインターネットメールを用いて表示した時点より効力を生じます。

第4条（本会よりの通知）

本会は、オンライン上の表示、インターネットメール及びその他本会が適当と判断する方法により、告知事項又はその他の必要事項を通知します。

2. 前項の通知はインターネットメールへの表示をした時点より、その効力を生じます。

第2章 会員

第5条（会員）

会員とは、本会に入会を申し込み、本会がこれを承認した団体・組織（以下団体という）をいいます。

2. 会員は、本会が入会を承認した時点で、この規定の内容を承諾しているものとみなします。

第6条（入会の承認）

本会は、別途定める方法にて入会申し込みを受付、必要な審査・手続きを経た後に入会を承認します。

2. 入会を希望する団体は、入会条件の一つとして会員及び「eタウン・うじ」利用のため次の要員を確保することを必要とします。

- (1) 宇治大好きネット代表者会員として団体を代表し総会及び幹事会員となった場合、議決に参加できる者

- (2) 連絡窓口本会とのインターネットメールにより情報の伝達を受けることができ、団体内へ情報を伝達できる者
- (3) ホームページ掲載担当者「eタウン・うじ」へ提供をする情報の入力ができる者
- (4) 上記の要員は重複して指名されることを妨げるものではありません。

第7条（入会の不承認）

本会は、審査の結果入会申込団体が以下のいずれかに該当することがわかった場合、入会の承認を致しません。

- (1) 入会申し込みの団体が実在しないこと。
- (2) 入会申し込みをした時点で、この規定への違反により除名処分を受けた後1年間を経過していない場合。
- (3) 入会申し込みの際の申告事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあること。
- (4) 本会の業務の遂行上又は技術的支障があるとき。

第8条（譲渡禁止等）

会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第9条（変更の届出）

会員は、団体代表者は宇治大好きネット代表者、連絡窓口又はホームページ掲載担当者（以下単に入力者という）の氏名、住所、インターネットメールアドレス、その他本会への届出内容に変更があった場合には、速やかに本会に所定の方法で変更の届出をするものとします。

2. 前項届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、本会は一切その責任を負いません。

第10条（一時休会）

会員は、本会に所定の方法で届出をすることにより、3ヶ月を限度に「eタウン・うじ」利用を一時的に休会することができます。休会の期間中は原則として情報の送信は停止致します。

第11条（会員からの解約）

会員が「eタウン・うじ」の利用を解約する場合は、所定の方法にて本会に届け出るものとします。

解約に当たりICカード・リーダーライター・マニュアル（以下ICカード等という）すべての貸与品は返却するものと致します。

第12条（設備等）

会員は、「eタウン・うじ」を利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、「eタウン・うじ」が利用可能な状態に置くものとします。また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由して「eタウン・うじ」に接続するものとします。

第3章 会員の義務

第13条（個人認証情報の管理責任）

ID（本会が会員に貸与したICカードに付与されたパスワード及びID以下同じ）は会員の「eタウン・うじ」を利用する権利が認識されるのに足りる情報を、この会員規定において「個人認証情報」といい、個人認証情報を用いて「eタウン・うじ」の利用権限が確認されることを「個人認証」といいます。

2. 会員は、貸与されたICカード等の紛失又は付与されるパスワードを失念した場合、直ちに本会へ届けでて本会の指示を受けるものとします。
3. 会員は、貸与されたICカード等を利用する権利を他者に使用させず、他者との共有を許諾しないものとします。会員の個人認証がなされた「eタウン・うじ」の利用やそれに伴う一切の行為は、本項に反してなされた他者による「eタウン・うじ」の利用やそれに伴う一切の行為（常時接続サービス等、機器またはネットワークの接続・設定により、会員自身が関与しなくとも個人認証がなされ、他者による利用が可能となっている場合を含みます。）も含め、当該利用や行為が会員自身の行為であるか否かを問わず、会員による利用および行為とみなします。
4. 会員の個人認証情報を利用して会員と他者により同時に、または他者のみによりなされた接続等の機能および品質について、本会は一切保証いたしません。
5. 会員は、本会よりの退会又は除名及び本会より指示があった場合、貸与されたICカード等の貸与品は返却するものと致します。

第14条（自己責任の原則）

会員は、会員による「eタウン・うじ」の利用とその「eタウン・うじ」を利用してなされた一切の行為（前条により、会員による利用または行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下同様とします。）とその結果について一切の責任を負います。

2. 会員は、「eタウン・うじ」の利用に伴い、他者（国内外を問いません。また、会員に限りません。以下同様とします。）から問合せ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 会員は、「eタウン・うじ」の利用により本会または他者に対して損害を与えた場合（会員が、この会員規定上の義務を履行しないことにより他者または本会が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第15条（私的利用の範囲外の利用禁止）

会員は、本会が承認した場合（当該情報に関して権利をもつ第三者がいる場合には、当該第三者の承諾を取得することを含みます。）を除き、「eタウン・うじ」を通じて入手したいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア等（以下、併せて「データ等」といいます。）も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできません。

2. 会員は、前項に違反する行為を第三者にさせることはできません。

第16条（営業活動の禁止）

会員は、「eタウン・うじ」を使用して営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用（以下「営業活動」といいます。）をすることができません。

前項にかかわらず、本会が別途承認した場合は、会員は承認の範囲内で営業活動を行うことができるものとします。

第17条（その他の禁止事項）

第15条および第16条の他、会員は「eタウン・うじ」上で以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本会もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信もしくは表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (8) 「eタウン・うじ」によりアクセス可能な本会または他者の情報を改ざん、消去する行為。
- (9) 他者になりすまして「eタウン・うじ」を利用する行為。
- (10) 団体の仲間募集やイベントの参加者募集等を除く求縁と思われる行為。
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他者が受信可能な状態におく行為。
- (12) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為。
- (13) 嫌悪感を抱く情報の掲載。
- (14) 他者の設備またはサービス用設備（本会が「eタウン・うじ」を提供するために用意する通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様とします。）に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為。
- (15) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の個人情報収集する行為。
- (16) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為。
- (17) 上記各号の他、法令、この会員規定もしくは公序良俗に違反（暴力、残虐等）する行為、「eタウン・うじ」の運営を妨害する行為、本会の信用を毀損し、もしくは本会の財産を侵害する行為、または他者もしくは本会に不利益を与える行為。

(18)上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。

第5章 運営

第18条 (本会による「eタウン・うじ」の一時停止等)

本会は、以下のいずれかの場合は、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に付与した「eタウン・うじ」の使用を停止することがあります。

- (1) 会員入会后3ヶ月を超えても「eタウン・うじ」の利用が開始されない場合。
- (2) 「eタウン・うじ」の情報提供内容が6ヶ月間を超えても更新されない場合。
- (2) 電子メール、電話、FAX等による連絡がとれない場合。
- (3) 会員宛てに発送した郵便物が本会に返送された場合。
- (4) 上記各号の他、本会が緊急性が高いと認めた場合。

2. 本会が前項の措置をとったことで、当該会員がサービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、本会は責任を負いません。

第19条 (データ等の削除)

会員が「eタウン・うじ」用設備に登録したデータ等が、本会が定める所定の期間または量を超えた場合、本会は会員に事前に通知することなく削除することがあります。またサービスの運営および保守管理上の必要から、会員に事前に通知することなく、会員がサービス用設備に登録したデータ等を削除することがあります。

2. 本会は、前項に基づくデータ等の削除に関し、いかなる責任も負いません。

第20条 (サービスの内容等の変更)

本会は、会員への事前の通知なくしてサービスの内容・名称を変更することがあります。

第21条 (「eタウン・うじ」の一時的な中断)

本会は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、一時的に「eタウン・うじ」を中断することがあります。

- (1) サービス用設備等の保守を定期的にはまたは緊急に行う場合。
- (2) 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合。
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により「eタウン・うじ」の提供ができなくなった場合。
- (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により「eタウン・うじ」の提供ができなくなった場合。
- (5) その他、運用上または技術上本会が「eタウン・うじ」の一時的な中断が必要と判断した場合。

2. 本会は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により「eタウン・うじ」の提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因する会員または他者が被った損害について、この会員規定で特に定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第22条（免責）

本会は本会が提供するデータ等、他者が登録するデータ等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任をも負いません。

2. 本会は、会員がサービス用設備に蓄積した、または会員が他者に蓄積することを承認したデータ等が消失（本人による削除は除きます。）し、または他者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力を以って、消失または改ざんに伴う会員または他者からの損害賠償の請求を免れるものとし、また、
3. 「eタウン・うじ」の内容は本会がその時点で提供可能なものとし、会員に対する本会の責任は、会員が支障なく「eタウン・うじ」を利用できるよう、善良なる管理者の注意をもって「eタウン・うじ」を運営することに限られるものとし、第18条、第21条および第1項ならびに第2項の他、本会はサービスの利用により発生した会員の損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）、およびサービスを利用できなかったことにより発生した会員または他者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとし、

第23条（「eタウン・うじ」の提供の中止）

本会はオンライン上に事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。

2. 本会はサービス提供の中止の際、前項の手続を経ることで、中止に伴う会員または他者からの損害賠償の請求を免れるものとし、

第24条（会員規定違反等への対処）

本会は、会員が会員規定に違反した場合もしくはそのおそれのある場合、会員による「eタウン・うじ」の利用に関し他者から本会にクレーム・請求等が為され、かつ本会が必要と認めた場合、またはその他の理由で不相当と本会が判断した場合は、当該会員に対し、次のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 会員規定に違反する行為またはそのおそれのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。
 - (2) 他者のクレーム・請求等の内容もしくはそれが掲載されているサイトのネットワーク上の位置情報その他内容を知る方法を適切な方法でネットワーク上に表示し、もしくは他者との間で、クレーム・請求等の解消のための協議（裁判外紛争解決手続きを含みます。）を行うことを要求します。
 - (3) 会員が発信または表示する情報を削除することを要求します。
 - (4) 会員が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
 - (5) 「eタウン・うじ」の使用を一時停止とし、または除名処分とします。
2. 前項の規定は第14条に定める会員の自己責任の原則を否定するものではありません。

3. 会員は、第1項の規定は本会に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、会員は、本会が第1項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、本会を免責するものとします。
4. 会員は、第1項の第4号および第5号の措置は、本会の裁量により事前に通知なく行われることを承諾します。

第25条（本会による会員資格の停止）

前条第1項第5号の措置の他、会員が次のいずれかに該当する場合は、本会は当該会員に事前に何等通知または催告することなく、「eタウン・うじ」の使用を一時停止とし、または除名処分とすることができるものとします。

- (1) 第7条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合。
 - (2) 本会から前条第1項第1号から第3号のいずれかの要求を受けたにもかかわらず、要求に応じない場合。
 - (3) その他本会が会員として不適当と判断した場合。
2. 会員がICカードを複数個保有している場合において、当該ICカードのいずれかが前条第1項第5号または第1項により、使用の一時停止または除名処分の対象となつたときは、本会は、当該会員が保有するすべてのICカードの使用を一時停止とし、または除名処分とすることができるものとします。
 3. 会員が第17条各号または第1項各号のいずれかに該当することで、本会が損害を被つた場合、本会は除名処分または当該ICカードの一時停止の有無にかかわらず、当該会員に被つた損害の賠償を請求できるものとします。

第6章 「eタウン・うじ」

第26条（利用上の制約）

会員は、「eタウン・うじ」への入会申込の経路・手段によっては、特定のサービスを利用できない等の制約を受ける場合があることを了承します。

第27条（他ネット利用）

会員は、「eタウン・うじ」を経由して、本会以外の第三者のコンピュータやネットワーク（以下「他ネット」といいます。）を利用する場合において、そのWebマスター等の管理者から当該他ネットの利用に係わる注意事項が表示されているときは、これを遵守し、その指示に従うとともに、他ネットを利用して第17条各号に該当する行為を行わないものとします。

2. 本会は、サービス経由による他ネットの利用に関しいかなる責任をも負いません。
3. 「eタウン・うじ」経由による他ネットの利用においても、第14条（自己責任の原則）が適用されるものとします。

第7章 個人情報・通信の秘密

第28条（個人情報）

本会は、会員の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、適切に取り扱うものとします。

2. 本会は、個人情報を、以下の目的のために利用します。

- (1) 「eタウン・うじ」を提供すること。
- (2) 個々の会員に有益と思われる本会のサービスまたは本会の情報
- (3) 本会の幹事会又は総会の議決を得るために開催通知、議案書、議決を得るための電子メールを送付すること。
- (4) 会員から個人情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付すること。
- (5) その他会員から得た同意の範囲内で利用すること。

3. 本会は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

4. 本会は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること（画面上それらを明示し、会員が拒絶する機会を設けることを含みます。）を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。

5. 本会は、会員の端末を特定する目的でクッキーを設定することがあります。本会は、クッキーと特定サービスの利用のためのICカード等との組み合わせにより、特定された会員の「eタウン・うじ」の利用状況を個人情報として取り扱います。

6. 本会は、第4項にかかわらず、刑事訴訟法第218条（令状による搜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行なわれた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足された場合には当該開示請求の範囲で個人情報を開示することがあります。

7. 会員は、自らの個人情報をサービスを利用して公開するときは、第14条（自己責任の原則）、第28条（免責）第2項および第3項が適用されることを承諾します。

8. 本会は、会員や個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規サービス開発等の業務遂行のために利用、処理することがあります。また、本会は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

第29条（通信の秘密）

本会は、電気通信事業法第4条に準じて、会員の通信の秘密を守るものとします。

2. 刑事訴訟法第218条（令状による搜索）その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、本会は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足された場合には、本会は、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。
4. 本会は、会員の「eタウン・うじ」利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、本会は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

第8章 その他

第30条（専属的合意管轄裁判所）

会員と本会の間で訴訟の必要が生じた場合、京都地方裁判所を会員と本会の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. この規定は、本会設立の日から施行する。

地理情報の提供について

本資料は、国土地理院における「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」等を参考に、地理情報の提供に関する基本的な考え方及び地理情報提供のモデルケースについて整理したものである。(→参照：本文・ワンポイント⑬p49)

1. 基本的な考え方

(1) 「そのまま複製」について

「そのまま複製」とみなされるのは、加工度合いが「少量の情報の付加若しくは削除」、又は「微少な表現方法の変更」等に止まり、新たな成果が一見して原成果と同一と判断される場合である。また、媒体の種類を問わず、簡便な処理により、新成果から原成果と同様なものが再生できるときも同様に考える。

以下において、「そのまま複製」への該当性を判断される主な観点について説明する。

観点	そのまま複製と判断される場合
「少量の情報の付加若しくは削除」	
情報の付加・削除 (情報の抽出も含む)	<p>情報が<u>少量</u>しか付加・削除されていない。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所のランドマーク表示 1ヶ所のみを付加する...《そのまま複製》 ・複製しようとする測量成果に加除修正を加えてあたかも別なものであるように見せかけているが、実は複製しようとするものと同じものを売ることが目的であるようなもの ...《加除修正があってもそのまま複製とみなされることもある》 <p>どの程度が「少量」に該当するかは、個々の案件ごとに仕様が異なることから、個別に判断することになる。 測量成果に加除修正した量の多少、範囲の広狭だけが問題になるのではなく、<u>測量成果の複製と内容の加除修正に必要性があるか否か</u>といった観点からも判断する。 「少量」、「部分的な」という表現は、あくまでも「そのまま複製」に当たるケースの例示として挙げられているものである。</p>
修正	<p>現況に合わせるために<u>部分的な修正のみ</u>を行う。 (例)・新たに作られた道路のみ付加する...《そのまま複製》</p> <p>修正についても、情報の付加・削除と同様に考える。</p>
「微少な表現方法の変更」	
縮小／拡大 (数値情報以外)	<p>縮尺を 50%から 200%の範囲で縮小／拡大する。 地図を縮小／拡大しただけでは情報内容は変わっていないことから、そのまま複製と判断される。</p>

色調の変更	<p>色調を変更する。 (例)・一部分を囲み、その部分の色のみを変更し表示する...《そのまま複製》</p> <p>色調の変更だけのときは、全体か部分的かに関わらず測量成果としての内容に変更がないと判断されるため、「そのまま複製」とみなされる。</p>
接合／分割	<p>地図やデータを接合／分割する。 地図やデータを接合／分割しただけでは情報内容は変わっていないことから、そのまま複製と判断される。</p>
情報の形式又は配列の変更 (数値情報)	<p>ファイル情報の形式や配列を変更する。 (例)・ファイル形式の変換のみ...《そのまま複製》 ファイル形式を変換しただけでは情報内容は変わっていないことから、そのまま複製と判断される。</p>
<p>□「微少な表現方法の変更」に関しても、「少量の情報の付加若しくは削除」と同様、変更の多少のみが問題になるのではなく、複製しようとする測量成果を基に情報を加除修正することによって新たな情報を持った別な製品となるか否か、そのために複製する必要があるか否かという点が重要となる。</p>	
<p>そのまま複製とはならない場合（複製承認可能事例）</p>	
<p>(例)・複数の地図を貼接し、必要な部分のみを切出し、色調を単調にし、観光名所等の情報を付加した観光マップを作成する。 ・<u>地図を貼接・拡大し、各種事業計画を立案するための各種資料（道路等）を加刷・加色した事業計画図を作る。</u></p> <p>□ 単独の加工のみにとどまる場合（情報の付加・削除のみ、修正のみなど）は、加工度合いが問題となることもあるが、上記のように複数の加工が施されているとき（情報の付加・削除と色調の変更など）は、「そのまま複製」とみなさないことが適当であると考えられる。</p>	

《参考》

▼ GISシステムへのデッドコピーの組込み

- ・GISで地図をそのまま複製（デッドコピー）して掲載する場合、地図上に各種地理情報を重ね合わせたものを表示するのならば、「そのまま複製」には該当しない。
- ・このとき、デッドコピーが各種地理情報の重ね合わせによって測量成果とは別なもの（目的）を表現するために使われ、かつ、その（目的の）ためには測量成果をそのまま複製することが必要であることが複製承認の条件となる。
- ・また、重ね合わせた各種地理情報と元の地図（背景図）を切り離して、元の地図（背景図）が単独で表示できるときは、「そのまま複製」に当たり承認できない。
- ・なお、元の地図（背景図）が単独で表示できるときでも、元の地図（背景図）自体に地理的情報の付加・削除・変更等が行われていれば承認可能である。この（測量成果を加工（地図の調製）し、背景図として使用する）ときは「使用承認」に該当する。

▼ ネットワーク上での利用

- ・1台のパソコンのみにGISをインストールして、かつオフラインにて使用するときは複製とはみなされないが、社内等において、当該GISシステムを複数台のコンピュータで利用するときや、Web上で公開するときには、複製の承認手続が必要となる。

(2) 「もっぱら営利の目的で販売するもの」について

「もっぱら営利の目的で販売するもの」とみなされるのは、以下のいずれかに該当するような場合とされている。

- ・ 経済的利潤の追求を最も有力な目的としている場合
 (「経済的利潤の追求」とは、成果物を複製者自らが直接に、又は第三者を通じて間接に販売し、対価(実費を超えるもの)を得ることをいう)
- ・ 複製したものを無償又は実費で頒布するとしても、その対価として有形、無形の経済的価値のあるものを取得する場合
 (「有形、無形の経済的価値のあるもの」には、営利を目的とした広報行為を含むものとする)

出所：「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」(国土地理院)

以下に、「もっぱら営利の目的で販売するもの」への該当性を判断する主な観点について説明する。営利性についても、「そのまま複製」のときと同様、以下のような観点に基づいて総合的に判断されることになる。

観点	「もっぱら営利の目的で販売するもの」に該当すると考えられる場合	「もっぱら営利の目的で販売するもの」に該当しないと考えられる場合
利用主体	企業が企業活動の一環として利用するときは、該当するとみなされることが多い。	行政、非営利組織、個人で利用するときは、該当しないとみなされることが多い。
	ただし、非営利組織などでも、その団体の設立目的から逸脱し、宣伝又は販売に使用することが明らかなきときは、該当するとみなされる。	
利用目的	複製した成果物を直接販売するときだけでなく、営利を目的とした宣伝広告に利用するといった行為なども該当する。 - 定価販売する商品 - 宣伝広告して販売する商品 - 業務セールスに利用するツール (不動産会社が自社保有の土地だけをマーキングし、社名等を入れた広告を作成・配布など) - 直接・間接的に会社のPRに利用するツール (そのまま複製したものに、社名、商品名などを入れたものを作成・配布など)	行政サービスとして無料若しくは実費で配布するものや、非営利組織等が無料若しくは実費で配布するものは、該当しないとみなされることが多い。

利用範囲	企業が組織外部に提供するときは、該当するとみなされる可能性が高い。 - インターネットで公開 - 顧客へのプレゼンテーションで使用	企業の組織内部のみ（顧客等に見せるものではないとき）で、業務上の利用のときは該当しないとみなされることが多い。 - 社内の内部資料として利用 - 社内の業務用システムで利用 - 個人の自費出版物で利用
対価／価格	実費以上の対価を徴収する場合は、該当するとみなされる可能性が高い。	無料若しくは実費にとどまる場合は、該当しないとみなされることが多い。
情報内容	該当するか否かは、対価の設定等のみばかりでなく、「掲載する情報内容」も併せて判断される。	
	企業が直接、間接に自社の営利に関わる内容を掲載するときは、該当するとみなされる可能性が高い（大手スーパーが、自社の店舗マップに利用など）。	行政、非営利組織、個人が掲載するときは、該当しないとみなされることが多い。 企業でも、公益に資するような情報のときには、該当しないとみなされることが多い。
提供する数量	制限はないが、複製目的と複製部数が著しく合理性に欠ける場合は留意が必要である。 - 会員配布を目的としながら、配布部数が会員数を大幅に上回るときなどは、該当するとみなされることもある。	

2. モデルケース

「1. 基本的な考え方」で示した観点に基づき、地理情報の提供可否に関する考え方について、想定される具体的なケースに即して説明する。

■ ケース1：測量成果を情報提供（無料）のためのツールの一部として利用したいというケース

都市計画図を背景図として利用し、その上に地域の情報（レジャー施設情報、飲食店情報、店舗情報など）を掲載して、インターネット等を通じて無料で情報提供する。

【「そのまま複製」への該当性】

考え方		「基本的な考え方」の参照箇所
無加工のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・地図をそのまま複製して掲載・提供するときでも、地図上に各種情報を重ね合わせて表示・提供するのであれば、「そのまま複製」には該当しないと考えられる。 ・しかし、重ね合わせた情報と元の地図（この場合は都市計画図）が切り離せ、元の地図が単独で表示できるときには「そのまま複製」に当たる。 （元の地図（都市計画図）そのものを表示・提供することが目的となることを回避するという考え方による） ・また、都市計画図を複製する必要性（都市計画図でなければならない理由）も重要な判断材料となる。 ・従って、元の地図のデータが単独で抜き出せるかどうかや、都市計画図を複製する必要性なども考慮しながら「そのまま複製」への該当性について判断することになる。 	<p>（１） 参考 GISシステムへのデッドコピーの組み込み</p>
加工するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の加工（情報の付加・削除、修正など）が行われていれば「そのまま複製」に該当しない可能性が高いが、ほとんど加工されていないときは「そのまま複製」に該当する可能性がある。 ・無加工のときと同様、都市計画図を複製する必要性（都市計画図でなければならない理由）についても十分考慮する。 ・測量成果を使用して別なものを創るとき^{（注）}は、「複製」ではなく測量成果の「使用」になる。 	<p>（１） 「そのまま複製とならない場合」</p>
<p>（注）「別なものを創るとき」とは、測量成果を使用して新たな地図に作り替える（地図の調製）ことにより、原成果とは異なった内容の地図を作製することが該当する。</p>		

【「もっぱら営利の目的で販売するもの」への該当性】

考え方		「基本的な考え方」の参照箇所
無加工のとき	<ul style="list-style-type: none"> ・無料で地域の情報を紹介するだけであれば、民間企業であっても「もっぱら営利の目的で販売するもの」には該当しないと考えられる。 	<p>（２）「対価／価格」、「情報内容」</p>
加工するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ただしその情報提供が、当該企業にとって間接又は直接的な営利を意図したものであるならば、「もっぱら営利の目的で販売するもの」に該当するとみなすことができる。 - 例えば、レジャー産業関係の企業や交通関係の企業では、「業務セールスに利用するツール」又は「販売する商品の広告宣伝」として、営利目的で販売するものとみなせる可能性がある。 	<p>（２） 「利用目的」</p>

【対応の方向性】

- 複製承認の可否は、前述のとおり、複製目的や複製方法など総合的な観点から判断するが、ここでは「そのまま複製」と「もっぱら営利の目的で販売するもの」に観点を絞って整理を行う。
- まず前提として、「そのまま複製」に該当するか否か、あるいは「もっぱら営利の目的で販売するもの」に該当するか否かだけで承認の種類（複製承認、使用承認）が決まるものではない、という点に留意が必要である。すなわち、「そのまま複製」に該当する場合は複製承認、そうでない場合は使用承認となるわけではなく、使用承認となるためには、地図に十分な加工が施されていること（地図の調製）が要件となる。
- 上記を踏まえたうえで「ケース1」を検討すると、「そのまま複製」に該当するか否かにより、「もっぱら営利の目的で販売するもの」への該当性に関する対応のあり方も変わると言える。
- 無加工で、「そのまま複製」に該当すると考えられるときは複製承認となるが、承認に当たっては、複製目的、用途や複製の必要性とともに「もっぱら営利の目的で販売するもの」に該当するかについて十分な検討が必要である。一方、十分加工して使うときは複製承認ではなく使用承認となるため、「もっぱら営利の目的で販売するもの」に該当するか否かは問題にならないと考えられる。ただし、十分加工されていることが必須である。
- 一方、「もっぱら営利の目的で販売するもの」の観点からみると、地域情報の提供が「もっぱら営利の目的で販売するもの」の規定に抵触しないと考えられる企業に対しては、「そのまま複製」も含めて、地図の提供（複製承認）は可能と考えられる。
- 「もっぱら営利の目的で販売するもの」の規定に抵触する可能性のある企業に対しては、当該企業が「そのまま複製」に該当しないように対処する（十分に加工するあるいは地図が単独で表示できないようにする）ならば、地図の提供は可能と考えられる。

■ ケース2：測量成果を情報提供（有料サービス）のツールの一部として利用したいというケース

都市計画図を背景図に利用し、その上に地域の情報（お得な商店の情報、人気飲食店情報など）を掲載して、インターネット等を通じて特定の会員に対して有料サービスとして情報提供する。

【「そのまま複製」への該当性】

- 「そのまま複製」については、ケース1と同様に考えることができる。

【「もっぱら営利の目的で販売するもの」への該当性】

考え方

- 有料で情報（コンテンツ）を提供しており「もっぱら営利の目的で販売するもの」に該当する可能性が高い。
- ただし、公的な団体が有料で情報を提供しようとするときについては、非営利活動として行う必要性に着目して「もっぱら営利の目的で販売するもの」への該当性を判断することになる。

（《参考》）

「基本的な考え方」の参照箇所

（2）「利用目的」、「対価／価格」

【対応の方向性】

- ・ケース2は、有料サービス（＝営利性あり）において都市計画図を利用するときである。
- ・これまで整理してきたとおり、公共測量成果（地図）の複製は、「そのまま複製」かつ「もっぱら営利の目的で販売するもの」というときには承認できない。
- ・本ケースでは、民間企業側で「そのまま複製」とみなされない程度に元の地図を加工する、あるいは「重ね合わせた情報と元の地図が切り離せないような仕組みを作る」といった対応を行うならば、公共測量成果（地図）の提供は可能であると考えられる。
- ・つまり、本ケースでは、複製承認をすることは難しいものの、使用承認によって地図を提供することは可能であると言える。ただし、使用承認に当たっては、十分な加工が施され、新たに地図が調製されている必要がある。

《参考》

- ▼公的な団体（観光協会など）が、地域の宿泊施設や娯楽情報などを載せて有料で旅行者等に情報提供するとき
- ・上記の活動は、地域振興等の公益活動に該当すると考えられることもあり、有料でも、「もっぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足る十分な理由」に該当しないこともある。よって、単に有料であることだけで承認しないということにはならないと考えられる。
 - ・ただしその態様から判断して、その団体の設立目的から逸脱し、宣伝又は販売に使用する等の目的が明らかであるようなときには、営利目的での販売に該当すると考えられる。

■ ケース3：測量成果を商品の一部に組み込んで利用したいというケース

都市計画図を背景図として組み込んだデータソフト一体型のGISを販売する。

【「そのまま複製」への該当性】

- ・本ケースでは、都市計画図（測量成果）をGISに組み込み提供（販売）しているが、「そのまま複製」についての考え方はケース1と同様である。

【「もっぱら営利の目的で販売するもの」への該当性】

- ・「もっぱら営利の目的で販売するもの」については、ケース2と同様に考えることができる。
（データソフト一体型のGISを販売しており、「もっぱら営利の目的で販売するもの」に該当する）

【対応の方向性】

- ・対応方法は、これまで述べた内容と特に違いはないと考えられる。すなわち、「そのまま複製」かつ「もっぱら営利の目的で販売するもの」という条件に抵触しなければよく、このケースでは、使用承認によって利用を認めることが考えられる。

調達時における契約書に盛り込むべき項目（例）

1. 総則

1.1 業務の名称

（業務を識別するための名称を記述する）

本業務の名称は「市共用空間データ整備業務」とする。

1.2 業務の目的

（整備すべきデータの理解を助けるために、利用目的や利用業務を記述する）

市（以降、発注者という）の各部署で共通して利用するデータを一括して整備することにより、各部署における地理情報システムの導入を容易とするとともに、今後、各部署が独自に整備するデータの相互利用を図ることを目的とする。

1.3 引用する法令や標準

（使われている用語や定義の引用先となる他の標準や法令を記述する）

本仕様書で引用する法令や標準を以下に示す。

- ・ 地理情報標準（メタデータの定義）
- ・ 測量法（昭和24年法律第188号）（測量基準の定義）
- ・ 建設省告示第3059号（平面直角座標系の定義）
- ・ 市公共測量作業規程

1.4 貸与資料と使用制限

（資料の貸与とその取扱いについて受託者義務を記述する）

発注者は本業務を実施するにあたって必要な資料を受託者へ貸与する。受託者は貸与された資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。業務終了後はすみやかに返却する。

1.5 守秘義務

（受託者の守秘義務について記述する）

受託者は業務上知り得た情報を、発注者の承認を得ずに他へ漏らしてはならない。

1.6 成果品の帰属

（疑義が生じない様に、発注者と受託者で成果物及び中間成果物の諸権利の帰属をできる限り明確に記述する）

本業務で得られた成果物及び中間成果物の権利は発注者に帰属する。

1.7 成果物の保証期間

(成果物納入後に誤りが発見されたとき、納入者が誤りの修正義務を負うことを記述する)

成果品の納入後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正する。

1.8 疑義

(業務の遂行に際して疑義が生じたときの対処方法を記述する)

疑義が生じた場合は、発注者と受託者の間で協議し、その決定に従うものとする。

2. データの概要

2.1 データの空間的範囲

(データを整備する地域的範囲を記述する)

データを整備する地理的範囲は 市全域とする。

2.2 データの時間的範囲

(いつの時点のデータを作成するかを記述する)

元資料が指定されないデータの時間的範囲は平成 年 月 日から平成 年 月 日とする。

2.3 空間参照系

(データセットで使用する位置座標の定義を記述する)

データの位置座標は次の定義に従う。
準拠する測地系：日本測地系（改正測量法施行日以降は世界測地系）
水平位置の座標系：平面直角座標第 系
垂直位置の座標系：平均海面を基準とする標高

3. 業務の内容

3.1 データ整備

(別途仕様書で示されているデータを整備することを記述する)

「共用空間データ基本仕様書」に定義されている地物型、属性型のうち、以下のデータを指定の品質を満足するよう整備する。

行政区域	筆	境界杭	基準点
街区	道路中心線	道路	車歩道境界
建物	軌道	河川水涯線	湖池
海岸線	水部構造物	標高	画像

3.2 元資料の指示

(データ整備に当たって使用する元資料を記述する)

データ整備にあたって以下の元資料を使用する。データの品質は元資料との差異により測定する。

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| ・不動産登記法 17 条地図及び
市町村の所有する公図の写し | 筆、行政区域の元資料とする |
| ・境界点座標データ | 境界点の元資料とする |
| ・点の記 | 基準点の元資料とする |
| ・住居表示台帳の写し | 街区、建物の住居番号の元資料とする |
| ・道路台帳図 | 道路中心線、道路の元資料とする |

3.3 品質検査

(成果品の品質検査を行い、要求する品質に達していないときは、受託者は要求品質に達するまで修正を行うことを記述する)

「共用空間データ基本仕様書」に基づき成果品の品質を検査する。検査結果が要求する品質に達していない場合には、受託者は品質の定義に基づいて必要な修正を行い、要求品質に達するまでチェック、修正を行うこととする。

3.4 取得項目・品質に関する特記事項

(この項は特に指定があれば記述する)

(この項は特に指定があれば記述する)

3.5 データの記録仕様

(整備する空間データの物理的な記録仕様を記述する)

記録仕様は、地理情報標準に準拠した XML 形式とする。

(あるいは)

記録仕様は、別途示す規則に従った、フォーマットとする。

3.6 メタデータの作成

(メタデータを作成することを記述する)

共用空間データ基本仕様書」に示される項目でメタデータを作成する。ただし以下のメタデータ要素は発注者側で整備する。

責任者情報

アクセスの制約

使用の制約

3.7 メタデータ記録仕様

(メタデータの物理的な記録仕様を記述する)

メタデータの記録仕様は「地理情報標準」に基づく XML とする。

4. 成果品

(成果品と数量を記述する)

成果品は次のとおりとする。
共用空間データを格納した磁気媒体
メタデータを格納した磁気媒体
作業報告書

(『統合型GIS導入・運用マニュアル』(平成16年3月、総務省自治行政局地域情報政策室)より引用、時点修正)

提供時における契約書・約款に盛り込むべき項目（例）

1. 情報提供の目的・趣旨
（情報を提供する目的・趣旨についての説明を記述する）
2. 提供する情報の内容
（提供する情報の内容について記述する）
3. 用語の定義
（約款等で使用する用語の定義を記述する）
4. 利用制限等
（利用者が不可能な利用方法や目的を記述する。そのまま複製や譲渡のほか、加工した成果物の取扱いなどに関する利用範囲を示す）
5. 免責事項
（当該地理情報を利用したことによる利用者の損失・損害等に関する免責を記述する。あるいは利用者が当該地理情報を利用し第三者に損害・損失を与えたことに対する提供主体の免責を記述する）
6. 著作権等
（提供する地理情報等の著作権に関して記述する。また、提供する地理情報の加工や譲渡に関する記述も記述する）
7. 品質等に関する注意事項
（地理情報の精度や作成年次、正確性などに関して保証するものではないことなど注意事項を記述する）
8. 個人情報保護
（個人情報に関する取扱いや目的外使用を禁ずることを記述する）
9. 約款の変更
（約款の変更に関する規定を記述する）
10. 停止・変更
（サービスの停止や変更が断りなく行われることがあることを記述する）
11. 罰則（訴訟の所管裁判所や罰則規定など）
（約款等に関する訴訟の所管裁判所や罰則規定などを記述する）
12. 問い合わせ先
（問い合わせ先について記述する）

（『地理情報の提供促進に関する検討調査』（平成16年3月、国土交通省国土計画局）より引用）

索引

力行

- 契約 13, 18, 24, 28, 34 ~ 36, 38, 46 ~ 49, 58, 110, 114
- 共同著作権 40
- 共同著作物 16
- 権利関係 7, 24, 28, 34, 35
- 公共測量成果 19, 26, 49, 50, 54, 109
- 工業所有権 21
- 個人情報 1, 20, 21, 26, 46, 47, 48, 53, 55

サ行

- 情報公開 18, 20, 30, 45, 46, 47, 48, 55
- 創作性 10, 11, 13, 16, 26, 39, 41
- 測量法 19, 46 ~ 48, 53, 54, 55, 103, 105

タ行

- 対価 29, 30, 43, 47, 49, 52, 56, 57, 58, 105, 106, 107
- 著作権
 - の帰属 25, 37, 38, 40, 41, 43, 56, 57
 - の制限 14, 18
- 著作者人格権 13, 14, 16 ~ 18, 38
- 著作物性 9 ~ 13, 15
- 地理情報
 - の調達・利用 1, 17, 21, 23 ~ 25, 35, 39, 40
 - の創作性 13
 - の著作権 12, 13, 40, 43, 55
 - の著作物性 9, 13
 - の提供 1, 4, 5, 15, 20, 23, 25, 29, 46 ~ 49, 52, 55, 57, 103

ナ行

- 二次的著作物 4, 13 ~ 15, 17, 18, 29, 38, 41, 43, 56, 57

ヤ行

- 約款 23, 24, 28, 46, 47, 49, 56, 57, 114

「5 . 事例集」については、分量の関係から該当ページの掲載を割愛した。